

社會生活の一特徴を考慮すること必要なり。既に第一章に於て述べたるが如く支那人の認むる共同生活上の義務は國家に對するよりは寧ろ家族地方又は個人に對するものなり。西洋に所謂愛國心は支那にては今日漸く感得せられ始めたるに過ぎず。職業組合、協會、盟及軍隊等皆或個人的指導者に従ふを例とす。斯るが故に説得又は強制に依りて、或特定の指揮者の支持を得るときは右指揮者の全勢力範圍内の追従者の支持も亦自ら得ることとなるなり。前掲の如き事件の記述は支那人の斯る特徴が各省政府の組織に如何に巧に利用せられたるかを示すものにして同一の之等小數の有力者の働きは最終の階梯を完成する爲めに用ひられたり。

自治指導部

獨立を達成する主要なる手段となりしは、奉天に中央事務所を有したる自治指導部なり。信憑すべき證人が委員會に對して陳述したる所に依れば、右自治指導部は日本人に依り組織せられ、且首長は支那人なるも大部分の職員は日本人に依り充たされ關東軍司令部第四部の機關として活動したる趣なり。然して同部の主たる目的は獨立運動を作興するに在りたり。右中央部の指揮監督の下に奉天省各縣に地方自治執行委員會組織せられたり。之等各縣に對し中央部は其の有する監督員指導者及び講師より成る多數且つ經驗に富める人員中より必要に應じ部員を派したるが、其の多くは日本人なりき。尙中央部はその編輯發行せる新聞を利用したり。

一月七日の在奉天自治指導部の布告

右中央部により發せられたる訓令の性質は、同部が一月一日附を以て同月七日發布したる布告を見れば明かなり。同布告は東北は今や滿洲及び蒙古に於て新獨立國家の建設の爲め一大民衆運動を運滞なく起すの必要に直面せりと告げ居れり。同布告は尙奉天省各縣における其の事業の發展の狀を呈し、且奉天省の爾後の各省に對し、其の活動を擴張する爲めの計劃を概説したり。而して更に布告は東北民衆に對し張學良を打倒し、自治協會に加入し、清廉なる政府を設立し、人民の生活狀態を改善するが爲めに協力すべしと訴へ次の語を以て結べり。

「北部及東部の組織を團結せよ。新國家へ。獨立へ。」

右布告は五萬枚頒布せられたり。

一月中に於ける部長の計案

尙一月中には早くも自治指導部部長于沖漢は省長戚式毅と共に新「國家」に對する計案を作りつゝありたるが、右新「國家」は二月十日樹立せらるべき旨報せられたり。然るに、一月二十九日哈爾濱に於て兵變勃發したること及丁超との戰鬥中の馬將軍の態度不明なりしとは當時右準備の進行を一時延期せる主な理由なりしが如し。

其の後、丁超敗退後張景惠中將と馬將軍との間の商議の結果、二月十四日協定成り、之に依り馬將軍は

黒龍江省省長に執任することとなり。新國家の基礎を協定すべき會議は二月十六日及十七日奉天に於て開かれたり。東三省又は省長及特別區長官並に從來一切の準備事業に於て重要な役割を演じ來れる趙欣伯博士自ら出席せり。

右五人の會合に於て新國家を建設すべきこと、一時東三省及び特別區に對する最高權力を行使すべき東北行政委員會を組織すべきこと、及び最後に右最高委員會は遲滞無く新「國家」の建設の爲必要な一切の準備を爲すべきこと決議せられり。會議の第二日には二人の蒙古王族出席したるが、其の一は黒龍江省西部の「バルガ」地方（「コロンバイル」）を代表し、他即ち「チエリム」盟の「チワン」親王は同親王を他の如何なる指導者よりも尊敬し居る殆んど凡ての旗を代表したり。

二月十七日の最高行政委員會

同日最高行政委員會組織せられたり。其の委員は委員長張景惠中將、奉天、吉林、黒龍江及び熱河の四省長並に蒙古地方代表「チワン」親王及び「リン・シエン」親王なり。同委員會初の諸決議は次の如し。

- 一 新「國家」に共和制を採用すること
- 二 構成各省の自治を尊重すること
- 三 執政に「攝政」の稱號を與ること
- 四 四省及び特別區長官、全旗代表「チワン」親王及び黒龍江省「コロンバイル」代表「クエィフ」の署名すべき獨立宣言を發すること。

關東軍司令官は同夜「新國家の幹部」の爲め公式の晩餐會を催したるが、同司令官は右幹部に對し其の成功を祝すると共に必要の際には援助を與ふべき旨確言するところありたり。

二月十八日の獨立宣言

獨立の宣言は二月十八日發布せられたり。右宣言は永遠の平和を享受せんとする人民の熱烈なる願望及び人民に依り選定せられたりと稱せらる。各施政者が右人民の願望を充たすべき義務に言及せり。宣言は新國家樹立の必要に言及し、且東北行政委員會は此の目的の爲設置せられたる旨述べたり。今や國民黨及び南京政府との關係破棄せられたるを以て、人民は善政を享受すべしと約束したり。同宣言は通電を以て滿洲各地に發送せられたり。馬省長及び熙洽省長は夫々其の省首都に歸還せるが、代表を任命して臧式毅省長張景惠長官及び趙欣伯市長と會合し以て細目を決定せしめたり。此の團體に依りて次で開かれたる二月十九日の會合に於て共和國を建立すること。憲法中に於て權力分立主義を規定すること、及び前宣統皇帝に執政たらんことを請ふべきことを決議せり。次の數日中に於て首都は長春とすること、年號は「大同」（大調和を意味す）とすることを決議し、尙國旗の圖案も決定せられたり。二月二十五日右諸決議は熱河省を含む各省政府並に「コロンバイル」及び「チエリム」「チヤオタ」「チヨサツ」諸盟の蒙古行政諸官署に通告せられたり。右の中最後に掲げたる三盟は熱河省に設立せられたるものにして、従つて既述

の如く熱河省長の意に反する何等の措置を執ること能はざりき。

國家建立促進運動

獨立宣言及び新國家建設諸計劃發表後、自治指導部は民衆を組織して之に對する支持を表明せしむる上に於て指導的役割を演じたり。同部は「新國家建設促進」の爲めの諸協會設立に與つて力ありたり。同部は其の奉天省各縣に於ける支部、即ち自治執行委員會に訓令して一切の手段を盡して獨立運動を強化促進せしめたり。此の結果、新たな「促進協會」は自治執行委員會を中心として續々設立せられたり。二月二十日以後此等の新たに組織せられたる「促進協會」は活動を開始せり。「ポスター」は準備せられ、「スロガン」は印刷せられ、書籍又「パンフレット」は發行せられ、「東北文化半月刊」は發行せられ赤聯配布せられたり。「フリーレット」は郵便に依りて多數の名士に發送せられ宣傳事業に對する助力を求めたり。奉天に於ては支那商業會議所は聯を配布して戸口に貼付せしめたり。同時に各縣の自治執行委員會は地方紳士並に商業、農業、工業及教育團體の會長又は著名會員等の如き人民代表の會議を召集せり。加ふるに、民衆大會は組織せられ行列又は遊行は縣首都の主要街路に行はれたり。一般人民又は特殊の團體の希望を表明せる決議は、地方有力者會議又は幾千人の出席者ありたりと稱せらるゝ民衆大會に於て通過したり。此等決議は勿論奉天自治指導部に送達せられたり。

新國家に賛成する二月二十八日奉天決議

促進協會及自治執行委員會が奉天省の各縣に於て活動を續けたる後、新國家建設に對する民衆の一般的希望を具體的に表示する爲奉天に於て省大會組織せられたり。斯くて二月二十八日會合は開催せられたるが、右會合には同省の各縣官吏及殆ど一切の階級及團體の代表者を網羅せる約六百人の出席者ありたり。同會合は一宣言書を發して舊壓制軍閥の没落及び新時代の黎明に對する奉天省一千六百萬住民の喜悅の情を表明せり。奉天省に關する限りに於ては右運動は斯くて終結を告げたり。

吉林省に於ける獨立運動

吉林省に於ける新國家贊助運動も亦組織せられ且つ指導せられたるものなりき。奉天に於ける二月十六日の會議に出席中、熙洽省長は同省各縣官吏に對し通電を發して新國家が行ふべき政策に付ての輿論に關し情報を與へられんことを求めたり。之等各縣官吏は各自の縣に於ける諸職業組合及び協會に對し十分の指導を與ふべき旨報せられたり。右通電に對する直接の反響として獨立運動は各地に擡頭せり。二月二十日吉林省政府は國家創立委員會を組織したるが、其の目的は各種團體の獨立運動を指導するに在りたり。二月二十四日在長春人民協會は民衆大會を開催せるが、約四千名の出席者ありたる旨報せられたり。彼等は新「國家」建立の促進を要求せり。同様なる會議は其他地方及び哈爾濱に於ても亦開催せられたり。二月二十五日全省民衆大會吉林市に於て開催せられたり。約一萬人の出席者ありたる旨報せられたり。二

月二十八日奉天に於て通過せられると同様の宣言然るべく發せられたり。

黒龍江省の獨立宣言

黒龍江省に於ては奉天自治指導部が重要な役割を演じたり。一月七日張景惠將軍は黒龍江省長の職責を引き受くるや同省の獨立を宣言せり。前記奉天自治指導部は黒龍江省に於ける右加速度的運動を指導援助せり。四名の校將（内二名は日本將校）奉天より齊々哈爾。到着後、二日を経て即ち二月二十二日省政府廳舎内の大廣間に會合を催したるが、右會合には各團體より多數の參會者ありたり。右會合は全黒龍江省大會にして建國準備の方法を決定せむが爲めのものなるが、右大會は二月二十四日大示威運動をなすべき旨の決議を可決したり。

齊々哈爾に於ける右示威運動には數千の群衆參加し、行列は「ボスター」巻旗、旒旗を以て覆はれ、此事件を祝賀したり。日本の砲兵隊は當日を祝福して百一發の禮砲を發し、日本飛行機上空を旋回し、印刷物を投下したり。直に宣言發せられたるが、これに依り責任内閣制とし且つ元首に大總統を推戴する共和政體建設せられたり。總ての權力は中央政府に集中せられ省政府は之を廢止することとし縣及び市町村は地方行政の單位として存置したり。二月末に至る迄に奉天、吉林、黒龍江及び特別區は既に夫々宣言を發し蒙古旗族も又特別自治區を形成し、他方蒙古族の權利を保障し得ること或は可能ならむこと判明したるを以て、其の忠誠を新國家に對し誓ふに至れり。回教徒は奉天に於ける二月十五日の會合に於て既に彼等

の忠誠を誓ひたり。其他未だ歸屬せざる少數の滿洲人の大部分は新國家の執政として多分前皇帝が推舉せらるべしとのことを知るや新「國家」を歓迎したり。

二月廿九日奉天に於ける全滿大會

各省區が新國家建設計畫に對し、正式の參同を與へたる後、自治指導部は二月廿九日奉天に全滿大會を召集したり。右大會には各省並に奉天省及び蒙古地方の各郡等よりの正式代表其他多數參列し、又吉林及び特別區の朝鮮人並に滿洲及び蒙古の青年同盟支部等諸種の團體の代表者會合し其の總數七百名以上に達したり。諸種の演説が爲され、滿場一致を以て宣言及び決議可決せられたるが前者は舊制度を攻撃し後者は新「國家」を歓迎したり。又新國家の臨時的元首として前皇帝の宣統帝（帝は「ヘンリー」溥儀氏として知らるる）を推舉するの第二の決議も採擇せられたり。

前皇帝「ヘンリー」溥儀氏「滿洲國」元首を承諾す

東北行政執行委員會は、直に緊急會議を開き、六名の代表者を選び之を旅順に派遣し、昨年十一月天津出發以來同地に滞在中の前皇帝を招せしめたり。溥儀氏は最初之を拒絶したるも、三月四日第二回目の二十九名より成る代表者は遂に僅か一年を期限として氏の承諾を取り付け得たり。こゝに於て、前記執行委員會は陸軍中將張景惠を委員長とし、他に九名の委員を選出して歡迎委員會を組織したるが、右委員は三月五日旅順に赴き謁見を賜はりたり。前皇帝は委員の懇請を容れて三月六日旅順を出發し湯崗子に至りた

るが二日の後即ち三月八日には既に「滿洲國」の執政として禮遇を受けた。

三月九日長春に於ける就任式

三月九日新都長春に於て就任式行はれたり。溥儀氏は執政として新國家の政策は「道義、仁慈、愛撫」を基礎とすべき事を約する旨の宣言を發したり。十日には新政府の幹部即ち内閣の閣僚、立法院長、監察院長、參議院總裁及び副總裁、各省長及び特別區長、各省防備司令其他の高官の任命を見たり。「滿洲國」建設に關する通告は三月十二日諸外國に發せられたるが、右通告の目的は諸外國に對し「滿洲國」建設の根本目的、對外政策の主義を通告し新國家としての承認を要求するにありとせられたり。

執政の到着前、既に相當数の法規は制定せられ公布せらるる迄になり居りたるが（右法規の制定には趙欣伯博士も時々參與し來りたり）、これ等法規は三月九日新政府組織法と同時に實施せられ、其迄有効なりし諸法規は新法規又は新國家の根本方針と抵觸せざる限り、同日付の特別命令に依り暫定的に採用せられたり。

情報の出所

「滿洲國」創設に至る經過に關する此の記述は有らゆる出所より得たる情報に依り、編輯せられたるものなり。諸種の事件は其の都度詳細に日本の新聞に報せられたるが、日本人の編輯する「マンチュリア、デリー、ニュース」には多分最も豊富に報せられたり、五月三十日長春に於て現政府に依り準備せられた

る「滿洲國獨立史」滿洲國外交部編「滿洲國概観」滿洲國外交部編の二冊及支那參與員に依り準備せられたる「東北三省に於ける所謂獨立運動に關する覽書」は夫々注意深く研究せられたり。加之能ふ限り第三者より得たる情報利用せられたり。

九月十八日以来の民事行政

九月十八日より「滿洲國政府」建設に至る迄の間に於ける日本軍憲の民事行政、特に銀行の監督、公共事業の經營及鐵道の運用に關する措置は軍事行動開始の時以來、一時的軍事占據の必要以上の永續的なる諸種の目的が遂行せられたることを示したり。九月十九日奉天占據の直後支那銀行、鐵道事務所、公共事業事務所、鑛山監理事務所の内部又は門前に護衛を置き然る後此等事業の財政的又は一般的情况の調査行はれたり。此等の事務所再開せらるるに及び日本人は顧問、専門家又は秘書に任命せられ執行權限を有したり。多くの企業は前東三省政府又は各省政府の所有したるものなるが、此等の政府は戦時に於ては敵國政府と看做さるるを以て、何れの銀行も、鑛山も、農工施設も、鐵道事務所も公益營造物も、實際これ等政府が嘗て公的に又は私的に利害關係を有したる收入の唯一の源と雖も管理を受けざるものなかりき。

鐵道

鐵道に關し軍事行動の當初以來日本官憲に依り執られたる措置は日支間の鐵道に付永年競争中なる諸問

題中の或るもの（本問題に關しては第三章に記述せらるる）に關し、日本の爲めに有利に決定することありたり、即ち急速に左の如き措置執られたり。

- 一 長城以北の總ての支那所有鐵道及び在滿洲諸銀行に在るこれ等鐵道關係預金は沒收せられたり。
- 二 滿鐵と協調せしむる爲め奉天の内外に於て線路の變更を爲したり即ち滿鐵橋下に於て京奉線を切斷し遼寧中央停車場、奉天東驛、奉天北門驛を閉鎖し且吉林行支那政府鐵道（後に復舊せらる）との連絡を斷ちたり。
- 三 吉林に於ては海倫吉林線、吉林敦化線及び吉林長春線の間に有機的連絡を設定したり。
- 四 日本の技術的顧問は各鐵道局に配置せられたり。
- 五 支那官憲に依り採用せられたる「特別運賃率」は廢止せられ舊運賃率採用せられたり、即ち滿鐵の運賃率と一致する運賃率の採用を見たり。

九月十八日、即ち東北交通委員會が機能を停止して以來「滿洲交通部」の開設に至る迄は、日本官憲が諸鐵道の管理に付全責任を負ひたり。

其他の公共事業

在留民の生命及び財産の保護の爲め必要なる程度を超へて行はれたる此種の措置は、奉天及び安東に於ける電氣供給の場合に於ても、日本官憲に依りて行はれたり、又九月十八日より滿洲國建設迄の期間日本官憲は支那政府の電話、電信及び無電の管理及び運用に關し變更を加へたるが、右は滿洲に於ける日本の

電話及び電信事業と協同し得べし。

結論

一九三一年九月十八日以來、日本軍憲の軍事上及民政上の活動は本質的に政治的考慮に依りて爲されたり。東三省の前進的軍事占據は支那官憲の手より順次齊々哈爾濱州及び哈爾濱を奪ひ遂には滿洲に於ける總ての重要な都市に及びたり。而して、軍事占領の後には常に民政が恢復せられたり。一九三二年九月以前に於て聞かれざりし獨立運動が日本軍の人滿に依り可能となりたることは明かなり。日本に於ける新政治運動に密接なる接觸を保ち居りたり（第四章參照）日本の文官及び將校の一團は其の現職にあると否とを問はず九月十八日の事件後に於ける滿洲の事態の解決策として此の獨立運動を計畫し、組織し且つ遂行したり。彼等は右の目的を以て支那人の生命及び行動を利用して前政權に對し不平を抱く住民中小數民族を利用したり。日本の參謀本部が當初より又は少くとも暫時を経て斯くの如き自治運動を利用することを感じたり。其結果、彼等は此の運動の組織者に對し援助及び指導を與へたり。各方面より得たる證據に依り本委員會は「滿洲國」の創設に寄與したる要素は多々あるも相俟つて最も有效にして然も吾人の見る所を以てせば、其れなきに於ては新國家は形成せられざりしなるべしと思考せらるる二の要素あり、其は日本軍隊の存在と日本の文武官憲の活動なりと確信するものなり。右の理由に依り現在の

政權は純粹且つ自發的なる獨立運動に依りて出現したるものと思ふことを得ず。

第二節 「滿洲國」の現政府

政府の組織法

滿洲國は組織法及び人權保障法に依りて統治せらる。政府組織法は政府諸機關の根本的組織を規定したるものにして、大同元年（一九三二年）三月九日付教令第一號に依りて公布せられたり。執政は國家の元首にして總ての行政權は執政に屬し執政は又立法院を統制するの權能あり、執政は重要國務に關し助言を與ふる參議府に依り輔佐せらる。政府組織法の特質は政府の權力を國務、立法司法及び監察の四院に分つ點にあり。

國務院の任務 は執政統御の下に總理及び各總長に依りて遂行せられ總理及此等總長は相合し國務院即ち内閣を組織するものとす。總理は各總長の事務を監督し強力なる總務長を通じて、機密事項、人事主計、支給の事務を直裁す、國務院に附屬して諸種の事務局あり、就中資政院及び法制局は重要なり、行政權は斯の如く主として執政及び總理の手に集中せられ居れり。

立法權は立法院にあり 總ての法律及び豫算は立法院の覆贊を経るを要す。然れども立法院が或法案を否決したる場合には、執政は立法院にその再議を要求することを得。而して尙再び其の法案が否決せられたる場合には執政は參議府に諮りて其の可否を裁決することを得。然れども現在に於ては立法院の

組織に關する法律は制定せられ居らず。從て諸法律は國務院に依り起草せられ參議府に諮問せられ且執政の承認あらば効力を發生す。從て立法院が組織せられざる限り總理の地位は最も有力なり。

司法院 は數多の法院を包含し此等の法院は最高法院、高等法院及び地方法院の三階級に分たる。

監察院 は官吏の行績を監察し會計を檢査す。監察院の職員は犯罪行爲又は懲戒處分に依るの外免職せらるゝことなく且つ其の意思に反して停職、轉任又は減俸せらるゝことなかるべし。

省及特別區

地方行政の爲「滿洲國」は五省及び二特別區に分たる、省は奉天、吉林、黑龍江、熱河及び興安なり。最後に揚げたる興安省は蒙古地方を包含し、舊來の旗制度及び諸旗盟の連合に適合する如く三地方即ち縣に分たる、特別區は、舊東支鐵道即ち哈爾濱地方及び新に制定せられたる間島即ち鮮人地方なり。此の行政的區劃に依り、主要少數民族なる蒙古人、朝鮮人及び露西亞人は彼等の需要に適合する特別の行政を出來得る限り保障せらるべきものとす。委員會は「滿洲國」に包含せらるゝことを要求せらるゝ地方の地圖を示さんことを屢々要求したれども、右地圖は與へられずして「滿洲國」の境界を左の如く示す一の書翰を受領したり。

「新國家は南は長城に依り界せられ同國に於ける蒙古諸盟及諸旗は「コロンバイル」並に哲理木、昭烏達卓索圖の諸旗盟を包含す」

各省の長官には省長あり。然れども、行政權を中央政府に集中せんとするに依り、省長は軍隊又は財政の何れに對しても何等の權限も與へらるゝを得ず。省に於ても中央政府に於ても總務部が支配的地位を保

持す。總務部は機密事項、人事、會計、文書及び他の管轄に屬せざる事項を管理す。

縣及び市町村

省は縣に分たる。縣は一般に縣自治機關に依り治められ右機關は其の指揮下に各都府に總務部を有す。市政府は奉天、哈爾濱及び長春に存す。尤も哈爾濱に於ては露西亞市街及び支那市街の双方を包含すべき大哈爾濱を建設せんとする計畫あり。鐵道特區は廢止せらるべし。同區の一部は大哈爾濱に包含せらるべく、又東支鐵道沿線の殘部は黑龍江省及び吉林省に加へらるべし。滿洲國政府は省を目して行政區劃と爲し、縣及び市町村を目して財政上の單位と爲す。同政府は省、縣及び市町村の租税の額を決定し豫算を裁決す。一切の地方的收人は中央の國庫に拂込まるべく、國庫は然る後適當なる支出を管理す。此等の收入は舊制度の下に於て普通行はれたる如く地方官憲に依り全部又は一部保留せらるゝことを得ず、自然本制度は未だ満足なる運用を見るに至らず。

日本人官吏及び顧問

「滿洲國政府」に於ては、日本人官吏は樞要の地位を占め、且つ日本人顧問は總ての重要なる部局に附屬す。國務總理及び其の大臣は總て支那人なりと雖も、新國家の組織に於て最大の實權を行使する各總務部の長は日本人なり。最初日本人は顧問として任命せられたれども、最近に至り最も重要なる地位を占むる

日本人は、支那人と同一の地位に於て完全なる官吏と爲されたり。地方政府若くは軍政部及び軍隊又は政府の企業に於ける者を除き、中央政府のみに於て約二百名の日本人は「滿洲國」の官吏なり。日本人は總務廳並に法制局及び諮問局（右は實際上國務總理の官房を構成す）各院及び省政府に於ける總務部及び縣に於ける自治指導委員會並に奉天、吉林及び黑龍江各省に於ける警察部を管理す。加之大多數の局課には日本人の顧問、書記官及び事務官あり。尙鐵道事務所及中央銀行にも多數の日本人あり。監察院に於て日本人は總務部長、管理部長及び審計部長の地位を占む。立法院に於て書記長は日本人なり。最後に執政の最も重要な官吏は宮務局長及び執政護衛隊司令官を含み日本人なり。

（註）重要な任命は「滿洲國政府公報」に發表せられたり。

政府の目的

政府の目的は二月十八日の東北行政委員會の宣言及び三月一日の「滿洲國政府」の宣言に表明せられたるが如く「王道」の根本原則に従ひて統治するに在り。此の語に對する英語の正確なる同意語を發見するは困難なり。「滿洲國」當局に依り提供せられたる通譯者は之を「愛」と譯したれども、學者は數多の意味合ひを有し得べき「王者の道」(「キングリー・ウェー」)なる意義を之に與ふ。而して、右は支那の傳統に依れば往時より誠心誠意民の安泰を念としたる善政の基礎たりしものなり。傳統的に支那人は「王道」なる表現を「王道」に正反對なるものとして使用したり。右「王道」なる表現は孫逸仙博士に依り其の著「三

民主主義」中に論ぜられたる如く強力と強制とに依頼することを意味す。孫逸仙は依て「王道」は「力は正義」の正反對なりと説明したり。新政府創設の主たる立役者たる自治指導部の政策は該部に代りたる諮問局に依り繼續せられたり。軍事官憲は行政事項に干渉することを許されざりき。官職勤務の資格を規律する規則は制定せらるべく且任命は候補者の能力を基礎として爲さざるべきものとせらる。

課税

課税は之を輕減し且法律的基礎の上に置かるべく、又經濟及び行政の健全なる原則に従ひ改革せらるべし。直接税は縣及び市町村の政府に移讓せらるべく、中央政府は間接税より得らるる収入を確保すべし。長春當局より供せられたる書類は、若干の租税が廢止せられ同時に他の租税が輕減せられたる旨を述べ居れり。政府の企業及び政府の所有する財源の調整が収入を増加せんこと及び將來に於ける軍隊の縮少が支出を減少せんことを希望する旨表明せられたり。然れども、目下の所新國家の財政的地位は不満足のものなり。不正規兵との戰爭は軍費を大ならしめ他方同時に政府は正規の諸財源より収入を受領し居らず。第一年度の支出は現在大約六千五百萬弗の收入に對し八千五百萬弗の支出と見積られ二千萬弗の不足を示せり。而して右不足は後に説明するが如く(註)新たに設置せられたる中央銀行よりの借入金金を以て補充せらるる豫定なり。

(註) 本報告書附屬の特別研究第四號參照

政府に財政的狀態の改善するに従ひ其の收入の出來得る限り、多數を教育、公安及び國の發展(荒蕪地の開墾、鑛物及び森林資源の開発並に交通制度の擴張を含む)に使用すべき旨の意圖を表明したり。政府は國の發展に付外國の財政的援助を歡迎すべきこと並に機會均等及び門戶開放の主義を固守すべきことを述べたり。

教育

政府は既に初等學校及び中等學校を再開したり。而して政府は新國家の精神及び政策を完全に了解すべき極めて多數の教員を訓練するの意圖を有す。新課程は採用せらるべく、新教科書は編纂せらるべく、而して一課の排外教育は廢止せらるべし。新教育制度は初等學校を改善すること及び職業教育、初等學校教員の訓練及び衛生的生活に關する健全なる思想の教授を強調することを目的と爲すべし。英語及び日本語の教授は中等學校に於て義務的たるべく、又、日本語の教授は初等學校に於て隨意たるべし。

司法及警察

「滿洲國」當局は司法に對し行政官憲の干渉の許容せられざるべきことを決定したり。司法官の地位は法律に依て保障せられ且其の俸給は充分なるものたるべし。司法官の地位に對する資格は高めらるべし。治外法權は當分の尊重せらるべきも政府は現制度に對する適當なる改革の遂行せられたるとき治外法權の撤廢の爲直に諸外國と交渉を開始するの意圖なり。警察官は適當に選擇、訓練、給與せられ且完全に軍隊

軍隊

(軍隊は警察職務を篡奪することを許されざるべし)より分離せしめらるべきものとす。

軍隊の改編は計畫せられ居るも現在のところ軍隊は大多數舊滿洲軍より成るを以て増大する不満と謀叛とを避くる爲警察戒を怠らざること必要なりと感ぜられ居れり。

中央銀行

「滿洲國」中央銀行は六月十四日設置せられ七月一日正式に營業を開始せり、同銀行は「滿洲國」の首都長春に其の本店並に滿洲の都市の大部分に百七十の數に達する支店及出張所を有す。同銀行は三十年間有効の特許狀を有する株式會社として組織せられたり。其の最初の行員は支那人及び日本人たる銀行家及び財政家なりき。同銀行は「内國通貨の流通を規律し、其の安定を保持し及び金融を管理する」の權限を附與せられたり。同銀行の資本は三千萬弗(銀)として許可せられ且少くとも三十「パーセント」の正貨準備を條件として紙幣を發行するの許可を與へられたり。舊省銀行(邊業銀行を含む)は新中央銀行と合併せられ、其の全業務(傍系事業を含む)は新中央銀行に引渡されたり。尙舊省銀行の滿洲以外の支店を清算する爲に措置を講ずる所ありたり。中央銀行は其の建設資金として舊銀行より救出し得べきものに加ふるに二千萬圓(註一)と報ぜらるる日本の貸付金及其の資本に對する「滿洲國」政府の七百五十萬弗(銀)の應募とを有す。(註二)同銀行は一切の滿洲通貨を一九三二年七月一日より公式に定められたる率を以て

新紙幣に代へて買戻すことに依り之を統一せんと計畫したり。此等の紙幣は銀弗を基礎として且少くとも三十「パーセント」迄銀、金、外國通貨又は預金を以て保證せらるるを要す。新通貨が要求に應じ且無制限に硬貨に代へられるべきや否やは公式の發表には明かにせられ居らず、舊紙幣は兌換法の通過より二年間流通することを許さるべきも夫れ以後は有効ならざるべし。

(註一) 之が「元」の意味なることあり得べし。

(註二) 千九百三十二年五月五日「滿洲國」財政部長より委員會に與へられたる假豫算に依る。

新中央銀行紙幣の註文は日本國政府に發せられたるも、今日迄のところ右紙幣も新硬貨も未だ流通し居らず。滿洲の現通貨は紙幣が各銀行を通過するとき榮厚(新中央銀行總裁)の署名を追加せられ居る外依然千九百三十一年九月八日前に存したるものなり。新「滿洲國」銀行が如何にして其の自由に處分し得る制限せられたる資本額を以て一切の滿洲通貨を統一し安定せんとする熱心なる計畫の完成を所期し得るやは明かならず。舊省諸金融施設より受け継ぎたる財源は日本の諸銀行よりの借入金及びその資本に對する「滿洲國」政府の應募と共に右目的の爲全然不十分と思考せらる。加之、如何なる基礎に於て同銀行と「滿洲國政府」との關係が設定せらるべきや明かならず。財政部長より委員會に與へられたる滿洲國假豫算に依れば「滿洲國」は其の成立の第一年度中に二千萬元(註)の不足に直面せんことを豫期す。部長の意見に依れば右は中央銀行(當時は存在せざりき)よりの借入金に依り補充せらるべきものなりき。其の

銀行に七千五百萬元應募し、然る後、右銀行より其の豫算均衡を保つ爲め二千萬元以上を借入れんとする政府は、其の中央銀行又は其の豫算を健全なる財政的基礎の上に建つるものに非ず。

(註) 豫算中本事項及び之に續く諸項は「滿洲國」財政部長の一委員との會見に於て「圓」として與へられたるも「滿洲國外交部」より提出せられたる「滿洲國概観」の英譯に於ては右は「元」なる用語を以て表示せらる。從て委員會は本項及び之に續く豫算項目に言及するに際し「圓」よりも寧ろ「元」を使用することとす。

「元」に對する支那人の記號は日本人が「圓」に對し使用する記號と同一なる爲、支那側及び日本側双方より委員會に提供せられたる英譯及び佛譯を取扱ふに當り絶えざる困難ありたり。

中央銀行は現に有すと認めらるる以上に多額の現實の硬貨を獲得し得るに非ざれば、一切の滿洲通貨を兌換可能の銀非を基礎として統一することを殆ど庶幾し得ざるべし。假令、同銀行が通貨の統一(兌換可能ならずとするも)を創成するに成功するに於ては、同銀行は何等か成就したりといふべけんも、統一的通貨にして其の安定性が兌換に依て保證せられざるには健全なる貨幣制度の要件を充たしたるものに非ざるなり。

日本人の支那は公共事業に及ぶ

各種の公共營造物及び鐵道に關し、支那側系統と日本側系統とを連結せんことを目的としたる諸取極作成せられたり。奉天事變勃發前日本側は之が實現を熱望したりしも、支那側は絶えず同意を與ふること

を拒絶したり。尤も九月十八日と「滿洲國」の成立との間に於て、既に本章第一節中に説述したる如く、日本側の希望を實現すべき措置直に執られたり「新國家」の成立以來「滿洲國交通部」の政策は其の權力下に在る主要鐵道線路の少くとも若干の開發に付き滿洲鐵道會社と協定を爲さんとするものゝ如し。

支那電話電信及「ラヂオ」制度

滿洲に於ける支那電話、電信及「ラヂオ」制度は全然官有なるを以て政府自身の經營者を有し、東北電話、電信及「ラヂオ」政廳の統一的管理下に置かる。九月十八日以來、右制度の三者何れも全滿洲に於ける日本側制度と更に密接なる協同作業を爲したり。加之、滿洲に於ける各地より來り又は各地に至る中繼電報並に關東州租借地、日本、朝鮮、臺灣及南洋諸島に於ける各地に至り、又は各地より來る中繼電報に付き日本電信官廳と東北電信政廳との間に取極め作成せられたり。北滿洲におけるに主要中心地と大連、奉天及長春に於ける日本郵便局との間に通信の迅速なる傳達を確保する爲直通線建設せられたり。日本語假名(日本語音字)の通信殊に低率とせられたり。日本語假名の取扱ひを學ぶ爲め支那人の書記に對し特別なる訓練を與へ、又日本人の書記をして主要中心地に於て漸次支那人電務從業員に加はらしむる様計畫せられ居れり。斯くして、滿洲及び全日本帝國間の電信交通を便利ならしむる爲め有らゆる便宜を供與せられたり。之に依りて自然兩國間の通商關係著るしく鞏固となれり。

鹽 稅

九月十八、九日事件の後、日本官憲は鹽稅收入を保留し居る官衙及銀行に對し日本官憲の同意無くして此等の保管金より何等の支出を爲すべからざる旨の命令を發したり。右鹽稅の管理は此の財源よりする收入の大部分が名義上は國家のものなりと雖も、事實張學良元帥の政府に保留せられ居りたる事實を根據として主張せられたるものなり。此の財源よりの收入は一九三〇年に於ては約銀二千五百萬弗に上り、右の中二千四百萬弗は滿洲に於て保留せられ單に百萬弗が在上海總務稽核總辦に送金せられたり。張學良元帥は一九二八年十二月國民政府に参加後鹽稅を擔保としたる借入金に對し、滿洲より支拂ふべき定期即ち銀八萬六千六百弗の月割分擔額の支拂に同意せり。其の後、一九三〇年四月改正表發表せられ、之に依り滿洲の月割分擔額は銀二十一萬七千八百弗に増額せられたり。然れども、滿洲財政の地方的逼迫の爲に張元帥は新割當の支拂延期を要求せり。奉天事件の際に於ける彼の滯納額は五十七萬六千二百弗に上り。新率に依る二十一萬七千八百弗の最初の送金は日本陸軍將校の同意を得て一九三一年九月二十九日に實行せられたり。滿洲に樹立せられたる新政權は右以後一九三二年三月迄に（三月を含む）中央政府に對し當之等の月割分擔額を送金したるのみならず、張學良元帥が未拂の儘残したる滯納額をも送金せり。然れども、彼等は鹽稅剩餘金を以て國家の收入と認めず、之を滿洲の收入と認め、從つて之を地方的目的の爲に保留することを正當と思考したり。奉天治安維持委員會が省政府に合流せし後、同政府は財政廳の支拂ひに充つる爲め在牛莊鹽稅稽核署に對し其の總ての保管金を省銀行に移管すべき旨命じたり。支那の公報に

依れば、在牛莊中國銀行も又原預金者の承諾無くして十月三十日銀六十七萬二千七百九十九元五十六仙に上る鹽稅收入保管金の提供を強要せられ遼寧省財政廳の名に於て同應日本人顧問のみが署名したる一葉の領收證を交付せられたり。新吉林省政府は吉林及黑龍江の鹽運署に關し同様の措置を採れり、支那の公報に依れば新吉林省政府は鹽稅收入を省金庫に移管すべき旨要求したり。署長が之を拒絶するや、彼は數日間拘留せられ、日熙治省長は署長を更迭し後任者を任命したるが、同後任者は十一月二十二日同署を強制占領し又監査署は熙治省長の命令に依り閉鎖せられたり。此の場合に於ても亦、中國銀行及び交通銀行に保管せられ居りたる鹽稅收入は新吉林官憲に依り要求せられ、十一月六日省銀行に移管せられたり。爾來月割分擔額は規則正しく上海に送金たりと雖も、鹽稅收入は地方官憲に依り隨時引出し費消せられたり。一九三一年十月三十日より一九三二年八月二十五日迄の期間に對しては、支那政府の計數を入手し得らるる處右期間に於て銀千四百萬弗に上る鹽稅收入は滿洲に於て保留せられたり。全滿洲に於ける鹽務行政は、既述の如き制限及び監督の下に在りと雖も、尙三月二十八日迄は引續き行はれたるが、同日「滿洲國政府」の財政總長は稽核署に屬する預金、勘定、書類其他の財産を「滿洲國」鹽稅務司に翌日引續ぐべく、又元來中國銀行の扱ひたる鹽稅の徵收は東三省銀行に移管すべき旨の命令を發したり。財政總長は引續き「滿洲國」の鹽務行政に勤務を希望する官吏は鹽稅務司事務所に其の氏名を申出づべき旨を聲明すると共に、彼等が先づ支那共和國政府に對する忠順を拋棄するに於ては其の出願を

十分考慮すべき旨を約せり。四月十五日牛莊稽核署は強力を以て解散せられ署長及び副署長は署より免職せられ、構内は占領せられ金庫、書類及び印章は押收せられたり。其の他の官吏は、引續き勤務方要求せられたるが彼等は何れも之を拒絶したりと報せられ居れり。多數の署員は、署長に隨ひ天津に赴き上海よりの訓令を待ちたり。斯て、東三省に於ける舊鹽務稽核署の職務は滿洲國の新鹽務司事務所に依り完全に引續がれたり。尤も新「政府」は鹽稅を擔保とする外債の爲に必要な金額の衡平なる分擔額を引續き支拂ふの用意ある旨を聲明せり。

税 關

滿洲に於て徵收せられたる關稅收入は、當時中央政府に送金せられ居たるを以て、日本軍憲は關稅行政又は上海への送金に干涉する所無かりき。此の收入に對する干涉は、先づ「滿洲國政府」に依り彼等の「國」は獨立國なりとの理由を以て行はれたり。滿洲國の省政府として二月十七日設立せられたる東北行政委員會が最初に爲したる行動の一は、在滿市場に於ける稅關監督に對し關稅收入は當然の權利として「滿洲國」に屬すべきものにして、將來該委員會の監督の下に置かるべきものなるが、當分稅關監督及び稅務司は平常通り職務を執行すべき旨を訓令するに在りたり。彼等は一般稅關行政を監督する爲、滿洲各港に夫々一名の日本人稅關顧問が任命せられたる旨通報を受けたり。右と關係あるは、龍井村、安東、牛莊及哈爾濱並に其の支署にして、右各港に於て一九三一年に徵收せられたる收入は夫々五十七萬四千海關

兩、三百六十八萬二千海關兩、三百七十九萬二千海關兩及五百二十七萬二千海關兩なり。現在尙「滿洲國政府」の統治外に在る愛琿港は支那關稅行政の下に活動しつゝあり。關東州租借地に在る大連港は特殊の地位を有し居れり。大連を含む滿洲諸港に於て徵收せらるゝ關稅收入は全支那の總關稅收入に對し一九三〇年に於ては、其の一四・七「パーセント」に上り、又一九三一年に於ては其の一三・五「パーセント」に上るの事實は支那關稅行政上に於ける滿洲の重要さを示すものなり。

滿洲國官憲が滿洲に於ける全關稅行政を押收したる手續は安東に於ける措置に依り良く例證せらる。右手續は總稅務司に依り次の如く記述せられたり。

三月任命せられたる安東稅關日本人顧問は、六月中旬迄は何等積極的行動を執る所無かりしが、同月彼は中國銀行に對し關稅收入は爾今上海に送金すべからざる旨の「滿洲國」財政部の確定的命令を送達せり。六月十六日四名の「滿洲國」武裝警官は一名の日本人警部に伴はれ中國銀行に赴き、同銀行支配人に對し彼等は關稅收入を警備する爲來れる旨を告げたり。六月十九日中國銀行は東三省に對し七十八萬三千兩を交付すると共に稅務司に對し右措置は不可抗力の結果として執られたるものなる旨を通報したり。

六月二十六日及二十七日「滿洲國政府」の日本人顧問は在安東稅關を彼に引渡すべきことを要求したるに對し、稅務司が之を拒絶したる處「滿洲國」警官（總て日本人）の爲め同稅務司は稅關より退去せしめられたり、然るに稅務司は安東關稅收入の「八〇パーセント」は鐵道附屬地に於て徵收せらるるものなるを以て日支官憲が此の地帯内に於ける干涉を許さざるべきことを希望し、其の官舎に於て尙稅

關の事務を執らんとしたる處、「滿洲國」警官は鐵道附屬地に入り、多數の稅關吏員を逮捕し殘餘の吏員を脅威し稅務司をして支那の稅關行政を停止するの餘儀なきに至らしめたり。

大連稅關の地位

六月七日迄は大連の關稅收入は三日又は四日置きに上海に送金せられたるが、「滿洲國政府」は六月九日附を以て爾今此等の送金を爲すべからざる旨の通牒を發したり。上海に收入の送金途絶えたるに及び、總稅務司は大連日本人稅務司に對し本件に對し、電報する所ありたるが、右に對し稅務司は日本租借地政府の外事課長より關稅收入の送金を續けることは、日本の利益に影響する所大なるべき旨勸告ありたるの理由を以て、關稅收入の送金繼續を拒絶したり。依て總稅務司は六月二十四日大連稅務司を命令不服從の態を以て罷免したり。

「滿洲國政府」は六月二十七日右罷免稅務司及職員を「滿洲國」の官吏に任命し従前の職務に従事せしめたり。滿洲國政府は若し日本官憲が同政府をして大連稅關の監理を爲さしめざるに於ては、租借地地境瓦房店に新稅關を設置すべしと威嚇的態度を示せり。租借地の日本官憲は關稅行政が新任「滿洲國」官吏の手に移ることに反對せず。本問題は日本に關係無く、單に滿洲國を一方とし、支那政府及大連稅務司を他方とする兩者間に於ける係争問題なりと主張したり。

關稅に關する「滿洲國」政府の見解

「滿洲國政府」は「滿洲國」は獨立國なるを以て、權利として其の領域内に於ける關稅行政に於ける關稅行政に對し完全なる管轄權を行使すと主張す。然れども、同政府は各種外債及賠償金は支那の關稅收入を基礎と爲し居るの事實に鑑み、此等債務を果す爲必要な年額の衡平なる分擔額を支拂ふの用意ある旨を聲明したり。同政府は右分擔金を横濱正金銀行に預金したる後、地方的用途に流用し得る關稅剩餘金は一九三二年より一九五五年迄に於ては約銀千九百萬弗あるべきことを期待し居れり。

郵務行政

九月十八日後、在滿日本軍憲は新聞及び封書に對し檢閲を爲す以外は、郵便局に對し甚だしき干渉を加へざりき。「滿洲國」の建國後同國「政府」は其の領域内の郵務行政を推收せんことを欲し、四月十四日郵務行政の移管を實行する爲特別の官吏を任命せり。四月二十四日同國政府は未だ同盟の資格を有せざりし萬國郵便聯合に之が加盟許可方を申込み。郵務司が郵便局の引渡しを拒絶したる爲め暫次現狀維持せられたるも管理手段を行使する爲め或る事務所には「滿洲國」の監督官配置せられたり。尤も「滿洲國政府」は遂に同國の印紙を發行し支那の印紙使用を停止することに決定したり。七月九日附の交通部令を以て同國政府は新印紙及び新葉書を八月一日より發賣すべき旨を布告せり。茲に於て、支那政府は郵務司に對し在滿郵便局の閉鎖を命ずると共に職員に對し三ヶ月分の給與を受くるか、又は他の地に於て勤務する爲支那に於ける指定地に歸還するかを選択を許したり。「滿洲國」官憲は殘留を希望する郵務使用人に對し

順次就職を勧誘し、且つ支那行政の下に於て彼等の獲得したる財政上其の他の權利を保證することを約したり。七月二十六日「滿洲國政府」は全滿洲を通じ完全に郵務行政を押收せり。

私有財産の取扱

「滿洲國政府」は私有財産並に支那の中央政府又は滿洲舊政權の何れかに依り與へられたる總ての免許にして、右免許が従前施行中の法令及び規則に従ひ、合法的に與へられたるものなる限り、之を尊重すべき旨を聲明せり。同政府は又、舊政權が負へる適法の負債及び債務を支拂ふことを約し、且負債に對する請求を裁決する爲めに委員を任命せり。張學良元帥其他前政權の要人に屬する財産に對し如何なる措置が採らるべきやを記述することは未だ尙早なり。支那の公報に依れば、張學良元帥、萬福麟將軍、鮑毓麟將軍其他若干の者の私有財産は没收せられたり。尤も「滿洲國」官憲は、舊政府の官吏は其の權力を行使して彼等自身の爲に蓄財したるものなるを以て、斯くの如き方法に依り得られたる財産は之を以て當然「私有財産」として承認するの用意なしとの見解を持し居れり。舊官吏の所有物に關しては、慎重なる調査行はれつつあり、但し銀行預金の關する限り右調査は既に終了したりと報ぜらる。

批判

吾人は斯て「滿洲國政府」の組織、其の政綱及び同政府が支那よりの獨立を確認する爲執りたる手段の

若干を叙述したるを以て、次に該政府の行動及び其の主たる特質に關する吾人の結論を述べざる可からず。

此の「政府」の政綱は數多の自由主義的改革案を包含し、此等の實施は單に滿洲に於てのみならず、支那の他の部分に於ても亦望ましきものなるべし。事實、此等改革案の多數は支那政府の政綱中にも亦顯れ居れり。本委員會との會見の際右「政府」の代表者は日本人の援助に依り彼等は相當期間中に平和と秩序を確立することを得べく、而して雖ては其れを永遠に維持することを得べしと主張せり。彼等は、人民に對し公平にして且つ効果的なる行政、匪賊の掠奪に對する保障、軍費削減の結果たる租税の軽減、通貨の改革、改善せられたる交通機關及び一般人民の政治參與權等を與ふことに依り、人民の援助を獲得するを得べしとの信念を述べたり。然れども、現在迄「滿洲國政府」が其の政策を遂行する爲費したる時日の短きことを十分酌量し、且つ既に講ぜられたる手段に對し篤と斟酌を加ふるも、猶此の「政府」が事實上其の改革案の多數を遂行し得べきことを示す何等の徵候存せず。單に一例を挙げんに（報告書附屬書特殊調査第四及第五參照）彼等の豫算制度及び貨幣制度の改革案實現の前途には幾多重大なる障礙存するが如し。諸改革、秩序ある状態及び經濟的繁榮等に關する根本的政綱は千九百三十二年に於て存在したる不安及び擾亂の状態の下に於ては到底實現せらるゝを得ざるべし。

「政府」及公共事務に關しては、假令各省の名義上の長は滿洲に於ける支那人たる在住民なりと雖も、主

たる政治的及行政的權力は日本人の役人及顧問の掌中に在り「政府」の政治的及行政的組織は此等役人及顧問に對し單に技術的意見の提供のみならず、事實上行政を支配し指揮するを得しむるが如き仕組なり。彼等が東京政府の指揮の下に在らざることは疑問の餘地なく、且彼等の政策は常に必ずしも日本政府又は關東軍司令部の公の政策と合致せざりしことあり。然れども、凡らゆる重大問題の場合には此等の役人及顧問は新組織の初期に於ては若干の者は多少独自の見解に依り行動することを得たるも、爾後漸次日本公の權力の指揮に従ふを要するに至れり。實際に於て、此の權力の其の軍隊に依る同地方占據の理由に依り「滿洲國政府」が內的にも外的にも其の權力の維持の爲め日本の軍隊に依存することに依り、且「滿洲國政府」の管轄下に在る諸鐵道の管理に關し、南滿洲鐵道社に益重要となれる任務が委託せられたる結果として、更に最も重要な地方的諸中心地に於て聯絡機關として日本領事の存在することに依り如何なる緊急の場合に於ても抵抗すべからざる壓迫を加ふる手段を有するなり「滿洲國政府」と日本の公の權力との間の聯絡は最近の特派使節の任命に依り更に一層緊密となりたり。右特派大使は親任狀の交附に依り公式に派遣せられたるものに非ずして滿洲の首都に駐在し、關東長官の資格に於て南滿洲鐵道會社に對する支配權を行使し、且同官職に外交代表者、領事事務の首長及占據軍の總指揮官たる權能を集中す「滿洲國」と日本との關係は從來之を明かにすること若干困難なりき。然れども、本委員會の有する最近の情報に依れば、日本政府に於て近く此の關係を明かにする意思ありとのことなり。一九三二年八月二十七日附

本委員會宛日本參與員の書翰に特派使節武藤大將は

「八月二十日滿洲に向け東京を出發せり。到着同大將は日本と滿洲との間の友好關係の樹立に關する基本條約締結の爲交渉を開始すべし。日本國政府は右條約の締結を以て滿洲國の正式承認と看做すべし。」

との趣旨を記載しありたり。

第三節 滿洲居住民の意見

滿洲居住民の態度

滿洲居住民の新「國家」に對する態度を確むることは本委員會の目的の一なりき。然れども、調査を行ひたる現地の状況に依り證據を蒐集することに付、若干の困難に遭遇せり。匪賊、朝鮮人共產主義者及交那側參與員の新政權批評の爲同人の同伴を憤慨すべき新「政府」の擁護者等よりの本委員會に對する實際の又は豫想せられたる危険は、委員會保護の爲の例外的手段を執ることとなりたる一理由と成れり。同地方の動搖せる状態に於ては確に實際の危険が屢々存せり、而して吾人は吾人の旅行中與へられたる効果的なる保護に對し感謝するものなり。然れども、斯くて執られたる警察的手段の結果は證人を近づかしめざりしことなり。而して多數の支那人は吾人の部員と會見することすら率直に恐怖し居たり。吾人は或場所に於て、何人と雖も官の許可なくして本委員會と會見するを許されざる旨吾人の到着前に通達されたるこ

とを聞きたり。依つて、會見は常に甚だしき困難と且秘密に準備せられたり。然も、斯かる方法に依つてすら、吾人と會見することは彼等にとり餘りに危険なりし旨を吾人に知らせたる人多かりき。斯る困難にも拘らず、吾人は「滿洲國」の役人及日本國の領事官陸軍將校との公の會見の外實業家、銀行家、教育家、醫師、警察官、商人及其他の私的會見を行ふことを得たり。吾人は又千五百通以上の書面を接受したるが、其の中若干は手交せられ大多數は各宛先に郵送せられたり。斯くして、得たる情報は之を中立的方面に依り出來得る限り眞偽を照合せり。

代表團及用意せられたる陳述書

公の國體を代表する多數の代表團を接受せるが、彼等は通例吾人に陳述書を提出せり。代表團の多くは日本國又は「滿洲國」の官憲に依り紹介せられたり。而して、吾人は彼等が吾人に手交せる陳述書が豫め日本側の同意を得たるものなりと信ずべき強き理由を有せり。實際、若干の場合に於ては、陳述書を手交したる人々が、後に至り右陳述書は日本人に依り書かれ又は甚だしく修正せられたるものにして彼等の眞の感情を表はせるものと看做されざるべきものなることを吾人に告げたり。此等の陳述書の顯著なる特質は「滿洲國」政權の樹立又は維持に對する日本の参加に對しては有利にも又反對にも批評することを故意に避けたる點なり。大體に於て、此等の陳述書は從前の支那政權に對する不平の敘述に關するものにして日新「國家」の將來に對する希望と信頼を表明せる文句を包含せり。接受したる信書は農民、小商人、都

市労働者及學生より發せられたるものにて、筆者の感情及體驗を述べ居れり。本委員が六月北平に歸還せる後此の手紙の山は特に其の爲に選任したる専門委員をして翻譯分析及配列を爲さしめたり。此等千五百五十通の手紙は二通を除き、他は凡て「新滿洲國政府」及日本人に對し痛烈に敵意を示せり。此等は眞摯且自發的に意見を表明したるもの、如く思はれたり。

「滿洲國」官吏

「滿洲國政府」の支那人の高級官吏は種々の理由の爲に其の地位に在るなり、彼等の多數は曾て舊政權の官吏たりしが、誘惑又は種々の脅迫に依り、引留られたるものなり。彼等は或者は脅迫に依り、其の地位に留まることを強制せられたること、一切の權力は日本人の手中に在ること、彼等は支那に忠誠なること及彼等が日本人立會の下に行はれたる本委員會との會見に於て述べたることは必ずしも信を置くべきものに非ざること等の趣旨の通報を吾人に爲したり。若干の官吏は彼等の財産の沒收を禦ぐ爲其の地位に留まらりたり。而して、斯る沒收は支那本部に遁入せる官吏中の若干人の場合に事實として起りたり。他の評判良き人々は、彼等が行政を改善する權力を有するに至るべしとの希望と、彼等が自由行動權を有すべしとの日本人の約束との下に参加したり。若干の滿洲人は滿洲人種に屬する人々の爲に利益を得るの希望の下に参加したり。彼等の或者は失望し且眞の權力が彼等に與へられざることを訴へたり。尙少數の者は舊政權に對し個人的不平を有せし爲或は利得せんが爲其の地位に在るなり。

下級及地方官吏

下級及地方官吏は大體に於て一部分生計を得て、彼等の家族を扶養せんが爲め一部分は若し彼等が去らばより悪しき人間が彼等の地位に代るべしとの理由に依り、彼等を維持したり。地方縣知事の多數も亦、一部は彼等の責任下に在る人民に對する義務觀念より、又一部は壓迫の下に其の地位に止まれり。高級の地位を評判良き支那人を以て充たすることは困難なりしも、下級の地位及地方官廳に入るべき支那人を得ることは容易なりき。尤も斯る事情の下に爲される執務の忠實性は尠くとも疑問なり。

警察

「滿洲國」警察は、一部分は舊支那警察の部員に依り、又一部は新募集者に依り構成せらる。大都市に於ては、實際日本將校あり、又他の多くの場合に於ては日本人の顧問あり。吾人と談話せる若干の個々の警察官は新政府に對する彼等の反感を表明し、唯彼等は生計を營む爲め引續き奉職せざるべからずと云へり。

軍隊

「滿洲國軍隊」なるものも亦主として日本側の監督の下に改編せられたる舊滿洲軍の軍人より成る。斯る軍隊は最初彼等は單に地方の秩序を維持するのみにて足ることを條件として新政府の下に勤務することに甘んじたり。然れども、爾來彼等は屢々支那軍に對する眞劍なる戰爭に従事し、且日本側の指揮の下に日

本軍隊と相並んで戦ふことを要求せられて、以來「滿洲國軍隊」は益々信頼し得ざるものとなりつつあり。日本側より出でたる情報は「滿洲國軍隊」の頻發する支那側への内應を報ずるに對し、支那側は彼等の最も信頼するに足る且効果大なる軍需品の源泉の「滿洲國軍隊」なりと主張す。

實業家及銀行家

吾人と會見したる支那實業家及銀行家は「滿洲國」に對し敵意を抱けり、彼等は日本人を嫌惡せり、彼等の生命及財産に對し恐怖を有し日屢々次の如く述べたり「吾人は朝鮮人の如く成ることを欲せず」と。九月十八日以後實業家の支那へ脱出するもの多數ありたり。然れども、比較的富裕ならざる若干の者は今や歸還しつつあり。一般的にいへば、比較的小なる商人は日本人の競争に苦しむこと、舊政權の役人との間に有利なる關係を有したる大商人及製造業者の場合に比し、より少かるべしと期待す。多數の商店は吾人の到着の時に於て尙閉店し居たり。匪賊の増加は邊境地方に於ける商賣に不利なる影響を與へ、信用機構は大いに破壊せられたり。滿洲を經濟的に開發すべしとの日本側の意思の發表及過去二、三ヶ月に於て日本經濟使節の夥だしき滿洲訪問は、此等使節の多くが、失望して日本に歸れりと報ぜられる事實に拘らず支那實業家の間に不安の念を惹起しつつあり。

自由職業階級即ち醫師、教師、學生

自由職業階級たる教師及醫師は「滿洲國」に對し敵意を有す。彼等は其行動を探偵せられ、脅迫を受け

たりと主張す。教育に對する干渉、大學其他の學校の閉鎖及教科書の改訂等は愛國的理由に基き燃え上りつつありし彼等の彼等敵愾心に油を注ぎたる觀あり。新聞、郵便及言論の檢閲並に支那に於て發行せらるる新聞紙の「滿洲國」への搬入禁止に對しては反感を抱き居れり。勿論日本に於て教育を受けたる支那人にして前記の一般的敘述の例外を成すものあり「滿洲國」に反對する學生及青年より多くの書面を接受せり。

農夫及都會勞働者

農夫及都會勞働者の態度に關する證據は多數多様にして、勿論之を蒐ると困難なり。外國人及教育ある支那人間の意見を徴するに彼等は「滿洲國」に敵意あるか然らざれば無關心なり。農夫及勞働者は政治的に教育せられ居らず。一般に文盲にして普通政治に興味を有する事少し。農民が「滿洲國」に敵意を抱くべきことに對し次の理由を述べたるものあるが、右は其の後此の階級に屬する者より受けたる手紙の内或ものにより確認せられたり。農夫は新制度が朝鮮の如く、恐らく日本人の移民を増加せしむるに至るべしと信ずるの理由を充分有す。朝鮮人の移民は支那人と同化せず、而して支那人の農夫は主として豆、高粱及小麦を栽培するも朝鮮人の農夫は米の耕作に従事し、兩者は農業方法を異にせり。水田の耕作は溝渠を掘り、田野を灌溉する事を伴ひ、若し豪雨あれば朝鮮人に依り造られたる溝渠は溢れ附近の支那人の土地に氾濫し、其の收穫を皆無ならしむるが如きこともあり得べく、又彼等は過去に於て土地所有權及地代等

の問題に付き朝鮮人と絶えず争ひ來れり「滿洲國」の建設以來支那人は朝鮮人が地代を支拂ふ事を停止せること、彼等が支那人より土地を押收せること及日本人が支那人を強制して、其の土地を低廉なる値にて賣らしめたる事を主張す。鐵道及都市の附近の農夫は鐵道線路及都市より、五百米以内の高梁——高さ十呎に成長し匪賊の作動を助くる穀物——の栽培を行ふ事を禁ずる命令に依り苦しむつゝあり。支那本土より來る勞働者の季節的移住は、經濟的不況を主とし政治的擾亂を從とする原因に依り減少しつゝあるが、右の傾向は尙繼續の勢に在り。支那より來る移民に取り比較的容易なる條件にて常に利用し得たる公有地は今や「滿洲國」に移管せられたり。一九三一年九月十八日以來農村には從來に其例を見ざる匪賊及不逞の徒の跳梁を見たるが、是れ一部分敗殘兵に依るものか、一部分は匪賊に依り零落せしめられたる未生活の爲却つて自ら匪賊に投じたる農夫に依るものなり。支那の他の部分と比較し、滿洲は多年組織的戰闘の爲め苦しめらるること稀なりしに、今や日本軍及「滿洲國」軍と支那に尙忠誠なる散軍との間に東三省の各部分に亘り此の如き戰闘行はれつつあり、かくの如き戰闘は自然農夫に大なる困難を蒙らしむるものにして殊に日本飛行機は反「滿洲國」軍庇護の疑ひある村落を爆破せしことあるに於ては特に然りとす。其の結果、廣大なる地面に作付せざりし事例あるが、此の如き農夫は次年度に於て地代を支拂ふに困難を感じるに至るべし。支那より最近來りたる移民の大多數は事變の勃發以來長城内に逃げ歸れり。是等の實際的理由は日本人に對する或根底深き憎惡心と結合する時は多くの證人をして吾人に對して滿洲在住民の壓倒的

多數を形成する支那人農夫は新制度の爲苦しみ且つ之を嫌惡し彼等の態度は受動的敵意のそれなることを吾人に告げしむるに至れり。都會住民に付ては、彼等は所に依りては日本の兵士、憲兵及警察官の態度の爲苦しみたり。一般的に謂へば日本兵の行狀は善良にて個人的蠻行を訴へたる投書に接し居るも、一般的掠奪又は虐殺の事例なし。他方に於て、日本人は敵意ありと信じたるものに對しては、強硬なる手段を執り來れり。支那人は多くの處刑が行はれたる事及捕虜が日本憲兵部に於て脅迫拷問せられたる事を主張す。滿洲國の建國式に際し民衆を刺戟して之に對して熱心を現さしむること不可能なりしと聞けり。一般的に謂へば都市人の態度は受動的默從と敵意の混合なり。

少數民族

吾人は支那人の大多數が「滿洲國」に對し敵意あるか然らざれば無關心なることを發見すると同時に、新「政府」は滿洲に於ける少數民族團體——蒙古人、朝鮮人、白系露人及滿洲人の如きより、或支援を受け居れり。彼等は程度は異なるも孰れも舊政權の爲壓迫を受け又は過去數十年間に於ける多數の支那移民の爲經濟的不利益を蒙りたり、而して何れの部族も新政權に全く傾倒せるものと云ひ能はざるも、新政權より從來に優れる待遇を受くべきことを豫期し新政權亦之等少數民族を支援す。

蒙古人

蒙古人は漢人より別個なる人種として存殘せり、而して既に述べし如く強き民族意識並に其の部族制度

貴族政治、言語、服裝、特別の生活様式、習慣及宗教を保存せり。彼等は尙主として牧畜の民なりと雖も漸次農作に従事し、又荷車及動物に依る農産物の運搬に従事す。滿洲に接壤する蒙古人は、彼等の土地を獲得し耕作し、彼等を漸次追出しつつある漢人移民の爲益苦しみ來り、爲に慢性的不可避の反感を有するに至れり。吾人の接したる蒙古代表は、又過去に於て支那官吏及收稅吏の貪慾より苦しみたる事を訴へたり。内蒙古人は外蒙古が「ソ」聯邦の勢力の下に歸するを見たるが、彼等は「ソ」聯邦の内蒙古への進出し來ることを恐れつつあり。彼等は一方に於て支那人、他方に於て「ソ」聯邦が侵略し來るに對抗して、別個の國家的存在を維持せんと欲す。彼等は從來敘上の如き不安定なる地位に置かれたるを以て新制度の下に於ても其の別個の存在を維持せんとするの大なる希望を繋ぎ居れり。加之、王族は其の富の維持の爲め主として不動産及其の特權に依倚するものなるを以て、自然彼等は事實上の權威者に對し從順たるの傾向ある事を注目するを要す。然れども、吾人は北平に於て、或蒙古王族の代表者に接したるが、彼等は新制度に對し反對なる事を述べたり。現在滿洲に接する蒙古人と「滿洲國政府」との間の關係は明確ならず。而して「滿洲國政府」も亦、今日迄彼等の施政に干渉する事を抑制せり。現在に於ける是等蒙古人の或もの、新政權に對する支援は、多少の不安を交へ乍ら、兎も角本心よりなるも彼等は若し日本が或將來に於て彼等の獨立又は經濟上の利益に對する脅威なること明かなるに至らば此の如き支援は忽ち之を撤去するに至るべし。

滿洲人

滿洲人は漢人と殆ど完全に同化せられたり、尤も吉林及黒龍江に於ては、尙少數の政治上の重要ならざる滿洲人の殖民地ありて二國語を話すも明かに滿洲人として残存す。民國成立以來、滿洲民族は其の特權的地位を失ひたり。即ち、民國は彼等の補助金の支拂を繼續すべき事を約したるも減價せる通貨を以て支拂はれたるが故に、彼等は餘儀なく經驗なき農耕及商賣を始むるに至れり。滿洲國に好意を寄するものは、屢々滿洲の住民を以て支那の他の住民と人種を異にすと爲し、最後の滿洲皇帝は現執政なりとなすが現存の明かなる滿洲人は新國家の成立と共に再び特權的待遇を得べしとの希望を懐くものあるべし。滿洲人は斯かる希望を以て「政府」に入りたるも、滿洲に於ける漢人の證人の言ふところに依れば、彼等は全ての權力は日本人の手に握られ彼等の提議は顧みられざるを見て失望を感じつゝある由なり。滿洲人の血を有する者の間には先帝に對する或精神的忠誠の念尙存すべしと雖も何等顯著なる民族意識ある滿洲人運動存在せず。彼等は殆ど全く漢人と同化したるを以て、今更滿洲人を官吏に登用して以て民族意識の振興に資せんとの企てあるも此方面よりの新「政府」に對する支援は民意代表の名を冒すに足る實を具ふものにあらず。

朝鮮人

過去に於て、一方に於て、日本官憲の庇護を受くる朝鮮農夫と、他方に於て支那の官吏、地主及農夫と

の間に多くの軋轢ありたり。過去に於て、朝鮮農夫は暴行及擄取に依り苦しむたる事疑ひなし。本委員會に陳情を齎したる朝鮮代表は一般に新制度を歓迎す。然れども吾人は如何なる範圍迄彼等が其の團體の代表者なりやを確むるを得ず。兎も角、政治的避難民たる朝鮮人は日本の統治を遁れる爲め移住せるものなるを以て、更に日本の統治の擴張を歓迎するものとは想像せられず。是等の避難民は共產主義宣傳の善き目的と成り、又朝鮮内に於ける革命團體と接觸を維持し居れり。(第三章及特殊調査第九をも參照)

白系露人

滿洲に於ける一切の少數民族の團體の内哈爾濱及其の附近に於ける少くも其の數十萬を算する白系露人の小殖民地に近年最も迫害を蒙りたり。彼等は庇護すべき國民政府なき少數民族團體なるの故を以て、支那の官吏及警官に依り、各種の屈辱を蒙りたり。彼等は故國の政權と不和の關係に在りて、滿洲に在りてさへ、此の故に絶えざる不安の裡に在るものなり。彼等の内、裕福にして教育ある者は生計を立て得るも支那官憲が彼等を犠牲に供して或種の利益を「ソ」聯邦より得らると考ふるときは、之が爲めに苦しめらるるを常とす。より貧困なる者は生活を營む事甚だ困難を見又絶えず警察の手及支那法廷に於て苦を嘗めつつあり。請負制度に依り租税が賦課徴收せらるる地方に於ては、彼等はその支那人たる隣人よりも高き割合の課税を支拂ふを要したり。彼等は其の取引及行動に關し多くの制限を経験せり。而して彼等の旅券が検査せられ、其の契約が認證せられ又は其の土地が讓渡せらるるには官吏に對し賄賂を贈る事を要した

り。彼等の多くにとりては、現在よりも劣れる條件を想像し能はざるを以て、日本人を歓迎したるは尤も
 のことにして、今や彼等の運命は新政權の下に開け行くべしとの希望を懐抱する事は怪しむべきに非ず、
 吾人は哈爾濱に在りし時白系露人の代表並に多くの書面に接したり、而して、吾人は之に依り彼等は左記
 事項を彼等に保障する如何なる制度をも支持すべしとの結論を得たり。

- 一 庇護權
- 二 公正にして有效なる警察行政
- 三 法廷に於ける正義
- 四 衡平なる課税の制度
- 五 賄賂の支拂に依らざる取引及定住の權利
- 六 兒童の教育に對する便宜
 彼等の此の點に於ける要求は主として彼等をして移民せしむるに役立つ外國語の習得
 及彼等をして支那に於て職を得せしむる爲の技術教育なり
- 七 土地、定住及移民に關する或援助

結論

以上は滿洲に於ける吾人の旅行中吾人に傳達せられたる地方人民の意見なり。公私の會見、書面及聲明
 書等の形を以て、吾人に提供せられたる證據を注意して研究したる後、吾人は「滿洲國政府」なるものは
 地方の支那人に依り日本の手先と見られ支那人一般に之に何等の支援を與へ居るものに非ずとの結論に達
 したり。

第七章 日本の經濟的利益及支那の「ボイコット」

日支紛争に於ける重要な要素たる日本貨物に對する支那の「ボイコット」

前三章は主に一九三一年九月十八日以來の軍事上及政治上の事件の記述に止めたり。日支間紛争の討究
 は紛争に於ける他の重要な要素即ち日本貨物に對する支那の「ボイコット」を説明せざる限り正確又は
 完全ならざる可し。

右「ボイコット」運動に於て使用せられたる方法及其の日本の通商に及ぼしたる影響を諒解せんが爲め
 には日本の一般經濟的地位、其の支那に於ける經濟的財政的利益及支那の外國貿易につき記述するの要あ
 り。尙滿洲に於ける日本及支那の經濟的利益の範圍及性質を諒解すること必要にして右は次章に於て討究
 す可し。

(註一)「ボイコット」此語は最初愛爾士に於て使用せられ「マヨ」縣に於ける「アーヌ」伯領の差配
 「チャーレス、カンニンガム、ボイコット」大尉(一八三二—九七)の名に起因す。借地人により
 て定められたる地代を一八八〇年に受領することを拒絶せるが爲め「ボイコット」大尉の生命は脅

かされ、彼の召使は離別を餘儀なくせられ垣根は破壊され、手紙は奪取せられ又食料の供給が阻害せられたり。此語は直ちに普通の英語として使用せられ且つ迅速に多數外國語に採用せらるゝに至れり。『エンサイクロペディア、ブリタニカ』一九二九年第十四版

(註二) 本問題に關する特別の研究に付附屬第八參照

日本の人口過剩

前世紀の六十年代に於ける明治維新の頃、日本は二世紀以上に亘る孤立より脱却し而して五十年を俟たずして世界の第一等強國にまで發展せり。以前殆んで停滞し居りし人口は急速に増加し初め一八七二年に三千三百萬なりしものが一九三〇年には六千五百萬に達せり。而して此の驚くべき増加は一年に約九十萬の割合を以て尙繼續す。

日本の人口の全面積に對する割合は一平方哩に約四百三十七人にして、北米合衆國の四十一人、獨逸の三百三十人、伊太利の三百四十九人、英吉利の四百六十八人、白耳義の六百七十人及支那の二百五十四人に對す。

可耕地一平方哩に於ける日本の人口を他國の夫れに比せんに日本の割合は例外的に高し、右は島帝國の特殊の地理的構成に歸因す。即ち

- ▲日 本 二七七四
- ▲英 吉 利 二二七〇
- ▲白 耳 義 一七〇九
- ▲伊 太 利 八一九
- ▲獨 逸 八〇六
- ▲佛 蘭 西 四六七

▲北米合衆國 二二九

農業地に高度に人口が集中し居る爲め各自の保有地面積は頗る狭小にして農夫の三十五「パーセント」は一「エーカー」未滿を三十四「パーセント」は二「エーカー」半未滿を耕作す。可能地は其の及ぶべき限度に到達し居り、又集約農法の限度に達す。約言すれば日本の土地は今日以上に生産することを期待する能はず。又就業の機會を今日以上に多く供給すること能はず。

農業の困難

尙集約農法及肥料の普及的使用の結果として生産費は高り、土地の價格は亞細亞の如何なる地方よりも否歐羅巴の人口過剩の地方よりも遙に高し。財政的負擔を痛く課せられ居る人民の間に不満足し居るもの如く、借地人と地主との間に於ける争議は増加しつつあり。移民は救済の見込ある方法として考慮せられたるも本章に於て述ぶるが如き理由を以て現在迄の處解決手段とならざりき。

日本は最初都會の人口増加を支ふる爲め産業主義に轉向せるが右は農産物の爲國內市場を提供し且内地及外國に於て使用さる可き物資の生産に勞働を向はしむべきものなり。爾後幾多の變化を生ぜり。以前日本は食料品供給の見地より觀て自足以上の状態にありしが近年は全輸入の八「パーセント」乃至十五「パーセント」は食料品にして、右變動は國內收穫重に米收穫の變動状態に歸因す。右食料品の輸入及此の輸入必要の恐らくは増加すべきことは既に逆となれる貿易勘定を工業品の輸出増加によりて補ふことを要す。

工業化の必要

若し日本が増加しつつある人口に對する職業を是以上の工業化の行程に於て見出すの要ありとせば輸出貿易の發展並に増加しつつある製造品及半製造品を吸収し得る外國市場の開拓が益々緊要なり。而して斯の如き市場は同時に原料品及食料品の供給地たり得べし。

日本の輸出貿易市場たる支那

今日迄發展したる日本の輸出貿易は二の主なる方面を有す。即ち贅澤品たる生糸は北米合衆國に主要製造品(主として綿製品)は亞細亞の諸國に向ひ、北米合衆國は輸出の四二・五「パーセント」亞細亞に於ける市場は總括して四二・六「パーセント」を占む。而して後者の中支那、關東租借地及香港は二四・七「パーセント」にして殘餘の大部分は亞細亞の他の地方に於て支那商人によりて取扱はる(一九二九年の數字にしてジャパン・イヤ・ブック一九三一年版に依る)

一九三〇年即ち完全なる數字の判明し居る最近の年に於て日本の輸出總額は十四億六千九百八十五萬二千圓にして輸入總額は十五億四千六百萬一千圓なり。而して右輸出の中二億六千八百八十二萬六千圓即ち一七・七「パーセント」は支那(關東租借地及香港を除く)に向ひ右輸入中一億六千六百六十六萬七千圓即ち一〇・四「パーセント」は支那(關東租借地及香港を除く)より來れり。

日本より支那に輸出さるゝ重なる商品に細別するときは支那は日本より輸出さるゝ一切の水産物の三二・八「パーセント」、精糖の八四・六「パーセント」、石炭の七五・一「パーセント」、綿織物の三一・九「パーセント」、平均五一・六「パーセント」を占むることを見る可し。

尙支那より輸入さるゝ物品を細別するときは日本が輸入する大豆及豌豆の總額二四・五「パーセント」、油糧の五三「パーセント」、植物性纖維の二五「パーセント」、平均三四・五「パーセント」は支那より來るものなることを示す。

以上の數字は者港及關東租借地を除きたる支那のみに關するものなるを以て重に大連港を経由して行はれつゝある日本の對滿洲貿易の範圍を示し居らず。

日支貿易關係の重要性

敍上の事實及數字は明かに日本に取り對し貿易の重要なることを示せり。尙日本の支那に於ける利益は單に貿易に止まらず。即ち日本は巨額の資本を工業的企業並に鐵道、船舶及銀行に投じ、此の方面の財政經濟活動に於て發展の一般的傾向は最近三十年間に顯著なるものありしなり。

支那に於ける日本の投資

一八九八年に於て擧ぐるに足るべき日本の唯一の投資は支那人との合辦に係り、約十萬兩の價格を有する在上海の精綿工場に過ぎざりき。一九二三年迄に支那及滿洲に於ける日本の投資見積總額は日本の海外

投資見積總額五億三千五百萬圓の内四億三千五百萬圓を占め世界大戰の終期迄に日本は支那及滿洲に於ける一九一三年の投資額に比し其の投資を倍以上となせり。右増加の相當部分は有名なる西原借款に基づくものにして右借款は政治的考慮をも加味せられたるものなり。此の故障ありしに拘らず、日本の支那及滿洲に於ける投資額は一九二九年に於て海外投資二十一億圓の内約二十億圓に上れり、他の見積に依れば支那（滿洲を含む）に於ける日本の投資は總額約八十億圓なり。右は日本の海外投資は殆んど全く支那及び滿洲に限定せられ而も後者が此の投資の大部分（特に鐵道）を吸収したるものなることを示す。

右投資以外に支那は日本に對し諸種の國債省債及び市債として債務を負ひ其の額は一九二五年に於ては三億四百四十五萬八千圓（其大部分は無擔保）及び利息一千八百三萬圓なり。

日本の投資の大部分は滿洲に於てなるが支那本部に於て工業、船舶業及び銀行業に投ぜられたる金額亦尠からず。一九二九年に於て支那の紡績及び紡織工場に於て運轉せる紡錘の總數の約五十パーセントは日本人により所有せられ、又日本は支那に於ける通運業に於て第二位を占め、支那に於ける日本の銀行の數は一九三二年に三十に達し内若干は日支合辦なり。

支那の對日貿易發展に於ける利益

敘上の數字は日本側より觀察したるものなる處支那側より見るも其相對的重要性を容易に知ることを得。日本との外國貿易は一九三二年迄に於て支那の外國貿易の首位を占めたり。一九三〇年に輸出の二四

一「パーセント」は日本に向ひ、同年輸入の二四・九「パーセント」は日本より來れり。右を日本側見地よりする數字に比較せんに支那の外國貿易に於て日本との貿易は日本の貿易總額に於て對し支貿易が占むる「パーセンテージ」より多きことを知り得。然るに支那は日本に於て何等の投資をも銀行業又は船舶業の利益をも有せず。支那は多數の製造品に對する支拂ひを可能ならしめ且健全なる信用の基礎を築き以て將來の發展に必要な資本を借入れんが爲め其の製産物の輸出増加を可能ならしむることを要す。

日支經濟財政關係は紛争によりて容易に影響を受く

依是觀之日支經濟財政關係は廣汎且多岐にして從つて紛争要因によりて容易に影響され且混亂せしめられたること明かなり。尙概言せんに日本の支那に依存することは支那の日本に依存することよりも大なるものゝ如し。由つて日本は支那との關係混亂する場合に於ては支那に比較し一層害せられ易く且失ふ所も多し。

尙一九一五年の日清戰爭以來兩國の間に起りたる幾多の政治的紛争が順次に相互の經濟的關係に影響したることは明かなり。而して右紛争に拘らず、兩國の貿易が絶えず増加したるの事實は政治的敵愾心も割くこと能はざる基本的經濟的連鎖の存することを示すものなり。

「ボイコット」の起源

數世紀に渡る支那人は商人、銀行家の團體及び同業組合に於て「ボイコット」を慣用し、右組合は近代

の情勢に合致する様態形せられたるも尙多數に存在し、其の共通の職業的利益擁護の爲組合員に對し絶大な勢力を振ひつゝあるなり。右數世紀の歴史を有する組合生活に於て得られたる訓練及び態度は現代の「ボイコット」運動に於て近年の熾烈なる國民主義と結合せり。而して國民黨は右國民主義の組織的表現なり。

近代の排外「ボイコット」

國民的基礎に於て外國に對する政治的武器（右は支那商人相互間に行はれたる職業的方便たる「ボイコット」より區別し）として使用せらるゝ近代の排外「ボイコット」時代は一九〇五年米國に對して爲されたる「ボイコット」に依り始まりたりと云ふべし。右「ボイコット」は同年改訂せられたる米支通商條約の規定が従前よりも一層嚴重に支那人の渡米を制限せるに依り起りたり。此の時以來今日に至る迄規模に於て國民的と稱せらるべき「ボイコット」が判然と十回も行はれたり（此の外に地方的性質の排外運動ありたり）右の内九回は對日（註）にして一は對英なり。

（註）之等「ボイコット」の年度及び直接原因は次の如し。

- 一九〇八年 辰丸事件 一九二五年 五、三〇事件
- 一九〇九年 安奉線問題 一九二七年 山東出兵
- 一九一五年 「二十一ヶ條」 一九二八年 濟南事件
- 一九一九年 山東問題 一九三一年 滿洲問題（萬寶山及奉天事件）

一九二三年 旅大回收問題

此等「ボイコット」運動の諸原因

若し此等「ボイコット」を仔細に研究せば、何れも或る一定の事實、事故又は事件にして概して政治的性質を有し、支那が同國の重大利益に反して行はれ又は同國の國家的體面を毀損すと解するものに其の緣由を釋ね得ることを發見すべし。斯くして一九三一年の「ボイコット」は同年六月の萬寶山事件に續いて發生せる七月の朝鮮人の虐殺の直接の結果として開始せられ、九月の奉天事件及び一九三二年一月の上海事件に促進せられたるものなり。各「ボイコット」は各直接に釋ね得る原因あるも其の原因自體は第一章に述べたる群衆心理無かりせば斯く廣汎なる經濟的報復を生起せざりしなるべし。此の心理の創生に寄與せる要素は不正の確信（不正と考ふことが正しくとも或は誤れるとも）外國人に比し支那の文化が優越なりとする相傳的的信條、及び西洋式の熾烈なる國民主義（目的に於て主として守勢的なるも其の間攻撃的傾向を缺除せず）なり。

一九二五年以前の「ボイコット」運動

國民黨の前身とも見らるゝ興中會は遠く一八九三年に創設せられ又一九〇五年より一九二五年に至る總ての「ボイコット」は疑ひも無く國民主義の矢叫びを以て開始せられたるものなりと雖も、最初の國民主義者の團體及び後の國民黨が此等「ボイコット」の組織に直接關與せるの確證なし。商會及び學生同盟は

孫逸仙博士の新綱領に鼓吹せられ又實際に於ては世紀を經たる秘密結社、同業組合の經驗及び心理に導かれ斯かる仕事に充分の能力を有せり。商人は専門的知識、組織方法及び手續方式を供し一方學生は新に獲得せる確信及び國家的目的に對する決意の精神を以て其の運動を鼓吹し之が實行を助成せり。學生は概して國民主義的感情のみに動かされたものなるが、商會は其の感情は同じふするも「ボイコット」の實行を支配せむとするの欲望より之に参加するを賢明と思考せり。初期「ボイコット」の實際の方式は排斥せらるる國の商品の購買防止にありしが其の活動の範圍は漸次該國に對する支那商品の輸出拒絶又は支那に於ける該國人に對する有償無償の奉仕拒絶に擴張せられ終に最近の「ボイコット」の確定せる目的は「仇國」との間の總ての經濟的關係を完全に斷絶することに存するに至れり。

斯く樹立せられたる方式は本報告書に附屬する特別研究に於て詳述せられたる理由に因り未だ充分に徹底的には實行せられたることなきを指摘せざる可からず。概説するに「ボイコット」は北方(特に山東)は之に對する支援を差控へたり)に於けるよりも國民主義的感情が最初の且最も熱烈なる信者を發見せし南方に於てより激烈性を有せり。

一九二五年以後の「ボイコット」運動、國民黨の活動

一九二五年より以來「ボイコット」組織に確定的變化起れり。國民黨は其の創設以來同運動を支援し順次の「ボイコット」に其の支配を増加し、遂に今日に於ては其の實際の組織的、原動的、調整的及び監督

的要素たるに至れり。

之を爲すに當り國民黨は委員所有の證據に示さる如く従前「ボイコット」運動指導に與り居たる各團體を除外せざりき。同黨は寧ろ右等團體の努力を調整し、其の方法を組織化及び統一し、其の運動の背後に強力なる黨組織の精神的及び物質的の重みを充分に賦與せり。同黨は全國に支部を有し廣汎なる宣傳及び情報機關を所有し強き國民主義感情に刺戟せられ居るものにして當事迄稍散在的なりし運動に組織及び刺戟を與ふことに急速に成功せり。其の結果として商人及び一般民衆に對する「ボイコット」組織者の強制的權力は以前より一層強きを加へたり。尤も同時に個々の「ボイコット」團體に對し多少の自治權及び發案權殘し置かれたり。

使用せられたる方法

「ボイコット」方式は地方状況に従ひ變改を續けたるが、右は組織の強力化と平行して爲され「ボイコット」團體に依り使用せられたる方法は一層統一的に、一層嚴格且効果的となれり。同時に國民黨部は命令を發して日本人に屬する商業家屋の破壊又は日本人に對する肉體的加害を禁止せり。右は「ボイコット」中に於て在支日本人の生命が決して脅かされたることなきを意味せざるも、概括的には最近の「ボイコット」に於ては日本人に對する暴行は従前に比し少く且甚だしからざりしと言ふを得べし。使用せられたる方法の技巧を検討するに「ボイコット」の成功に必須なる民衆感情の雰囲気は「仇國」

に對する民心を刺戟する爲め巧妙に撰ばれたる標語を用ひ、全國に亘り統一的に實行せられたる猛烈なる宣傳に依り創生せられ居るを見る。

反日宣傳

委員會の實見せる現在の對日「ボイコット」に於ては民衆に對し日貨の不買が愛國的義務なるを印象する爲め有らゆる手段が使用せられ居たり。例へば支那新聞紙の紙面は此の種宣傳に充たされ、又市内の建築物の壁は「ポスター」を以て蔽はれ居りたるが、此の種「ポスター」には屢々極端に激烈なる性質のものあり。

(註) 反日標語は紙幣、書信及電報紙にも印刷せられ「チエーン、レターズ」は轉々と發せられたり。此等事件は決して茲に全部を盡し居るものにはあらざるも使用せられたる方法の性質を示すに足るべし。此の種宣傳が一九一四——一九一八年の世界大戰中歐米の或る國々に於て用ひられたるものと本質的に異ならざるの事實は日支兩國間の政治的緊張の結果として支那人が日本に對して感ずるに至れる敵意の程度を證するのみ。

(註) 委員會の訪問せる多くの都市に於ては此の種「ポスター」は豫め撤去せられありたるも屢々此の種「ポスター」の見本を所有せる信頼すべき地方の證人よりの言明ありたるに依り上記の事實を確證せり。尙又右見本は委員會の記録中に保有しあり。

反日會に依り採用せられたる「ボイコット」方式

「ボイコット」の政治的雰囲気は其の最後の成功に缺くべからざるものなれども斯る運動は若し「ボイコット」團體が其の手續きの方式に於て或る種の統一性を得るにあらざれば決して効果的なる能はず。一九三一年七月十七日に開催せられたる上海反日會の第一回會議に於て採用せられたる四原則は此の種規則の主要目的を例證するに足るべし。

- イ 既約日貨の註文を取消すこと。
 - ロ 既約日貨にして積込未了のものは船積を停止せしむること。
 - ハ 既に倉庫に在るも支拂未了の日貨は受領を拒絶すること。
 - ニ 既購入日貨を反日會に登録し其の賣却を一時停止すること、登記の手續は別に決定す。
- 同會に依り採用せられ本報告書附屬書に採録せられたる其の後の決議は一層詳細にして有らゆる場合に對する規定を包含す。

「ボイコット」を勵行する強力なる手段は支那商人の手持日貨の強制登記なり。反日會の検査員は日貨の動きを監視し出所疑はしきものは日貨なりや否やを確むる爲之を検査し未登記日貨の存在の嫌疑ある商店及び倉庫は手入を行ひ、規則違反発見の場合はその首領の注意を喚起す。斯かる規則違反を犯せるを發見せられたる商人は「ボイコット」團體に依り罰金を課せられ、公然民衆の非難に曝され、一方其の所有商品は沒收の上公賣に附せられ其の賣上金は反日團體の資金となる。

「ボイコット」は商賣のみに限らるゝにあらず。支那人は日本船にて旅行を爲し、日本の銀行を利用し、

又は業務上家事上を問はず如何なる資格に於ても日本人に仕へざる様警告せらる。此等命令を無視するものは各種の非難及び脅迫を蒙る。

此の「ボイコット」の今一つの特徴は前例の如くに單に日本の工業を害するのみならず、従前日本より輸入せる或る種貨物の生産を刺戟し支那の工業を促進せんとする希望なり。其の主なる結果は上海に於ける日本人所有の工場を犠牲とせる支那の紡績工業の擴張となれり。

一九三一年——三二年に於ける「ボイコット」運動の消長

上述の「ライオン」に於て組織せられたる一九三一年の「ボイコット」は同年十二月或る種の弛緩の顯れたる迄繼續せり。一九三二年一月には當時進行中の大上海市長と同地日本總領事との間の交渉中に於て支那側は反日會を自發的に解散することをさへ約せり。

上海に於ける敵對行為中及び日本軍撤廢直後の數ヶ月間に於ては「ボイコット」は決して完全に放棄せられざりしも緩和せられ、晩春及び初夏に於ては支那各地方に於ける日本との貿易再び興るやにさへ見受けられたり。其の時極めて突然に七月下旬より八月月上旬に亘れる熱河境に於ける日本軍の行動の報と時を同うして「ボイコット」運動の顯著なる復活を見たり。民衆に對し日貨不買を強調する記事は支那各新聞に新たに掲載せられ、上海商會は「ボイコット」再開を懲應する公開發を發し、同市に於ける石炭商同業組合は日本炭の輸入を最小限度に制限するに決せり。同時に日本炭取扱ひの嫌疑ある石炭商の構内に爆

彈を投入し、又は商店主に對し手紙を送り日貨を賣るを止めざれば其の財産を破壊すべしと脅迫する等の一層激烈なる方法用ひらるゝに至れり。新聞に掲載せられたる此の種脅迫狀は「鐵血團」又は「血魂除奸團」と署名せられ居りたり。

斯くの如きが本報告書起草中の狀況なり「ボイコット」活動の此の再發は在上海日本總領事をして地方官憲に對し正式抗議を提出せしめたり。

「ボイコット」運動の物質的影響

各種の「ボイコット」運動及び特に現在の「ボイコット」運動は物質的及び心理的意味に於て共に日支關係に重大なる影響を及ぼせり。物質的影響に關する限り即ち貿易業の損失に於ては支那人は「ボイコット」を経済的加害行為としてよりも寧ろ道徳的抗議として示さんとする望みを以て之を内輪に表示するの傾向あり。然るに日本人は或る種の貿易上の統計に餘りに絶對的の價値を附し居れり。之に關聯して兩者に用ゐられたる議論は前述の附屬研究に検討せられあり。同研究に於ては正に相當多額に達せる日本の貿易に對する實害の程度につき詳細の記述を爲しあり。

本問題の他の一面も亦之を述ぶるを要す。支那側自身は既に支拂ひを了せる商品にして「ボイコット」團體に登録せず爲めに公賣の爲め押收せられたるに依り、又「ボイコット」規則違反に對し同團體に支拂ひたる罰金に依り將又支那海關が其の收入を得ざることに依り損失を蒙り居り、而して全般的に言はば取

引を失ひたるに依り損失を蒙り居り、此等損失は相當の額に達す。

日支關係に及ぼせる心理的影響

「ボイコット」の日支關係に及ぼせる心理的影響は物質的影響よりも算定に困難なれども、廣範圍の日本輿論の對支感情上に慘憺たる反響を起したる點に於て確かに物質的影響に劣らず重大なり。委員會の日本訪問中東京、大阪の兩商工會議所は此の點を力説せり。

日本の輿論は日本が其の蒙りつつある損害に對し自らを保護すること能はざるを知りて憤激せり。委員會が大坂に於て會見せる商人等は亂暴狼藉及び脅喝の如き「ボイコット」手段の或る種亂用を過大視し、日本の最近の對支政策と右政策に對する防禦的武器としての「ボイコット」の實行との間に存する密接なる關係を過小に見積り又は全然之を否定する傾向ありたり。反對に之等商人は「ボイコット」を支那の防禦武器とは見ず「ボイコット」を以て侵略行爲と爲し之が報復として日本が軍事行動を執りたるなりと主張せり。兎に角「ボイコット」は近年日支關係を深く悪化せる諸原因中の一たりしことは疑ひの餘地なし。

ボイコットに關する論争點

(一) 運動は自發的なりや又は組織せられたるものなりや

「ボイコット」の政策及び手段に關し三個の論争點あり。

第一は該運動は支那人自身主張するが如く純粹に自發的なりや、又は日本人の主張するが如く國民黨が屢々恐怖政治に均しき方法に依り人民に強制する組織的運動なりや否やの問題なり。此の點に就ては双方に多くの言分あるべし。一方に於ては民衆の強き感情の基礎なかりしならば廣大なる地域に亘り日長期間繼續する「ボイコット」を持続するに伴ふ此程度の協力及び犠牲を示すこと一の國民にとりて不可能なりと認めらる。他方支那人が其の古き同業公會及び秘密結社より繼承せる心理状態と方法を國民黨が利用し如何なる程度迄近時の「ボイコット」特に現在の「ボイコット」を支配するに至れるかは明かに示されたり。現在の「ボイコット」に於て諸規則規律及び賣國奴に對する制裁が斯く迄主要部分となり居ることは、該運動が如何に自發的なりとは言へ確に強固に組織せられ居ることを示すものなり。

有らゆる民衆運動は或程度の有効なる組織を必要とす。凡ての同志が共同目的に對して有する忠實さは決して劃一的に強固なるものに非ず。故に目的及び行動の統一を貫徹する爲には規律を設くるの要あり。本委員會は支那の「ボイコット」は民衆運動たると同時に組織せられたるものにして、又右「ボイコット」は強き國民的感情に胚胎し、之に依り支持せらるると雖も之を開始又は終熄せしめ得る團體に依り、支配せられ又命令せらるゝものにして且つ確に脅迫に等しき方法により強行せらるるものなりと結論す。

「ボイコット」の組織中には多くの別々の團體ありと雖も主たる支配的權力は國民黨にあり。

(二) ボイコットの方法的適法性又は不法性

第二の論點は「ボイコット」運動の實行に際し用ひられたる方法は常に適法なりしや否やに在り。委員會の蒐集せる證據に依れば不法行爲は常に行はれ、而も此等不法行爲は官憲及び法廷に依り充分に禁壓せられざりし所なりと云ふ以外に何等かの結論を爲すこと困難なり。此等の方法が往時支那に於て用ひられたるものと大體に於て同一なりとの事實は一の説明と爲るべしと雖も辨明とは爲らず。昔時支那の同業公會が「ボイコット」を宣言し被疑者たる組合員の家宅を搜索し、彼等を公會裁判所に引出し、反則の廉に依り罰し、科料を課し、押收品を賣却したりしも公會は當時の慣習に従ひ行動したるなり。加之右は支那社會の内部問題たりしものにして外國人の關係なかりし所なり。現在の狀態は右と異なる。支那は近代の法典を採用したるが此等の近代の法律は支那に於ける「ボイコット」の傳統的手段と兩立せざる所なり。支那側參與員が「ボイコット」に關する支那側の意見を保護せる誓書は以上の記述を駁せず、單にボイコトは一般的に言はゞ合法的手段に依り行はるゝ、と論ずるのみ。委員會の有する證據は右の主張を支持せず。

右に關聯して不法行爲にして直接に在支外國人即ち今の場合日本人に對して行はれたるものと、支那人に對して行はれたるも其の目的たるや明瞭に日本人の利益を害するに足りたるものとを區別せざるべからず。前者に關する限り此等の行爲は支那法律に依り明かに不法なるのみならず、生命財産を保護し並に通商、居住、往來及び行動の自由を保持するの條約上の義務に違反す。之は支那人も異議なき所にして「ボ

イコット」團體も國民黨の當路者も此の種の犯行を豫防するに努めたりしも必ずしも常に成功せざりしものゝ如し。既に叙べたるが如く現在の「ボイコット」に於ては此の種の行爲は既往に於けるよりも少なりき。

(註) 最近日本より得たる情報に依れば上海に於て一九三一年七月より同年十二月末迄の間排日諸團體員に依り日本商人の商品が捕獲抑留せられたる事件は三十五件なり、右商品の價格は約二八、七〇〇弗と評價せらる。右事件の中一九三二年八月に於て未解決の儘残されたものは五件なり。

支那人に對して行はれたる不法行爲に關しては支那側參與員は其の「ボイコット」に關する誓書第十七頁に於て曰く、

「吾人は先づ外國は國內法上の問題を提起することを許されざることを述べんとす。實際吾人の直面せる行爲は不法なりと摘發せらるゝも支那人が他の支那人に損害を加へたるものなり。此等の行爲の抑壓は支那官憲の關係事項にして支那の刑法が加害者も被害者も同じく支那國籍を有する事件に如何に適用せらるゝかに對し何人も容喙する權なきやに認めらる。如何なる國家と雖も他の國家の純然たる國內問題の處理に干渉する權利なし。主權及獨立の相互尊重なる原則の意味する所即ち之なり」と。

右の如く叙述せらるゝときは右の議論は反駁の餘地なしと雖も日本側の苦情は一の支那人が他の支那人に依り不法に損害を蒙りたりと云ふ點に根據を有するに在らずして支那法に依り不法なる方法に依り日本利益が侵略せられ、而して右の如き事情の下に於て法律を勵行せざることが日本國に對して爲されたる損害に對する支那政府の責任問題を惹起するものなりとの點に根據を有するの事實を無視するものな

(三) ボイコットに對する支那政府の責任

茲に於て吾人は「ボイコット」政策の包含する最後の論争即ち支那政府の責任の範圍の考察に達する。支那政府の態度は「物を買ふに當り自由に選擇を爲すことは個人の權利にして如何なる政府と雖も干渉し得る所に非ず、政府は生命財産の保護に對しては責任を有するも一般に認められたる如何なる規則も原則も政府に對し各市民の基本的權利の行使を禁止し處罰すべしとは要求せず」と云ふに在り。委員會は本報告書附屬第八號に再録せられたる證據資料を提供せられたり。

該證據資料は現在の「ボイコット」に於いて支那政府が上記引用支那側實書の指示するやに認めらるる所よりも一層直接的なる關與を爲したることを示す。委員會は政府各部が「ボイコット」運動を支持するの事實に何等か不適當なるものありと諷示せんとするには非ず、委員會は單に政府の獎勵は其の責任問題を惹起することを指摘せんと欲す。此の點に關し政府と國民黨の關係の問題を考慮するを要す。後者の責任に關しては問題なし。國民黨は全「ボイコット」背後に存する支配的且調整的機關なり。國民黨は政府を作るものにして又其の主人なるやも知れざるも如何なる點迄が黨部の責任にして如何なる點より政府の責任が開始するやを決定することは憲法上の一の複雑なる問題にして本委員會は此の點に關し斷案を下すは適當に非ずと感ず。

批 判

「ボイコット」は強國の軍事的侵略に對抗する防衛なる合法的の武器にして特に仲裁裁判の方法を前以て利用せられざりし場合に於いて然りと爲すとの支那政府の主張は一層廣汎なる性質の問題を提起す。個々の支那人が日本品を買ふこと、日本の銀行若しくは船舶を利用すること、日本人たる使用者の爲に働くこと、日本人に物品を賣ること、又は日本人と交際することを拒絶するの權利あるは何人も否定することを得ざるべし。又支那人が個人的に又は組織せられたる團體としても上述の如き思想の宣傳を爲すを得ることを否定するを得ず、尤も此の場合常に其の方法が國法に違反せざることを要すること勿論なり。然れども一特定の國家の商業に對し「ボイコット」を組織的行ふことが友好的關係と兩立するや又は條約上の義務合致するや否やは委員會の調査の題目なりと言はんよりは寧ろ國際法上の問題なり。然れども委員會は一切の諸國の利益の爲に本問題は近き將來に於いて考慮せられ、國際約定に依り規律せられんことを希望す。本章中に於いて、第一に、日本は其の人口問題に關聯し其の産業能力を増加せんとし、此の目的の爲に頼り得べき海外市場を求めつつあること、第二に、對米生糸輸出を除きては支那は日本の輸出の主たる市場にして同時に日本帝國に多くの原料品及食料品を供することを示せり。

加之支那は日本の海外投資の殆ど全部を吸集し従つて現時の如き混亂と未開の状態を以てすら支那は日本の諸種の經濟的乃至財政的活動に對し有利なる天地を供す。最後に、一九〇八年より今日に至る迄陸續

として起れる種々の「ボイコット」が支那に於ける日本の權益に加へたる損害の検討は、此等の權益は毀損せられ易きものなることに付注意を喚起せり。

日本が支那市場に依存することは日本自身も充分を認むる所なり。他方支那は經濟生活の各方面に於ける發展を最も焦眉の急とする國なり。而して、一九三一年に於て「ボイコット」にも不拘其の全貿易額に於て首位を占めたる日本は、他の如何なる外國よりも支那の經濟的に支那の友邦たるべきものと思料せらる。

此等二箇の隣邦の貿易上の相互依存と兩國の利益との爲には其の經濟的接近必要なり。然れども兩者の政治的關係が然く險惡にして一方が兵力を他方が「ボイコット」なる經濟的武器を用ふる間は此の如き接近不可能なり。

第八章 滿洲に於ける經濟上の利益

(註) 本章に關しては特別研究第二、第三、第六及第七参照

前章に於て日本及支那の經濟上の要求は政治的理由に依り妨害せられざる限り紛争を齎さずして兩國相互の了解及協調を齎すべきことを示せり。滿洲に於ける日本及支那の經濟上の利益の相互關係を近年の政

治上の出來事と切離し考究するに亦同様の結論に到達す。滿洲に於ける兩國の經濟上の利益は融和し難きものにあらず、滿洲に於ける現在の富源及將來の經濟的可能性を其の最高限度迄十分に發展せしめんとせば、兩者の融和は洵に必要なりと謂ふべし。

滿洲に於ける富源は其の現實のものたる未開のものたるを問はず日本の經濟生活に必須なりとの日本輿論の主張は第三章に於て十分検討せられたるが、本章の目的は右主張が如何なる程度迄經濟的事實と合致し居るやを考察するに在り。

投資

南滿洲に於て日本は最大の外國側投資者なることは事實にして又北滿洲に於ては「ソ」聯邦に付同様なりと謂ひ得べし。三省を總括して之を見るに日本の投資は「ソ」聯邦の夫れよりも重要なり、尤も如何なる程度に重要なりやは信憑するに足る比較數字を得ること不可能なるを以て之を明かにすること困難なり。投資の問題は本報告書の附屬書中に於て詳細検討しあるを以て、茲には滿洲の經濟的開發の參與分子として日本「ソ」聯邦及其の他諸國の相對的重要性を説明する爲少數の根本的數字を擧ぐるを以て足るべし。

251
日本側より得たる報道に依れば日本の投資額は一九二八年に於て約十五億圓なりし趣きなるを以て、右の數字にして正確なりとせば今日に於ては約十七億圓(註一)に増加したるべきなり。露國側より出でた

る報道は日本の現時の投資額を關東州租借地を含む滿洲全體にて十五億圓、東三省に對し約十三億圓なりとし日本資本の大部分は遼寧省に投下せられ居れりと稱す。

(註一) 別個の日本側數字は一九二九年に於ける日本の滿洲を含む對支全投資額を約十五億圓となりす。

是等投資の性質に關し述べんに資本の過半は運輸企業(主として)鐵道に向けられ、農業、鑛業及林業之に次ぐ。

事實南滿洲に於ける日本の投資は主として南滿洲鐵道を中心として集中せられ居り、又北方に於ける、「ソ」聯邦の投資も亦多くは直接又は間接に東支鐵道と關聯せるものなり。

日本以外の外國の投資は之を算定すること困難多く、直接關係者の有益なる援助ありしにも拘らず、委員會の得たる知識は貧弱なり。日本側より與へられたる數字の大部分は一九一七年以前のものにして時勢遅れなり「ソ」聯邦に關しては既述の如く確實なる計算可能ならず。他の諸國に付いては北滿洲のみに關する露國側の最近に計算あり。右計算は之を檢證すること能はざりしも、是に依れば英國は第二の最大投資者にして千百十八萬五千金弗、日本に次ぎ九百二十二萬九千四百金弗、米國八百二十二萬金弗、波蘭五百〇二萬五千金弗、佛國百七十六萬金弗、獨逸百二十三萬五千金弗にして、其他百二十萬九千六百金弗の投資を合せ總計三千七百七十八萬四千四百金弗なり。同様の計算は南滿洲に付ては之を得難し。

日本と滿洲との經濟的關係

滿洲が日本の經濟生活に於て演ずる役割を茲に分析すること必要なり。本問題に關する詳細の研究は本報告書の付屬書中に採録しあり、右附屬書に依れば該役割は重要なるものなるも同時に周圍の事情に依り制限を受け居ることを知るべく、此の點は看過を許さず。

過去の經驗より推して滿洲は大規模の日本移民に適當ならざるものゝ如し。第二章に於て既に述べたるが如く山東省及直隸省よりの農民及苦力は最近數十年間に滿洲の地を取得せり。日本人の移住者は大部分資本の投下各種企業的發展及天然資源の開發事業を管理する爲に來れる實業、家官吏及俸給生活者にして將來も多年の間然るべし。

農業

日本は其供給を受くる農業中滿洲に倚賴し居るは主として大豆及其の副産物なり。食料及飼料として大豆等の使用は將來更に増加すべきも、今日其の主要用途たる肥料としての重要性は日本に於ける化學工業の發達と共に減少すべきやに認めらる。然れども朝鮮及臺灣の獲得が日本の米の問題の解決を少くも當分の間援助したるに依り、食料問題は日本に取りて現在の處緊急ならず。將來或る時日に於て米の必要が日本帝國に取り緊急を告げたる場合に於ては滿洲は別個の補給地を提供し得べし。然れども斯る場合に於ては充分なる灌溉組織を發達せしむるが爲多額の投資を必要とすべし。

滿洲富源の利用の結果同地方に於ける日本の重工業が外國より獨立すべき運命を有するものなりと假定せんに、是等重工業の創設には更に巨額の資本を要すべきやに認めらる。日本は東三省に於て何よりも先づ日本の國防に必須なる原料の生産を發達せしめんことを求め居れり。滿洲は日本に對し石炭、油及鐵を供給することを得れども右供給が經濟上有利なりや否やは確實ならず。石炭に付いて謂へば生産高の比較的小部分が日本に依り利用せられ居るのみにして、石油も亦油母頁岩より極めて制限せられたる量が搾出せられ居るのみなり。又鐵は明かに損失の下に生産せられ居るものの如く見受けらる。然れども經濟的考慮は日本政府を左右する唯一の點に非ず。獨立の鑛産物供給組織の發達を助くる爲に滿洲の富源を以て之に充てんとするものなり。何れにするも日本は其の必要とする「コークス」及或種の珪土不含有原鑛の大部分の供給を海外に仰がざるを得ず。東三省は日本の國防に缺くべからざる數種の鑛産物の供給に付大なる保障を與ふべきも是等鑛産物を得んが爲には大なる財政的犠牲を拂ふを要すべし。此の問題中に關聯せる日本の滿洲に於ける戰略上の利害關係は別章に述ぶる所ありたり。尙滿洲は日本が其の紡績工業に最も必要とする原料を供給すること能はざるやに認めらる。

日本生産品の市場としての滿洲

東三省は日本の生産する加工品に對する常市場にして此の市場の重要性は東三省の繁榮の増加と共に更

に増大すべし。尤も大阪は過去に於て常に大連よりも上海に倚賴する所多かりき。

滿洲市場は安全性に於て支那市場に優るべきも、支那市場に比し其の範圍に制限あり。

「經濟プロック」の觀念は西洋より日本帝國及滿洲を包括する「プロック」の可能性に關しては日本の政治家、學者及操觚者の文書中に屢々之を見受く。現商工大臣は其の就任の暫く前に執筆せる論說中に於て世界に於ける米國「ソ」聯邦歐洲及英帝國の經濟「プロック」の成立を指摘し、日本も滿洲と共に斯の如き「プロック」を創設すべきことを述べたり。

右の如き組織が實現し得べきや否や現在の所示すべきものなし。最近日本に於ては其の同胞に對し幻想の危険に付警告の聲を擧ぐる者ありたり。日本が其の貿易に付滿洲に倚賴する所は其の米國、支那本部及英領印度に倚賴する所に比し遙に渺し。

滿洲は將來に於て人口過剩の日本に對し大なる援助となることあるべきも其の可能性の限度を辨識せざることとは其の可能性の價値を輕視すること、同様に危険なり。

支那の滿洲との經濟的關係

東三省と東三省を除く支那との經濟的關係を研究するときは、日本の場合に於けると異り、支那の滿洲開發に對する初期の主なる貢獻は滿洲の農業上の大發展に寄與せる季節的勞働者及永住移民を送りたることに在ること明瞭なるべし。

然るに近年、殊に最近十年間に於ては支那の鐵道建設、鑛産及林産の開發並に工業、商業及銀行業に對する參與は著るしき進歩を示せるものある處、其の範圍は材料無き爲適當に之を示す能はず。大體に於て滿洲と爾余の支那との主要なる連鎖は經濟よりも寧ろ民族的及社會的のものなりと謂ふを得べし。

第二章に於て滿洲現在の住民は大部分近時の移民より成れるものなることを述べたるが、是等移民運動が自發的に行はれたるに見るも其の如何に實際の必要に基きたるものなるかを知るを得べし。即ち右移民は飢饉の結果なり。尤も或程度に於て日本側及支那人側双方に依り獎勵せられたり。

日本人は多年撫順炭坑、大連築港工事及鐵道建設の爲支那人労働者を募れるが、右の如くして募集せられたる支那人の数は極めて限りあるものなり。而して右募集は一九二七年に至り地方的労働供給を以て充分なりと認められたる結果中止せられたり。

滿洲の地方官憲も數次支那移民の來住を助けたることあるが、實際に於ては東三省官憲の活動が移民數に對し及ぼしたる影響は極めて小なり。北支官憲及慈善團體も亦或時期に於滿洲に對する家族移民を獎勵せり。

移民の受けたる主なる補助は南滿洲鐵道、支那鐵道及東支鐵道の與へたる割引運賃なり。新來者に提供せられたる右獎勵方法は南滿洲鐵道、滿洲各省官憲及支那政府に於て少くとも一九三一年末迄は移民に對し好感を以て迎へたることを示すものなり。彼等は何れも東三省殖民に依り利益を得たり。尤も前記移民

に對し、彼等の有したる利害關係は常に同一なりとは云ひ難し。

滿洲に定着せる移民は支那本部に於ける彼等の原住地との關係を維持す。右は移民が彼等が生れ故郷に殘したる家族に對する送金を研究すれば尤も明瞭なり。銀行及郵便局を通じて並に歸還移民に托送して爲さる、彼等の送金の總額を算測することは不可能なるが前記の方法に依り山東河北兩省に送らる、金は毎年二千萬元に達するものと信ぜられ、又一九二八年の郵政統計は遼寧吉林兩省より山東省に對し郵便爲替に依り送金せられたる額が支那の他の全部の省より山東省に送金せられたる額と同額に達せることを示し居れり。是等送金が滿洲支那本部間の重要な經濟的連鎖を形成し居ることは疑ひを容れず。右は移民と原住地に在る其の家族との間に維持せらるる接觸の「インデックス」なり。右の接觸は長城の兩側に於ける狀況が大差なき爲め尙容易なり。農作物は大體同種にして、耕作法も亦同一なり。滿洲と山東に於ける農業狀況の最も顯著なる相違は氣候、人口の密度及經濟的開發狀態の差異なるが、是等の要因は東三省の農業が益々山東に於ける農業狀況に近似することを妨げず。永年定住者を有する遼寧省に於ける農村の狀況は山東の夫れに酷似するも、近年開發せられたる黑龍江省に於ては左程迄に山東に酷似せず。

滿洲に於ける農業者との直接取引組織も亦支那本部の狀況に酷似す。東三省に於ては右の如き取引は農民のみより直接購買する支那人の手に在り。東三省に於けると同様信用が右の如き地方取引に重要な職能を行ふ。滿洲及支那本部に於ける商業組織の酷似は單に地方農村に於ける地方取引に於てのみならず、

市街地に於ける取引に於ても亦之を見ることを得ると云ふも過言にあらず。

實際に於て滿洲に於ける支那人の社會的・反經濟的組織は其の故國の習慣、方言及行事を其儘移植せる社會組織にして唯本國に比し廣汎にして人口少く且つ外部より影響を蒙り易き滿洲の狀況に適合せしむるに必要なる變改を要するのみなり。

茲に前記大量移民は單なる一時的事件なりや或は將來も繼續するものなりやの問題あり。南滿洲の地域並に松花江、遼河及牡丹江流域の如き南部及東部に於ける數個の流域地方を考慮に入るときは純然たる農業的見地より見るも滿洲は尙多數の植民を收容し得べきこと明かなり。東支鐵道幹部の最も優秀なる專門家の意見に依れば滿洲の人口は四十年間に七千五百萬に達し得べしとのことなり。

然れども滿洲に於ける人口の急激なる増加の將來は經濟的條件に依り制限せらるることあるべし。事實經濟的條件のみが大豆栽培の將來を不確實にするものなり。一方、最近滿洲に移入せられたる作物、殊に米の栽培は同地方に發達すべきやに認めらる。日本人中望みを囑したるものある棉花栽培の發達は或る程度の制限を免れざるもの如し。故に東三省に於ける今後の移住は經濟的及技術的要因に依り或る程度迄制限せらるることあるべし。

滿洲に對する支那移民の減少は最近に於ける政治上の出來事のみが其の唯一の理由に非ず。經濟上の危機は既に一九三一年の最初の六ヶ月間に於て季節的移民の重要性を減殺せるが世界的不況は避くべからざ

りし地方的危機の慘禍を大ならしめたり。此の經濟上の危機去り秩序が再び回復せられたる時には滿洲は又支那本部の人口の捌け口として役立つことあるべし。支那人は滿洲移民に最も適合せる人民なり、無定見なる政治上の手段に依り此の移民を人口的に制限することは滿洲の利益並に山東省及河北省の利益を毀損するものなり。滿洲と支那の他の部分との連鎖は主として民族的及社會的なるが同時に經濟的連鎖も不斷に強固となりつつあり。右は滿洲と支那の他の部分との間に於ける貿易上の關係の増進に依り示さる。

然れども海關統計に依れば日本は滿洲の最大顧客にして且第一の供給者なり。支那本部は次位を占む。滿洲より支那の他の部分に對する主要輸出品は大豆及其副産物、石炭及少量の落花生、生糸、雜穀及極少量の鐵、玉蜀黍、羊毛並に木材なり。支那本部より滿洲に對する主要輸出品は綿織物、煙草類、絹其他の織物、茶、穀類及種子、棉花、紙並に小麥粉なり。斯くの如く支那本部は或種の食糧に付滿洲に倚賴し居り、就中最も重要なものは大豆及其の副産物なるが、其の礦産物輸入は石炭を除き、又其の木材、動物産品及加工の爲の原料の輸入は過去に於て僅少なりき。更に支那本部は自身の人超を相殺するが爲滿洲の出超利益金の一部分を利用し得るのみなり。右利用は一般に想像せられ居るが如く政治上の連合に依るに非ずして滿洲の郵政機關及海關が利益多きこと及支那移民の山東及河北兩省に在る其の家族に對する多額の送金に依るものなり。

滿洲の富源は豊富なれども未だ充分に實測せられ居らず。之が開發の爲には人口、資本、技術、組織及國內の安寧を必要とす。住民は殆ど全部支那より送らる。現在住民の多數は北支諸省の産にして其の故郷との家族的連絡は今尙密接なるものあり。資本、技術及組織は今日迄の所主として南滿洲に於ては日本に依り又長春以北に於ては露國に依り供給せられ來り。其の他の外國も其の程度少きも東三省を通じ主として大都會に於て利益を有せり。是等諸外國の代表者は近年の政治的危急に際し調停的の役割を演じたるが經濟的に最も優勢なる日本が市場獨占を企てざる限り今後も右役割を行ふこととなるべし。現在最も重要な問題は住民が受諾し得べく且窮極的の要件を充し得べき即ち法と秩序の維持し得べき政權の樹立なり。

如何なる外國と雖も人口の大半を爲し且滿洲の土地を耕し國內の殆ど總ての企業に對し勞力を供給しつゝある支那民衆の好意及滿腔の協力無くして滿洲を開發し又は之を管理せんとするの企てより利益を獲得すること能はず。一方支那も是等北方諸省が接壤諸國の相反對する野心の戰場となることの熾まざる限り永久に憂懼と危険とより解放せられざるべし。故に支那としては滿洲に於ける日本經濟上の利益を満足せしむること、又日本としては滿洲の住民の變改すべからざる支那人的色彩を容認することが共に必要なり。

門戶開放の維持

上記の如き了解と並行し、且滿洲の開發に對する總ての關係國の協力を許容するが爲めには門戶開放の原則を單に法律的見地よりのみならず貿易、工業及銀行業の實際的運用に付維持すること必要なりと認めらる。日本人以外の外國實業家の間には日本商會が現在の政治状況を利用して自由競争以外の方法に依りて利益を獲得すべしとの危懼を懷くものあり。若し右の危懼にして理由あるに至らば外國側利害關係者を失望せしめ先づ其の損失を蒙るものは滿洲住民なるやも計られず。貿易、投資及び財政上の自由競争に依りて表現せらるる眞實の門戶開放の維持は日本及び支那双方の利益なるべし。

(註一) 此の點に關し特に鮮滿國境及大連を通じて爲される滿洲への密輸入が非常なる範圍に亘り居ることを指摘すること必要なり。斯かる慣行は單に海關收入に損失を與ふるのみならず貿易を破壊し實際上海關行政を支配し居る國が他國の貿易に對して差別的待遇を爲すこととなるべしとの信念を其の當否は別として起さしむべし。

第九章 解決の原則及條件

前各章の再検討

本報告書の前各章に於て日支間の諸懸案は夫れ自體に於て仲裁的方法に依り解決し得ざりしに非ざりし

も之等諸懸案特に滿洲問題に關する懸案を日支政府に於て取扱ひたる結果は兩國關係を甚だしく惡化せしめ早晚衝突の免れ難きものたりしことを明かにせり。支那が過渡時期に必然伴はるべき有らゆる政治的紛糾、社會的混亂及び分裂的傾向を有する發達途上にある國家なることに付ても記述せり。又日本の要求する權利及び利益が支那中央政府の無力なる爲如何に甚だしく影響を受けたるか又日本が滿洲を支那の他の部分に於ける政府より引離し置くことを如何に切望し來れるかを述べたり。尙支那、露國及び日本政府の滿洲に於ける政策を簡單に吟味したる結果滿洲各省政權は其の統治者に依り一再ならず支那中央政府より獨立せることを聲明せられたるも而も支那人が絕對多數を占むる之等各省人民は未だ曾て支那の他の部分より分離するを欲する旨表明したることなきことを明かにせり。最後に吾人は九月十八日其の以後に起れる事態を注意深く且十分に検討し之に對する吾人の意見を表明せり。

問題の複雑性

今や吾人は將來に注意を集中する時期に達したるを以て本章の考察を最後とし此上過去には言及せざるべし。前掲各章の讀者にとりては本件紛争に包含せらるる諸問題は往々稱せらるゝが如く簡單なるものに非ざることは正に明かなるべし。即ち問題は寧ろ極度に複雑なるを以て一切の事實及び其の歴史的背景に關し十分なる知識あるもののみ之に關する決定的意見を表明する資格ありといふべし。本紛争は一國が國

際聯盟規約の提供する調停の機會を豫め十分に利用し盡くすことなくして一國に宣戰を布告せるが如き事件にあらず。又一國の國境が隣接國の武裝軍隊に依り侵略せられたるが如き簡單なる事件にもあらず。何となれば滿洲に於ては世界の他の部分に於て正確なる類例の存せざる幾多の特殊事態あるを以てなり。本紛争は双方とも聯盟の一員たる二國間に於て佛蘭西と獨逸とを合したる面積ある地域に關し發生せるものにして右地域に關しては日支双方に於て諸種の權益を有することを主張し而も此等の權益は其の一部のみ國際法に依り明瞭に定義せられ居れり。右地域は法律的には完全に支那の一部分なるも其の地方政權は本紛争の根底をなす事項に關し日本と直接交渉をなす程度の廣汎なる自治的性質のものなりき。

滿洲の事態は他に類例なし

日本は海岸より滿洲の中心に達する鐵道及び一地帯を支配し且つ該財産保護の爲約一萬の兵力を維持し且つ必要の場合には條約上之を一萬五千に増加する權利ありと主張す。又日本は總ての在滿日本人に對し法權を行使し且つ滿洲全土に亘り領事館警察を維持す。

解釋の多岐性

問題を討議するものはよく敘上の事實を考慮せざるべからず。宣戰を布告することなくして疑ひもなく

支那の領土たる廣大なる地域が日本軍隊に依り強力を以て押收、占領せられ且つ右行動の結果として該地域が支那の他の部分より分離せられ獨立を宣言するに至れるは事實なり。日本は右事實完了に至らしめたる手段はこの種行動の防止を目的とする國際聯盟規約不戰條約及び華府九國條約の義務に合致するものなりと主張す。更に本問題に付初めて聯盟の注意が喚起せられたる際漸く開始せられたる行動は其の後數ヶ月間に完結せられ、且日本は右行動を以て九月三十日及十二月十日壽府に於て其の代表の與へたる保障と合致するものなりと主張す。日本の説明に依れば其の一切の軍事行動は正當なる自衛行為にして右權利は條上の多邊的條約中に包含せられ又國際聯盟理事會の何れの決議に於ても奪はれたることなしとなす。將又東三省に於て支那の舊政權に代れる新政權は其の成立が地方人民の行為にして彼等は自發的に其の獨立を宣言し支那との一切の關係を絶ち自己の政府を樹立したるものなるを以て正當視せらるるものなりとなせり。尙日本の主張に依れば斯くの如き眞正なる獨立運動は如何なる國際條約若しくは國際聯盟理事會の決議に依りても禁ぜられず、且斯る運動の既に行はれたりと云ふ事實は九國條約の適用を著るしく改變し聯盟に依り調査せられつつある問題の全性質を根本的に變更せるものなりとなせり。

本紛争は特に複雑化且重大化するものは條上の如き合法性に關する主張なり。本件に付論議することは本委員會の機能に非ざるも本委員會は聯盟をして紛争國の名譽、威嚴及び國家的利益を損せずして紛争を解決せしむるが爲十分なる材料を供給することを努め來れり。單に批評することのみにては解決を期し難

し。兩者の調停に資する爲め實際的努力なかるべからず。吾人は滿洲に於ける過去の事件に關し真相を捕捉する爲苦心し來れるが率直に言へば吾人の仕事の僅一部分にして而も決して重要部分にあらざることゝ認む。吾人は使命を行ふに當り終始兩國政府に對し紛争を調停する爲國際聯盟の援助の提供方を申入れたるが今や本委員會は其の使命を終らむとするに當り正義と平和とに合致する方法に依り滿洲に於ける日支の永遠の利益を確保する爲吾人の提議を聯盟に提出せむとす。

解決に關する不満足なる提議

(一) 原狀回復

單なる原狀回復が問題の解決たり得ざることとは如上吾人の述べたる所に依り明かなるべし。蓋し本紛争が去る九月以前に於ける状態より發生せるに鑑み同状態の回復は紛争を繰返す結果を招來すべく斯の如きは問題を單に理論的に取扱ひ現實の状態を無視するものなり。

(二) 滿洲國の維持

前二章に述べたる所に鑑み滿洲に於ける現政權の維持及び承認も均しく不満足なるべし。斯る解決は現

行國際義務の根本的原則若くは極東平和の基礎たるべき兩國間の良好なる諒解と兩立するものと認められず。右は又支那の利益に違反し又滿洲人民の希望を無視するのみならず結局に於て日本の永遠の利益となるべきや否やに付少くとも疑ひあり。

現政權に對する滿洲人民の感情に付ては何等疑問無し。而して支那は東三省の完全なる分離を以て永久的解決なりとなし進んで之を承諾するが如きことなかるべし。

滿洲と遠隔なる外蒙古地方との類似性を論ずるは其の當を得ざるものなり。蓋し外蒙古と支那との間に何等鞏固なる經濟的若くは社會的紐帶なく且つ人口稀薄にして而も其の大部分は支那人にあらざるを以てなり。滿洲に於ける事態と外蒙古に於ける夫とは極端なる差異あり。滿洲に定着せる數百萬の支那農民は各般の關係に於て滿洲をして「長城」以南の支那の延長たらしめたり。東三省は其の人類、文化及國民的感情に於て支那化し其の移住者の大部分の來れる隣省河北、山東省と殆んど變ることなし。

然のみならず過去の經驗に依れば滿洲の支配者は支那の他の部分と少くとも北支那に於て相當なる程度の勢力を行使し來り、且つ明白なる各種軍事上政治上の利益を有せり。東三省を支那の他の部より法律的に若くは實際的に分離するは將來に向つて重大なる「イルリデンテスト」問題を發生し其の結果常に支那の敵愾心を盛んならしめ且恐らく日本商品の「ボイコット」を永續的ならしめ以て平和を危殆に陥るゝものと云ふべし。

本委員會は日本政府より滿洲に於ける其の重大利益に關する明確且貴重なる「ステートメント」を受領せり。前章に記述せる程度以上に日本の滿洲に對する經濟的依據を誇張することなく且右經濟的關係は日本に對し東三省の政治的は勿論經濟的發達を支配するの資格を與ふるものなりと提言することなく、日本の經濟的開發の爲滿洲が甚だ重大なる事を認むるものなり。將又日本が滿洲の經濟的開發の爲必要なる治安を維持し得べき安定せる政府の樹立を要求することも不合理なりと考ふるものに非ず。然るに斯の如き状態は人民の願望に合致し且彼等の感情及要望を十分に考慮する政權に依り初めて確實且有効に保障せらるべし。尙右滿洲の急速なる經濟的開發に必要な資本の集中は現在極東に見られざる外部の信頼と内部の鬱悶氣とに初めて可能なり。

過剩人口増加の壓迫あるに拘らず日本國民は移民に關する現存の便宜を從來十分に利用することなく、且日本政府は滿洲に其の國民の大移動を計畫したることなし。然るに日本國民は農業的危機及人口問題に善處する方法として更に其の工業化に希望を懸けつつあり。斯の如き工業化は新たな經濟的市場を要求すべき處、日本の唯一の廣大且比較的確實なる市場は亞細亞殊に支那に於て見出さるべし。日本は單に滿洲市場のみならず全支那市場を必要とする處、支那が統一し近代化する結果は當然其の生活程度向上するに至り、貿易を促進し支那市場の購買力を増加すべし。

日本にとり重大利益ある右日支の經濟的提携は同時に支那の利益問題なり。何となれば支那が更に日本

と經濟的及技術的に合作することは其の國家改造の第一事業を助長するものなるを發見すべければなり。支那は其の國民主義の狭量なる傾向を抑壓することに依り又友誼關係復活するや否や組織的「ポイコット」の再現することなき旨の有効なる保障を與ふることに依り右提携を助成し得べし。一方日本としては滿洲問題と支那關係の一般的問題より切離し、支那との友好及合作を不可能ならしむる方法にて支那問題を解決するが如き有らゆる試みを放棄することに依り右提携を容易ならしむるを得べし。

然るに滿洲に於ける日本の行動及方針を決定せしものは經濟的考慮よりは寧ろ日本自體の安全に對する懸念なるべし。日本の政治家及軍部が滿洲は「日本の生命線」なることを常に口にすることは特に此の關係に於てなりとす。世人は右の如き懸念に同情し且有らゆる事態に於て日本の國防を確保する爲重大責任を負はざるを得ざる。右政治家及軍部の行動及動機を了解するに努むべし。日本の領土に對する敵對行動の根據地として滿洲を利用するを防止せむとする日本の關心及或情勢の下に外國の軍隊が滿洲の國境を越え來る場合有らゆる必要の軍事的手段を執ることを可能ならしむるとする日本の希望を假に認むるとするも、果して滿洲を無期限に占領し又之が爲當然必要なるべき巨額の財政的負擔をなすことが眞に外部よりする危険に對する最も有効なる保障の方法なりや。將又右の如き方法に依り侵略に對抗する場合、日本軍が若し敵意を持つ支那の後援の下に不從順若くは反抗的なる民衆に依り包圍せらるる場合には甚だしく困難を感ずることなきや否やは尙疑問とすべき所なるべし。従つて現存の世界平和機關の基礎をなす原則と、より

善く合致し且世界の各地に於ける他の強國に依り締結せられたる手續に類似せる方法に依り安全問題の他の可能なる解決方法を考慮することは確に日本の爲利益なり。日本は亦世界の他の國家の同情と好意とに依り而も日本自身は何等の負擔をもなすことなくして日本が目下執りつつある高價なる手段に依り得らるるよりも更に確實なる安全を得る可能性もあり得べし。

國際的利益

日支兩國を別とし世界の他の強國も此の日支紛争に關し防衛すべき重大利益を有す。吾人は曩に現行の多邊的條約に言及せり。苟も合意に依る眞正且永續的解決は世界平和機關の根底を爲す之等原則的協定の條項と兩立するものたるを要す。華府會議に於ける強國の代表者を動かしたる諸種の考慮は今日尙有効なり。平和維持の爲必要不可欠なる條件として支那の改造に協力し其の主權並に其の領土的行政的統一を保全することは今日に於ても一九二二年に於けるが如くに列國の利益なり。支那の分裂は恐らく急速に重大なる國際競争を招來すべき處、右競争が若し相異なる社會組織の間に於ける競争と同時に起る場合は更に激烈を加ふべし。最後に平和の利益は全世界を通じ同様なるべき處、聯盟規約及不戰條約の原則の適用に關し世界の如何なる方面に於ても、信頼を失ふことあらば斯る原則の價值と効力は他の方面に於ても減少すべし。

蘇聯邦の利益

本委員会は滿洲に於ける蘇聯邦の利益の範圍に關し直接に情報を入手するを得ず。又滿洲問題に關する蘇聯邦政府の觀察を確むるを得ざりき。尤も假令直接情報を入手せざりしと雖も本委員会は滿洲に於て露西亞の演じたる役割若くは蘇聯邦が東支鐵道の所有者として將又支那の北方及東北方に於ける領土の所有者として該地域に於ける蘇聯邦の有らゆる利益を看過するを得ず。蘇聯邦の重大利的を無視せる解決方法に於ける將來に於ける平和を擾亂する危険あり。従つて永續性なかるべきは明かなり。

結論

若し日支兩國政府が双方の主要利益の一致せることを承認し且平和の維持及相互間に於ける友誼關係の樹立をも右利益の中に包含せしむる意志あるに於ては兩國間紛争解決策の基礎的大綱は敘上の考案に依り充分明示せらるべし。既述の如く一九三一年九月以前の狀態への復歸は問題にあらず。將來に於ける満足すべき政權は過激なる變更なくして現政權より進展せしめ得べし。次章に於て吾人は之が爲め或る提議を提出すべきも吾人は先づ満足なる解決方法として準備するを要する一般的原则を明かにせむと欲す。此等原則は次の如し。

満足なる解決の條件

- 一、日支双方の利益と兩立すること。
兩國は聯盟國なるを以て各々聯盟より同一の考慮を拂はるることを要求するの權利を有す。兩國が利益を獲得せざる解決は平和の爲の收得とならざるべし。
- 二、蘇聯邦の利益に對する考慮。
第三國の利益を考慮することなく兩隣國間に於て平和を講ずるは公正若は賢明ならざるべく又平和に資する所以に非ざるべし。
- 三、現存多邊的條約との一致。
如何なる解決と雖も聯盟規約及不戰條約及華府九國條約の規定に合致することを要す。
- 四、滿洲に於ける日本の利益の承認。
滿洲に於ける日本の權益は監視するを得ざる事實にして如何なる解決方法も右を承認し且日本と滿洲との歴史的關係を考慮に入れざるものは満足なるものに非ざるべし。
- 五、日支兩國間に於ける新條約關係の成立
滿洲に於ける兩國各自の權利、利益及責任を新條約中に再び聲明することは合意に依る解決の一部にして、將來紛争を避け相互的信賴及協力を回復する爲に望ましきことなり。
- 六、將來に於ける紛争解決に對する有効なる規定。
敘上に附隨的なるものにして比較的重要ならざる紛争の迅速なる解決を容易ならしむる爲規定を設くる要あり。

七、滿洲の自治

滿洲に於ける政府は支那の主權及行政的保全と一致し東三省の地方的狀況及特徴に應ずる様工夫せられたる廣汎なる範圍の自治を確保する様改めらるべし。新文治制度は善良なる政治の本質的要求を満足する様構成運用せらるるを要す。

八、内部的秩序及外部的侵略に對する保障。

滿洲の内部的秩序は有効なる地方憲兵隊に依り確保せらるべく、外部的侵略に對する安全は憲兵隊以外一切の武裝隊の撤退及關係國間に於ける不侵略條約の締結に依り與へらるべし。

九、日支兩國間に於ける經濟的提携の促進。

本目的の爲兩國間に於ける新通商條約の締結望まし。斯る條約は兩國間に於ける通商關係を公正なる基礎の上に置き双方の政治關係の改善と一致せしむるを目的とすべし。

十、支那の改造に關する國際的協力。

支那に於ける現今の政治的不安定が日本との友好關係に對する障害にして且極東に於ける平和の維持が國際的關心事項たる關係上世界の他の部分に對する危懼なると共に叙上に擧げたる條件は支那に於て強固なる中央政府なくしては實行する能はざる所なるを以て満足なる解決に對する最終的要件は故孫逸仙博士が提議せる如く支那の内部的改造に對する一時的國際協力なり。

條上の條件の實行より來るべき結果

若し現時の事態が條上の條件を充し條上の觀念を包含するが如き方法に於て緩和せられ得るに於ては日支兩國は其の紛争の解決を達成し以て兩國間に於ける密接なる了解及政治的協力の新時代の出發點となすを得べし。若し斯る提議が確保せられざるに於ては其の條件が如何なる解決方法も眞の效果なかるべし。

斯る新關係を企畫することは現下の危機に際しても眞に不可能なりや。青年日本は支那に於ける強硬政策滿洲に於ける徹底政策を叫び居れり。右の如き要求をなすものは九月十八日以前の時期に於ける遷延策及び小細工に厭き果て居れり。彼等は其の目的を達成する爲に急なり。然れども日本に於いても有らゆる目的を達成する爲に適當なる手段を見出さざるべからず。右「積極」政策の更に熱心なる代表者の若干並に特に明白なる理想主義及び大なる個人的熱誠を以て「滿洲國」政權に於ける微妙なる企畫の先覺者となれる人士と相識れる後日本の有する問題の核心に近代支那の政治的發展及び其の進みつゝある將來の傾向に關する危懼の存することを認識せざるを得ず。此の危懼は右支那の發展を制御し且つ其の進路を日本の經濟的利益を確保すると共に、同帝國の防衛に對する軍略的要求を満足せしむる方向に向けしむる目的を有する行動に導きたり。然れども日本の輿論も離げながら滿洲に對するものと支那本部に對するものと二つの別個の政策を有することが最早實行し得ざることを知覺しつつあり。故に其の滿洲に於ける利益を目標とする場合に於ても日本は支那の國民的感情の再興を認め同情を以て之を歓迎するやも知れず。而して日本は支那が他の何れに對しても支持を求めざることを確保する目的のみよりするも同國と提携し之を誘導扶掖するやも知れず。

支那に於ても亦該國家に對する死活問題、眞の國家的問題は國家の改造及近代化なることを認むるに至れる處彼等は右改造及近代化の政策は既に開始せられ成功の望み多きも其の實現には一切の國家特に其の

最も近隣者たる大國との友好的關係の涵養を必要とすることを認めざるを得ざるなり。支那は政治及經濟的事項に於て一切の主要國の協力を必要とするも特に支那にとり有益なるは日本政府の友好的態度及滿洲に於ける日本の經濟的協力なり。新たに目覺めれる國家主義の他の一切の要求は如何に正當にして且緊急なりとも右國家の有効なる内部的改造に對する重大なる必要の前には之を従とせざるべからず。

第十章 理事會に對する考察及提議

終局的解決を容易ならしむる爲の提議

現在の紛争解決の爲直接支那及日本政府に勸告を提出するは本委員會の職務に非ず。

然れども「ブリアン」氏が本委員會創設に關する決議の案文を理事會に説明するに當り使用する字句を借りて云へば「兩國間に現存する紛争原因の終局的解決を容易ならしむる」爲、吾人は茲に國際聯盟に對し、聯盟の適當なる機關が紛争當事國に與ふべき確定的提案を起草するを助けんことを目的とせる諸提議を吾人の研究の成果として提出せんとす。此等の提議は吾人が前章に於て定めたる諸條件を満足せしむべき一方法を例示するの目的を以て爲されたるものと諒解せられし。此等提議は主として廣汎なる原則に關するものにして、多數の細目挿入の餘地を存し、且紛争當事國が何等其の趣旨に副へる解決を受諾するの

意あるに於ては當事國に依つて多大の變更を加へられべきものとす。

假令日本の「滿洲國」正式承認が壽府に於ける本報告書の審議以前に行はるることありとするも——右は吾人の看過するを得ざる事態なるが——吾人は吾人の仕事に徒勞に歸すべしとは思考せず。吾人は孰れにせよ理事會は本報告が滿洲に於ける關係兩國の死活的利益を満足せしむるの目的を以てせる理事會の決議又は右兩大國に對する勸告に役立つべき諸提議を包含せることを見出すべしと信ず。吾人が國際聯盟の諸原則、支那に關する諸條約の精神及字句並に平和の一般的利益を念頭に置きつつ、他方現實の事態を看過せず、且東三省に現存し目下發展の過程にある行政機關を考慮に入れたるは一に此の目的に出づるものなり。世界平和の至高なる利益の爲、事態が如何に結着するとも、目下滿洲に於て醸成せられつつある健全なる力を、理想たる人物たると將又思想たると行爲たると總て之を利用し以て日支兩國間の永續的瞭解を確保せんとする目的を以て本報告中の諸提議が今尙日々に進展しつゝある事態に如何に擴張し適用せらるべきかを決定するは理事會の職務なるべし。

解決を議せんが爲の當事國の招請 建言會議

吾人は第一に理事會が前章に示されたる大綱に依り其の紛争の解決を議せんが爲め支那及び日本兩國政府を招請すべきことを提議す。若し右招請受諾せらるるに於ては次の措置は東三省統治の爲め特別なる制

度の構成に關し審議し、且詳細なる提案を爲す爲め可及的速かに建言會議を招集することにあり。

右會議は支那及日本兩國政府の代表者並に支那政府により指定せられたる方法により選擇せられたる者一名、日本政府により指定せられたる方法により選擇せられたる者一名、計二名の地方民を代表する委員を以て構成せらるべきことを提議す。當事國の同意あるに於ては中立國「オブザーヴァー」の援助を受けることを得べし。若し右會議が何等特殊の點に付協定に達し得ざる場合には會議は意見相違の點を理事會に提出し而して理事會は此等の點に付圓滿なる解決を得んことを試むべし。

建言會議の開催と同時に相互の權利利益に關する日本及支那間の懸案は、別個に審議せらるべし。此の場合に於ても同意あらば中立國「オブザーヴァー」の援助を受けることを得べし、

最後に吾人は此等審議及交渉の結果は四個の異りたる文書に具現せらるべきことを提議す。

- 一、建言會議の勸告せる條件に基き東三省に對し特別なる行政組織を構成すべき旨の支那政府の宣言。
- 二、日本の利益に關する日支條約。
- 三、調停、仲裁裁判、不侵略及相互援助に關する日支條約。
- 四、日支通商條約。

建言會議會前右會議の考慮すべき行政組織の概要は理事會援助の下に當事國間に協定せらるべきものなるべきことを提議す。此の際考慮せらるべき事項中には左の如きものあるべし。

建言會議會合の場所、代表の性質及中立國「オブザーヴァー」が希望せらるべきや否や。

支那の領土的及行政的保全維持の原則と滿洲に對する廣汎なる自治の賦與。

内部の秩序維持の唯一の方法としての特別憲兵隊創設の方針。

提議せられたるが如き別個の條約によつて各般の懸案を解決するの原則。

滿洲に於ける最近の政治的發展に参加せる者全部に對する大赦。

一度此等廣汎なる原則にして豫め協定せられんか、細目に付いては建言會議に於て又は條約締結交渉の際當事國代表者に對し能ふ限り充分なる裁量の餘地を残すべし。更に國際聯盟理事會に付議することは協定失敗の場合に於てのみ行はるべきものとす。

本手續の有利なりと主張せらるる諸點

本手續の利益ある諸點中吾人は本手續が支那の主權と抵觸することなくして今日現存する滿洲の事態に適合せんが爲め有効且つ實際的なる手段を執ることを可能ならしむると同時に、今後支那に於ける國內事態の變化に伴ひ當然なりと認めらるべき如き變革を斟酌するものなることを主張す。例へば本報告に於ては地方政府の改組、中央銀行の創立、外國人顧問の備聘の如き既に提案せられたるが又は現に實施せられ居る若干行政及財政上の變革に注意したり。此等事項は建言會議に於ても依然之を維持すること有利なるやも知れず。吾人の提議せるが如き方法により選擇せられたる滿洲住民代表者の本會議出席も亦現在の制度より新制度への轉換を容易ならしむべし。滿洲に對して企圖せられ居る自治制度は遼寧(奉天)吉

林及び黒龍江の三省にのみ施行するを目的とす。現に日本が熱河（東部蒙古）に於て享有する權利は日本の利益に關する條約中に於て處理せらるべし。茲に於て四個の文書を順次考察することを得べし。

一 宣言

建言會議の最終提案は支那政府に提出せらるべし。而して支那政府は國際聯盟及九國條約調印國に送付せらるべき宣言中に於て之を具現すべし。聯盟國及九國條約調印國は右宣言を了承し、右宣言は支那政府に對し國際條約の拘束的性質を有するものなること明かならしめるべし。

爾後必要により本宣言を改正する場合の條件は上に提議せられたる手續きに遵ひ協定せられたる所により宣言自體中に規定せらるべし。宣言は東三省に於ける支那中央政府の權力と自治地方政府の權力とを區分すべし。

中央政府に保留せらるべき權力

中央政府に保留せらるべき權力は左の如くなるべきことを提議す。

一 別に規定なき限り一般條約及外交關係の管理但し中央政府は宣言の規定に牴觸する國際約定を爲さ

ざるものと了解せらる。

二 税關、郵便局及鹽稅並に能ふ限り印花稅及煙酒稅の事務の管理。中央政府東三省間の此等收入よりの純收入の衡平なる配分は建言會議に依つて決定せらるべし。

三 宣言中に規定せらるべき手續に依る東三省政府執政の少くとも第一次の任命權。缺員は同様の方法又は建言會議に依つて同意せられ且宣言中に挿入せられたる東三省に於ける或種の選任制度に依つて充たさるべし。

四 東三省執政に對し、東三省自治政府の管轄下にある事項につき中央政府が結べる國際約定の履行を確保するに必要なべき命令を爲すの權。

五 本會議に依つて同意せられたる其他の權力。

地方政府の權力

他の權力は總て東三省自治政府に歸屬す。

地方輿論の表現

能ふ限り商會、同業公會其他の民間團體等の傳統的機關を通じて政府の政策に關する民意の發現を得せしむる爲何等實際的の制度を案出し得べし。

少數民族

白采露人及其他の少數民族の利益を保全する爲にも亦何等か規定を設くるの要あるべし。

憲兵隊

外國人教官の協力を以て特別憲兵隊を組織すべきことを提議す。右憲兵隊は東三省に於ける唯一の武裝隊たるべし。

特別憲兵隊の組織は豫め決定せられたる期間内に完成せらるゝか、又は完了の時期は宣言中に規定せらるべき手続きに従ひ決定せらるゝことを要す。該特別憲兵隊は東三省領域に於ける唯一の武裝隊なるべきを以て之が組織完成の曉には該領域より日支双方の何れに屬するを問はず有らゆる特別警察隊又は鐵道守備兵を含む他の總ての武裝隊の撤收行はるべし。

外國人顧問

自治政府の執政は適當數の外國人顧問を任命すべく其の内日本人が充分なる割合を占むることを要す。之が細目は前掲の手續きに依りて決定せらるべく且つ宣言中に陳述せらるべきものとす。小國の國民も大國の國民と同様に選定せらるゝことを得べし。

執政は聯盟理事會より提出すべき人名簿中より二名の異なる國籍に屬する外國人を任命し(一)警察(二)財務行政を監督せしむべし。右二名の官吏は新制度の組織期間及試験期間中廣汎なる權限を有すべく其の權限は宣言中に明定せらるべし。

執政は國際決済銀行理事會より提出すべき人名簿より一名の外國人を東三省中央銀行の總顧問に任命す

べし。

外國人顧問及官吏の任用は支那國民黨の創立者の政策及國民政府の政策に合致するものなり。吾人は東三省に於ける現下の狀態並に同地方に於ける外國の權益及勢力の複雑性が平和及良好なる施政の爲めに特別なる措置を必要ならしむることは支那の輿論が之を認識するに難からざるべきことを期待す。然れども茲に提議せる外國人顧問及官吏(新制度組織の期間に於て例外的に廣汎なる權限を行使すべき外國人を含む)の存在は單に國際協力の形式を表現するに過ぎざるものなることは吾人の特に強調せんと欲する所なり。之等外國人顧問及官吏は支那政府の受諾し得べき形式に依り又支那の主權に合致せる方法に於て選任せられざるべからず。彼等は從來海關及郵政の組織に備聘せられたる外國人又は支那人と協力せる國際聯盟の技術的機關の場合に於けると同様、任命せられたる曉には任命せる政府の雇傭人なりと自覺せざるべからず。此の點に關し内田伯が一九三二年八月二十五日日本議會に於て爲したる演說中左の一節は興味あるものなり。

「、、、、現に我國の如きも明治維新後多數の外國人を官吏又は顧問として備聘して居たのであります、例へば明治八年頃に於ける是等外國人の總數は五百名を超過して居たのであります、、、、」
向日支協力の雰囲気の中に比較的多數の日本人顧問が任命せらるゝことは彼等をして特に地方的狀況に適合せる訓練及知識を供與せしめ得べき點に於ても亦之を強調するを要す。過渡期を通じて目標とすべき

は結局に於て外國人の儲蓄を不必要ならしむべき支那人のみに依りて組織せられたる文官制度の創立なり。

二 日本利益に關する日支條約

本報告書中に提議せる日支間の三條約締結の交渉に當るべき者に對して完全なる自由裁量を殘すべきことは勿論なるも彼等が處理すべき事項を指示することは有用なるべし。

東三省に於ける日本の利益及熱河に於ける或種の日本の利益に關する日支條約は主として日本人の特定の經濟的權利及鐵道問題を取扱ふべきものとす。即ち該條約の目的は左の如くなるを要す。

條約の目的

- 一、滿洲國の經濟的開發に對する日本の自由なる參加、尤も右は同地方を經濟的又は政治的に支配する權利を伴はざるものとす。
- 二、熱河に於て日本が享有しつゝある權利の存續。
- 三、居住權及商租權を全滿洲地域に擴張すること及び之に伴ひて治外法權の原則を多少修正すること。
- 四、鐵道運行に關する協定。

日本人の居住權

今日迄の所日本の居住權は南滿洲及熱河に限定せられ居りたり。尤も南北滿洲の間には何等確定的境界存せず、而して之等權利は支那が受諾し得ずと認めたる條件の下に行使せられ其の結果絶えず軋轢紛争を醸したり。課税及司法に關する治外法權的地位は日本人及朝鮮人の双方の爲に主張せられ、後者に付ては不明確にして且論争の原因を爲せる特別規定せり。本委員會に提出せられたる證據より見て支那は治外法權的地位が伴はざるに於ては現在の限定的居住權を全滿洲に擴張することに同意を與ふるものと信すべき理由あり。治外法權的地位が之に伴ふに於ては支那領域内に日本人國家を創立するの結果を招來すべしと主張せられたり。

居住權と治外法權とは密接なる關係を有すること明かなり。然れども司法及財政制度が從來滿洲に於けるよりも遙に高き程度に到達する時期迄は日本人は治外法權的地位の放棄に同意せざるべきことも同様に明かなり。

茲に二種の妥協方法あり。一は治外法權的地位を伴ふ現行の居住權は之を維持し、治外法權的地位を伴はざる居住權を日本人及朝鮮人双方の爲に北滿洲及熱河に擴張すべしと云ふにあり。他に日本人は滿洲及熱河の何處に於ても治外法權的地位の下に居住するの權利を與へらべく、朝鮮人は治外法權的地位を伴は

ざる同様の權利を與へらるべしとするにあり。右二種の提議は何れも或程度の長所を有するも同時に比較的的重大なる故障あり。本問題の最も満足なる解決方法は之等地方の行政を治外法權的地位を必要とせざる程度に有能ならしむるにあること明かなり。此の見地よりして吾人は少くとも二名の外國人顧問(内一名は日本國籍を有することを要す)が最高法院に配屬せられんこと及び他の顧問が他の法院に配屬せらるゝことの有利なることを勧告す。之等法院が外國人關係事項に關し判決することを求められたる事件に付之等顧問の意見は公開せらるべし。吾人は右の外改組期間中に於て外國人が財務行政に關し或種の監督を有すること望ましと思考し宣言に關し右の趣旨の提議を存して置きたる次第なり。

尙右の外日支何れかの政府が其の名に於て又は人民に代りて提起すべき苦情を處理すべき仲裁裁判所を調停條約中に於て設立することは更に一段の保障を取付くる所以なり。

複雑にして困難なる本問題の決定は條約締結交渉の當事國側に殘さるべきものなるも、朝鮮人の如く多數にして現に人口の増加の途にあり且つ支那住民と斯く迄も密接なる關係の下に居住する少數民族に對して現在の如き外國に依る保護を爲すことは必要的に感情の衝突を頻發せしめ延いては地方的事件の發生及び外國の干渉を招くものなり、本件の如き軋轢の源泉が除去せらるることは平和の見地よりして望まし。日本人に對して與へらるべき有らゆる居住權の擴張は「最惠國」條項の利益を享有する他の有らゆる列國の國民に對して同様の條件の下に適用せらるべきものとす。但し右は治外法權國が支那との間に同様の

條約を締結せる場合に限る。

鐵道

鐵道に關しては第三章に於て日支双方鐵道建設者及鐵道當局の間に廣汎にして相互に利益を齎す如き鐵道計畫を目標とする協力は過去に於て皆無又は殆んど無かりしことを指摘せり。若し將來に於ける軋轢を避けんとせば過去に於ける競争制度を終熄せしめ之に代ふるに諸線に於ける貨客運賃に關する共通の了解を以てするの規定を本條約中に設くること必要なり。本問題は本報告に附屬する特別研究第一に於て検討せられ居れり。吾人の意見に依れば二つの解決方法あり。右二方法は何れか一つを選択するを得ると共に一個の終局解決の段階とも見ることを得べし。

其の一は其の範圍に於て稍制限せられたるものにして日支兩國鐵道當局の協力を容易ならむべき右兩當局間の業務協定なり。日支兩國は協力の原則の上に滿洲に於ける各自鐵道系統を經營することに同意すべく且日支混合鐵道委員會は少くとも一名の外國人顧問を加へ或る他國に存する理事會の職能に類似せる職能を行使すべし。更に徹底的なる解決は日支兩國の鐵道の利益を合同することに依り與へらるべし。而して斯る合同は若し協定せられ得るに於て實に本報告が確保せんとする目的の一たる眞の日支兩國の經濟的協同の標徴となるべし。右は支那の利益を保障しつつ滿洲に於ける凡ての鐵道に對して南滿洲鐵道の偉大

なる技術的經驗の利益を提議するを得しむべく且過去數ヶ月間に於て滿洲に於ける諸鐵道に適用せられたる制度より容易に進展せられ得べきものなり。右は將來に於て東支鐵道を含む更に廣汎なる國際協定の成立に至るの途を開くに至るやも知れず。斯くの如き合同に關する詳細なる記述は實行の可能性ある事項の例として附屬書に之を掲載せるも詳細なる計畫は當事國間に於ける直接交渉に依りてのみ進展せらるべし。鐵道問題の斯の如き解決は南滿洲鐵道をして純然たる商業的企業となすべく且一度特別憲兵隊が完全に組織せらるゝに於ては右憲兵隊に依り與へらるゝ安全は鐵道守備隊の撤退を可能ならしめ相當莫大なる費用を節約し得べし。若し右にして爲し得べくんば豫め鐵道附屬地内に特別土地章程及び特別市政を施行し南滿洲鐵道及日本國民の既得權を保障すべきなり。

敘上の大綱に依る條約にして協定し得べくんば、東三省及熱河に於ける日本人の權利に對する法律的根據は認められ、且右根據は少くとも現行條約及協定同様日本に有利なると共に支那にはより以上に受諾し得べきものなるを以て、支那は一九一五年の條約の如き條約及協定に依り日本に爲したる一切の確定的讓與を、新條約に依り廢棄又は修正せられざる限り承認するに困難を有せざるべし。日本の要求する一切の比較的重要なならざる權利にして其の効力につき争ひあるものは協定の題目たるべし。若し協定成立せざるに於ては調停條約に掲げたる手續に訴ふべし。

三 調停、仲裁裁判、不侵略及相互援助に關する日支條約

本條約の題目に付ては多くの先例及現存實例存するを以て詳細に記述するの必要なし。

斯る條約は日支兩國政府間に發生するが如き一切の紛争の解決を援助する機能を有する調停委員會に付規定すべく又法律的經驗及極東に關する必要な知識を有する人士を以て構成する仲裁裁判所を設置すべし。右裁判所は宣言又は新條約の解釋に關する日支兩國政府間に於ける一切の紛争及調停條約中に特に規定せらるゝが如き他の範疇に屬する紛争を處理すべし。

最後に本條約に挿入せられたる不侵略及相互援助に關する規定に基き當事國は滿洲が漸次非武裝地帯となることに同意すべし。右の目的を以て憲兵隊の組織が實行せられたる後に於て、兩當事國の一方又は第三國に依る非武裝地域の侵犯は侵略行爲を構成するものとなし、他の當事國又は第三者の攻撃の場合には兩當事國が聯盟規約の下に行動すべき聯盟理事會の權利を害することなく非武裝地域を防禦するに適當なりと思考する一切の措置を執るの權利を有すべし。

若し蘇聯邦政府にして斯る條約中の不侵略及相互援助に關する條章に参加せんと欲するに於ては別個の三國協定中に適當なる條項を包含せしめ得べし。

四 日支通商條約

通商條約は當然他國の現存條約上の權利を保障しつづ能ふ限り日支兩國間に於ける交易を増進し得べき條件の設定を目的とするものなるべし。本條約は支那人消費者の個人的權利を害することなく日本人の商業に對する組織的「ボイコット」運動を禁壓する爲其の權限内に於ける一切の措置を講ずべき旨の支那政府に依る約定を包含すべし。

批判

前掲宣言及條約の對象に關する敘上の提議及考察は聯盟理事會に提出し其の考慮に供せらるべし。將來に於ける協定の細目の如何に拘らず最も重きを置くべき點は交渉が與ふ限り速かに開始せられ且相互信頼の精神に依つて行はるべきことなり。

吾人の任務は終了せり。

滿洲は過去一年間争鬪及混亂に委せられたり。廣大肥沃且豐饒なる滿洲の人民は恐らく曾て經驗したることなき悲惨なる状態に遭遇せり。日支兩國間の關係は假裝せる戰爭關係にて將來に付いては憂慮に堪えざるものあり。

吾人は右の状態を創造せる事情に關し報告せり。何人と雖も聯盟の遭遇せる問題の重大性及其の解決の困難に付充分了知する所なり。吾人は其の報告を完了せんとする際新聞紙上に於て日支兩國外務大臣の二個の聲明を閲讀せるが其の双方につき最も重大なる一點を拔萃すべし。

八月二十八日羅文幹氏は南京に於て左の如く聲明せり。

「支那は現事態の解決に對する如何なる合理的なる提案も聯盟規約、不戰條約及九國條約の條章及精神並に支那の主權と兩立すべきものたるを要し極東に於ける永續的平和を有効に確保するものたるを要すと信す。」

八月三十日内田伯は東京に於て左の如く聲明せりと傳へらる。

「帝國政府は日支兩國關係の問題は滿蒙問題より更に重要なりと思惟す」

吾人は本報告書を終了するに當り右兩聲明の基調を爲す思想を再録するを以て最も適當と思考するものなり。右思想は吾人の蒐集せる證據、問題に關する吾人の研究、從つて吾人の確信と正確に對應するものにして吾人は右聲明に依り表示せられたる政策が迅速且有効に實行せらるゝに於ては必ずや極東に於ける二大國及人類一般の最善の利益に於て滿洲問題の満足なる解決を遂げ得べきを信するものなり。

附 錄

事變に關する國際規約

現行國際聯盟規約及び附屬書

(一九一九年六月二十八日調印のヴェルサイユ平和條約第一編)

締約國ハ

戰爭ニ訴ヘサルノ義務ヲ受諾シ

各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ

各國政府ノ行爲ヲ律スル現實ノ規律トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ

組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ

以テ國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完成セシムカ爲

茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス

第一條 (加入及脱退)

一、本規約附屬書列記ノ署名國及留保ナクシテ本規約ニ加盟スル該附屬書列記ノ爾餘諸國ヲ以テ國際聯盟

- ノ原聯盟國トス右加盟ハ本規約實施後二月以内ニ宣言書ヲ聯盟事務局ニ寄託シテ之ヲ爲スヘシ右ニ關シテハ一切ノ他ノ聯盟國ニ通告スヘキモノトス
- 二、附屬書ニ列記セサル國領地及ハ殖民地ニシテ完全ナル自治ヲ有スルモノハ其ノ加入ニ付聯盟總會三分ノ二ノ同意ヲ得ルニ於テハ總テ聯盟國ト爲ルコトヲ得但シ其ノ國際義務遵守ノ誠意アルコトニ付有效ナル保障ヲ與ヘ陸海及空軍ノ兵力其ノ他ノ軍備ニ關シ聯盟ノ定ムルコトアルヘキ準則ヲ受諾スルコトヲ要ス
- 三、聯盟國ハ二年ノ豫告ヲ以テ聯盟ヲ脫退スルコトヲ得但シ脫退ノ時迄ニ其ノ一切ノ國際上及本規約上ノ義務ハ履行セラレタルコトヲ要ス
- 第二條 (聯盟の機關)
- 本規約ニ依ル聯盟ノ行動ハ聯盟總會及聯盟理事會並附屬ノ常設聯盟事務局ニ依リテ之ヲ爲スヘキモノトス

第三條 (聯盟總會)

- 一、聯盟總會ハ聯盟國ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 二、聯盟總會ハ聯盟本部所在地又ハ別ニ定ムルコトアルヘキ地ニ於テ定期ニ及必要ニ應シ隨時ニ之ヲ開ク
- 三、聯盟總會ハ聯盟ノ行動範圍ニ屬シ又ハ世界ノ平和ニ影響スル一切ノ事項ヲ其ノ會議ニ於テ處理ス
- 四、聯盟國ハ聯盟總會ノ會議ニ於テ各一箇ノ表決權ヲ有スヘキ且三名ヲ超エサル代表者ヲ出スコトヲ得

第四條 (聯盟理事會)

- 一、聯盟理事會ハ主タル同盟及聯合國並他ノ四聯盟國ノ代表者ヲ以テ之ヲ組織ス該四聯盟國ハ聯盟總會其裁量ニ依リ隨時之ヲ選定ス聯盟總會カ第一次ニ選定スル四聯盟國ニ於テ其ノ代表者ヲ任命スル迄ハ白耳

- 義國、伯刺西爾國、西班牙國及希臘國ノ代表者ヲ以テ聯盟理事會員トス
- 二、聯盟理事會ハ聯盟總會ノ過半数ノ同意アルトキハ聯盟理事會ニ常ニ代表者ヲ出スヘキ聯盟國ヲ追加指定スルコトヲ得聯盟理事會ハ同會ニ代表セシムル爲聯盟總會ノ選定スヘキ聯盟國ノ數ヲ前同様ノ同意ヲ以テ増加スル事ヲ得
- 二ノ一、聯盟總會ハ聯盟理事會非常任代表國ノ選舉ニ關スル規則特ニ任期及再選ノ條件ニ關スル規則ヲ三分ノ二ノ多數ニヨリ定ムヘシ
- (本項ハ一九二一年十月五日の決議により追加せられ、一九二二年七月二十九日效力を發生せるものである)

- 三、聯盟理事會ハ聯盟本部所在地又ハ別ニ定ムルコトアルベキ地ニ於テ必要ニ應シ隨時ニ且少クトモ毎年一回之ヲ開ク
- 四、聯盟理事會ハ聯盟ノ行動範圍ニ屬シ又ハ世界ノ平和ニ影響スル一切ノ事項ヲ其ノ會議ニ於テ處理
- 五、聯盟理事會ニ代表セラレサル聯盟各國ハ特ニ其ノ利益ニ影響スル事項ノ審議中聯盟理事會會議ニ理事會員トシテ列席スル代表者一名ノ派遣ヲ招請セラレヘシ
- 六、聯盟理事會ニ代表セラレサル聯盟各國ハ聯盟理事會會議ニ於テ一箇ノ表決權ヲ有スベキ且一名ノ代表者ヲ出スコトヲ得

第五條 (總會及理事會の議事)

- 一、規約中又ハ本規約ノ條項中別段ノ明文アル場合ヲ除クノ外聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ノ議決ハ其ノ會議ニ代表セララル聯盟國全部ノ同意ヲ要ス
- 二、聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ會議ニ於ケル手續ニ關スル一切ノ事項ハ特殊事項調査委員ノ任命ト共ニ聯

盟總會又ハ聯盟理事會之ヲ定ム此ノ場合ニ於テハ其ノ會議ニ代表セラルル聯盟總會ノ過半数ニ依リ之ヲ決定スルコトヲ得

三、聯盟總會ノ第一回會議及聯盟理事會ノ第一回會議ハ亞米利加大統領之ヲ招集スヘシ

第六條 (聯盟事務局)

一、常設聯盟事務局ハ聯盟本部所在地ニ之ヲ設置ス聯盟事務局ニハ事務總長一名並ニ必要ナル事務官及職員ヲ置ク

二、第一次ノ事務總長ハ附屬書ニ之ヲ指定シ爾後ノ事務總長ハ聯盟總會過半数ノ同意ヲ以テ聯盟理事會之ヲ任命ス

三、聯盟事務局ノ事務官及職員ハ聯盟理事會ノ同意ヲ以テ事務總長之ヲ任命ス

四、事務總長ハ聯盟總會及聯盟理事會ノ一切ノ會議ニ於テ其ノ資格ニテ行動ス

五、聯盟ノ經費ハ聯盟總會ノ決定スル割合ニ從ヒ聯盟國之ヲ負擔ス

(本項ハ一九二一年十月五日改正を採擇され一九二四年八月十三日效力を發生せるものである。改正以前ノものは次の如し、)

「聯盟事務局ノ經費ハ萬國郵便聯合總局ノ經費分擔ノ割合ニ從ヒ聯盟國之ヲ負擔ス」

第七條 (聯盟本部所在地、職員、特權)

一、聯盟本部所在地ハ「ジュネーヴ」トス

二、聯盟理事會ハ何時タリトモソノ議決ニ依リ他ノ地ヲ以テ聯盟本部所在地ト爲スコトヲ得

三、聯盟ニ關シ又ハ之ニ附帶スル一切ノ地位ハ聯盟事務局ノ地位ト共ニ男女均シク之ニ就クコトヲ得

四、聯盟國代表者及聯盟ノ事務ニ從事スル間外交官ノ特權及免除ヲ享有ス

五、聯盟、聯盟職員又ハ聯盟會議參列代表者ノ使用スル建物其ノ他ノ財産ハ之ヲ不可侵ス

第八條 (軍備縮小)

一、聯盟國ハ平和維持ノ爲ニハ其ノ軍備ヲ國ノ安全及國際義務ヲ協同動作ヲ以テスル強制ニ支障ナキ最低限度迄縮小スルノ必要アルコトヲ承認ス

二、聯盟理事會ハ各國政府ノ審議及決定ニ資スル爲各國ノ地理的地位及諸般ノ事情ヲ參酌シテ軍備縮小ニ關スル案ヲ作成スヘシ

三、該案ハ少クトモ十年毎ニ再審議ニ付セラルヘク且更正セラルヘキモノトス

四、各國政府前記ノ案ヲ採用シタルトキハ聯盟理事會ノ同意アルニ非サレハ該案所定ノ軍備ノ限度ヲ超ユルコトヲ得ス

五、聯盟國ハ民衆ニ依ル兵器彈藥及軍用器材ノ製造力重大ナル非議ヲ免レサルモノナルコトヲ認ム仍テ聯盟理事會ハ該製造ニ伴フ弊害ヲ防遏シ得ヘキ方法ヲ具申スヘシ尤モ聯盟國中其ノ完全ニ必要ナル兵器彈藥及軍用器材ヲ製造シ得サルモノノ需要ニ關シテハ相當斟酌スヘキモノトス

六、聯盟國ハ其ノ軍備ノ規模、陸海軍ノ企畫並軍事上ノ目的ニ供用シ得ヘキ工業ノ狀況ニ關シ十分ニシテ隔意ナキ報導ヲ交換スヘキコトヲ約ス

第九條 (軍事委員會)

第一條及第八條ノ規定ノ實行並ニ陸海及空軍問題全般ニ關シテハ聯盟理事會ニ意見ヲ具申スヘキ常設委員會ヲ設置スヘシ

第十條 (領土並政治的獨立の保障)

聯盟國ハ聯盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ且外部ノ侵略ニ對シ之ヲ擁護スルコトヲ約ス右

侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危険アル場合ニ於テハ聯盟理事會ハ本條ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ

第十一條（戰爭の脅威あるとき）

一、戰爭又ハ戰爭ノ脅威ハ聯盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハズ總テ聯盟全體ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ聯盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務總長ハ何レカノ聯盟國ノ請求ニ基キ直ニ聯盟理事會ノ會議ヲ召集スヘシ

二、國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ヲ基礎タル各國間ノ良好ナル了解ヲ攪亂セムトスル虞アルモノニ付聯盟總會又ハ聯盟理事會ノ注意ヲ喚起スルハ聯盟各國ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ茲ニ證明ス

第十二條（國交斷絶の虞あるとき）

一、聯盟國ハ聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生スルトキハ當該事件ヲ仲裁裁判若ハ司法的解決又ハ聯盟理事會ノ審査ニ付スヘク且仲裁裁判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決後又ハ聯盟理事會ノ報告後三月ヲ經過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス

二、本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ仲裁裁判官ノ判決又ハ司法裁判ノ判決ハ相當期間内ニ聯盟理事會ノ報告ハ紛争事件付託後六月以内ニ之ヲ爲スヘシ

（本條は一九二一年十一月四月改正案採擇され一九二四年九月二十六日效力を發生したるものである。）

「司法的解決、司法裁判ノ判決」たる句が挿入されたことが本條の改正である。

第十三條（仲裁裁判）

一、聯盟國ハ聯盟國間ニ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付シ得ト認ムル紛争ヲ生シ其ノ紛争カ外交手段ニ依リ

テ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ當該事件全部ヲ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ附スヘキコトヲ約ス

二、條約ノ解釋、國際法上ノ問題、國際義務ノ違反ト爲ルヘキ事實ノ存否並該違反ニ對スル賠償ノ範圍及性質ニ關スル紛争ハ一般ニ仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付シ得ル事項ニ關スルモノナルコトヲ聲明ス

三、審理ノ爲紛争事件ヲ付託スヘキ裁判所ハ第十四條ノ規定ニ依リ設立セラレタル常設國際司法裁判所又ハ當事國ノ合意ヲ以テ定メ當事國間ニ現存スル條約ノ規定ノ定ムル裁判所タルヘシ

四、聯盟國ハ一切ノ判決ヲ誠實ニ履行スヘク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スヘシ

（本條は一九二一年十月四日改正案採擇され、一九三四年九月二十六日その效力を發したるものである。改正以前のものは次の如くである。）

「聯盟國ハ聯盟國間ニ仲裁裁判ニ付シ得ト認ムル紛争ヲ生シ紛争カ外交手段ニ依リテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハサルトキハ當該事件全部ヲ仲裁裁判ニ付スヘキコトヲ約ス

條約ノ解釋國際法上ノ問題、國際義務ノ違反ト爲ルヘキ事實ノ存否並該違反ニ對スル賠償ノ範圍及性質ニ關スル紛争ハ一般ニ仲裁裁判ニ付シ得ル事項ニ屬スルモノナルコトヲ聲明ス

審理ノ爲紛争事件ヲ付託スヘキ仲裁裁判所ハ當事國ノ合意ヲ以テ定メ又ハ當事國間ニ現存スル條約ノ規定ノ定ムル所ニ依ル

聯盟國ハ一切ノ仲裁判決ヲ誠實ニ履行スヘク且判決ニ服スル聯盟國ニ對シテハ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス判決ヲ履行セサルモノアルトキハ聯盟理事會ハ其ノ履行ヲ期スル爲必要ナル處置ヲ提議スヘシ」

第十四條（常設國際司法裁判所）

聯盟理事會ハ常設國際司法裁判所設置案ヲ作成シ之ヲ聯盟國ノ採擇ニ付スヘシ該裁判所ハ國際的性質ヲ有スル一切ノ紛争ニシテ其ノ當事國ノ付託ニ係ルモノヲ裁判スルノ權限ヲ有ス尙該裁判所ハ聯盟理事會又ハ聯盟總會ノ諮問スル一切ノ紛争又ハ問題ニ關シ意見ヲ提出スルコトヲ得

第十五條(理事會の報告)

一、聯盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生シ第十三條ニ依ル仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付セラレサルトキハ聯盟國又ハ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スヘキコトヲ約ス何レノ紛争當事國モ紛争ノ存在ヲ事務總長ニ通告シ以テ前記ノ付託ヲ爲スコトヲ得事務總長ハ之カ充分ナル取調及審理ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲スモノトス

(本項は一九二二年十月四日改正採擇せられ一九二四年九月二十六日效力を發生せるものである。即ち仲裁裁判なる句の次に「又ハ司法的解決」なる句が挿入せられたのである。)

- 二、此ノ目的ノ爲紛争當事國ハ成ルヘク速ニ當該事件ニ關スル陳述書ヲ一切ノ關係事實及書類ト共ニ事務總長ニ提出スヘク聯盟理事會ハ直ニ其ノ公表ヲ命スルコトヲ得
- 三、聯盟理事會ハ紛争ノ解決ニ力ムヘク其ノ努力效ヲ奏シタルトキハ其ノ適當ト認ムル所ニ依リ當該紛争ニ關スル事實及説明並其ノ解決條件ヲ記載セル調書ヲ公表スヘシ
- 四、紛争解決ニ至ラサルトキハ聯盟理事會ハ全會一致又ハ過半数ノ表決ニ基キ當該紛争ノ事實ヲ述ヘ公正且適當ト認ムル勸告ヲ載セタル報告書ヲ作成シ之ヲ公表スヘシ
- 五、聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟國ハ何レモ當該紛争ノ事實及之ニ關スル自國ノ決定ニ付陳述書ヲ公表スルコトヲ得
- 六、聯盟理事會ノ報告書カ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タルモノナルトキ

ハ聯盟國ハ該報告書ノ勸告ニ應スル紛争當事國ニ對シ戰爭ニ訴ヘサルコトヲ約ス

- 七、聯盟理事會ニ於テ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意アル報告書ヲ得ルニ至ラサルトキハ聯盟國ハ正義公道ヲ維持スル爲必要ト認ムル處置ヲ執ルノ權利ヲ留保ス
- 八、紛争當事國ノ一國ニ於テ紛争カ國際法上專ラ該當事國ノ管轄ニ屬スル事項ニ付生シタルモノナルコトヲ主張シ聯盟理事會之ヲ是認シタルトキハ聯盟理事會ハ其ノ旨ヲ報告シ且之カ解決ニ關シ何等ノ勸告ヲモ爲ササルモノトス
- 九、聯盟理事會ハ本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ紛争ヲ聯盟總會ニ移スコトヲ得紛争當事國一方ノ請求アリタルトキハ亦之ヲ聯盟總會ニ移スヘシ但シ右請求ハ紛争ヲ聯盟理事會ニ付託シカル後十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

一〇、聯盟理事會ノ行動及權限ニ關スル本條及第十二條ノ規定ハ聯盟總會ニ移シタル事件ニ關シ總テ之ヲ聯盟總會ノ行動及權限ニ適用ス但シ紛争當事國ノ代表者ヲ除キ聯盟理事會ニ代表セラルル聯盟司國代表者及爾餘過半数聯盟國代表者ノ同意ヲ得タル聯盟總會ノ報告書ハ紛争當事ノ代表ヲ除キ他ノ聯盟理事會員全部ノ同意ヲ得タル聯盟理事會ノ報告書ト同一ノ效力ヲ有スヘキモノトス

第十六條(制裁)

一、第十二條、第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戰爭ニ訴ヘタル聯盟國ハ當然他ノ總テノ聯盟國ニ對シ戰爭行爲ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ自國民ト違約國國民ト一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否ト問ハス他ノ總テノ國民ト違約國國民ト間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス

改正案 本條第一項後段を次の通り改む

「他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ自國版圖内ニ居住スル者ト違約國ノ版圖内ニ居住スル者トノ間ノ一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハズ他ノ總テノ國ノ版圖内ニ居住スル者ト違約國版圖内ニ居住スル者トノ間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通防遏ヲスヘキコトヲ約ス」(一九二二年十月四日採擇)

本條第一項後段を次の通り改む

「他ノ總テノ聯盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ斷絶シ少クモ自國版圖内ニ居住スル者ト違約國ノ版圖内ニ居住スル者トノ間ノ、又若シ適當ナリト思惟シタル場合ニハ自國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ交通ヲ禁止シ且聯盟國タルト否トヲ問ハズ少クモ他ノ總テノ國ノ版圖内ニ居住スル者ト當該國ノ版圖内ニ居住スル者トノ間ノ又若シ適當ナリト思惟シタル場合ニハ聯盟國タルト否トヲ問ハズ他ノ總テノ國ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス」(一九二四年九月二十七日採擇)

(第十六條第一項後段については二種の改正案が存在する譯である)

本條第二項として次の一項を加ふ。

「規約ノ違反アリタリヤ否ヤニ關シ意見ヲ述フルハ聯盟理事會トス聯盟理事會ニ於ケル右問題ノ討議ニ當リテハ戰爭ニ訴ヘタリト申立テラレタル聯盟國及右行動ノ仕向ケラレタル聯盟國ノ表決ハ之ヲ算入セス」(一九二二年十月四日採擇)

本條第三項として次の一項を加ふ。

「聯盟理事會ハ本條ニ依ル經濟的壓迫ノ措置ノ實行ニ付其ノ勸告スル期日ヲ一切ノ聯盟國ニ通告スヘシ」(一九二二年十月四日採擇)

本條第四項として次の一項を加ふ。

「尤モ聯盟理事會ハ特定ノ聯盟國ニ付前項ニ掲タル措置ノ何レカラ一定ノ期間猶豫スルヲ以テ右措置ノ目的ノ達成ヲ容易ナラシムルモノト認ムルトキ又ハ該聯盟國カ受クヘキ損失及不便ヲ最少限度ニ止ムル爲必要アリト認ムルトキハ該猶豫ヲ決定スルコトヲ得」(一九二二年十月四日採擇)

二、聯盟理事會ハ前項ノ場合ニ於テ聯盟ノ約束擁護ノ爲使用スヘキ兵力ニ對スル聯盟各國ノ陸海軍又ハ空軍ノ分擔定度ヲ關係各國政府ニ提案スルノ義務アルモノトス

改案 本項に「前項ノ場合ニ於テ」とあるを削る。

三、聯盟國ハ本條ニ依リ金融上及經濟上ノ措置ヲ執リタル場合ニ於テ之ニ基ク損失及不便ヲ最少限度ニ止ムル爲相互ニ支持スヘキコト、聯盟ノ一國ニ對スル違約國ノ特殊ノ措置ヲ抗拒スル爲相互ニ支持スヘキコト並聯盟ノ約束擁護ノ爲協力スル聯盟國軍隊ノ版圖内通過ニ付必要ナル處置ヲ執ルヘキコトヲ約ス

四、聯盟ノ約束ニ違反シタル聯盟國ニ付テハ聯盟理事會ニ代表セラルル他ノ一切ノ聯盟國代表者ノ聯盟理事會ニ於ケル一致ノ表決ヲ以テ聯盟ヨリ之ヲ除名スル旨ヲ聲明スルコトヲ得

第十七條(非聯盟國との紛争)

一、聯盟國ト非聯盟國トノ間又ハ非聯盟國相互ノ間ニ紛争ヲ生シタルトキハノ此種ノ紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ヲ該非聯盟國カ聯盟理事會ノ正當ト認ムル條件ヲ以テ受諾スルコトヲ之ニ勸誘スヘシ勸誘ノ受諾アリタル場合ニ於テハ第十二條乃至第十六條ノ規定ハ聯盟理事會ニ於テ必要ト認ムル修正ヲ加ヘ之ヲ適用ス

二、前項ノ勸誘ヲ爲シタルトキハ聯盟理事會ハ直ニ紛争事情ノ審査ヲ開始シ當該事情ノ下ニ於テ最善且最有效ト認ムル行動ヲ勸告スヘシ

三、勸誘ヲ受ケタル國カ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ノ受諾ヲ拒ミ聯盟國ニ對シ戰爭ニ訴フル場合ニ於テハ第十六條ノ規定ハ該行動ヲ執ル國ニ之ヲ適用ス

四、勸誘ヲ受ケタル紛争當事國ノ雙方カ此ノ種紛争解決ノ爲聯盟國ノ負フヘキ義務ノ受諾ヲ拒ム場合ニ於テハ聯盟理事會ハ敵對行爲ヲ防止シ紛争ヲ解決スヘキ措置及勸告ヲ爲スコトヲ得

第十八條 (條約の登録公表)

聯盟國カ將來締結スヘキ一切ノ條約又ハ國際約定ハ直ニ之ヲ聯盟事務局ニ登録シ聯盟事務局ハ成ルヘク速カニ之ヲ公表スヘシ右條約又ハ國際約定ハ前記ノ登録ヲ了スル迄其ノ拘束力ヲ生スルコトナカルヘシ

第十九條 (條約の再審議)

聯盟總會ハ適用不能ト爲リタル條約ノ再審議又ハ繼續ノ結果世界ノ平昭ヲ危殆ナラシムヘキ國際狀態ノ審議ヲ隨時聯盟國ニ懲慥スルコトヲ得

第二十條 (本規約と兩立せざる國際約定)

一、聯盟國ハ本規約ノ條項ト兩立セサル聯盟國相互間ノ義務又ハ了解カ各自國ノ關スル限リ總テ本規約ニ依リ廢棄セラレヘキモノナルコトヲ承認シ且今後本規約ノ條項ト兩立セサル一切ノ約定ヲ締結セサルヘキコトヲ誓約ス

二、聯盟國ト爲ル以前本規約ノ條項ト兩立セサル義務ヲ負擔シタル聯盟國ハ直ニ該義務ノ解除ヲ得ルノ處置ヲ執ルコトヲ要ス

第二十一條 (局地的了解)

本規約ハ仲裁裁判條約ノ如キ國際約定ハ「モンロー」主義ノ如キ一定ノ地域ニ關スル了解ニシテ平和ノ確保ヲ目的トスルモノノ效力ニ何等ノ影響ナキモノトス

第二十二條 (委任統治)

一、今次ノ戰爭ノ結果從前支配シタル國ノ統治ヲ離レタル殖民地及領土ニシテ近代世界ノ激甚ナル生存競争狀態ノ下ニ未タ自立シ得サル人民ノ居住スルモノニ對シテハ該人民ノ福祉及發達ヲ計ルハ文明ノ神聖ナル使命ナルコト及其ノ使命遂行ノ保障ハ本規約中ニ之ヲ包容スルコト主義ヲ適用ス

二、此ノ主義ヲ實現スル最善ノ方法ハ該人民ニ對スル後見ノ任務ヲ先進國ニシテ資源經驗又ハ地理的位置ニ因リ最モ此ノ責任ヲ引受クルニ適シ且之ヲ受諾スルモノニ委任シ之ヲシテ聯盟ニ代リ受任國トシテ右後見ノ任務ヲ行ハシナルニ在リ

三、委任ノ性質ニ付テハ人民發達ノ程度、領土ノ地理的地位、經濟狀態其ノ他類似ノ事情ニ從ヒ差異ヲ設クルコトヲ要ス

四、從前土耳其帝國ニ屬シタル或部族ハ獨立國トシテ假承認ヲ受ケ得ル發達ノ程度ニ達シタリ尤モ其ノ自立シ得ル時期ニ至ル迄施政上受任國ノ助言及援助ヲ受クヘキモノトス前記受任國ノ選定ニ付テハ主トシテ當該部族ノ希望ヲ考慮スルコトヲ要ス

五、他ノ人民殊ニ中央阿弗利加ノ人民ハ受任國ニ於テ其ノ地域ノ施設ノ責ニ任スヘキ程度ニ在リ尤モ受任國ハ公ノ秩序及善良ノ風俗ニ反セサル限リ良必及信教ノ自由ヲ許與シ、奴隸ノ賣買又ハ武器若ハ火酒類ノ取引ノ如キ弊習ヲ禁止シ並築城又ハ陸海軍根據地ノ建設及警察又ハ地域防衛以外ノ爲ニスル土民ノ軍事教育ヲ禁遏スヘキコトヲ保障シ且他ノ聯盟國ノ通商貿易ニ對シ均等ノ機會ヲ確保スルコトヲ要ス

六、西南阿弗利加及南太平洋諸島ノ如キ地域ハ人口ノ稀薄、面積ノ狭小、文明ノ中心ヨリ遠キコト又ハ受任國領土ト隣接セルコト其ノ他ノ事情ニ因リ受任國領土ノ構成部分トシテ其ノ國法ノ下ニ施政ヲ行フヲ以テ最善トス但シ受任國ハ土著人民ノ利益ノ爲前記ノ保障ヲ與フルコトヲ要ス

七、各委任ノ場合ニ於テ受任國ハ其ノ委託地域ニ關スル年報ヲ聯盟理事會ニ提出スヘシ
 八、受任國ノ行フ權限、監理又ハ施設ノ程度ニ關シ豫メ聯盟國間ニ合意ナキトキハ聯盟理事會ハ各場合ニ付之ヲ明定スヘシ

九、受任國ノ年報ヲ受理審査セシメ且委任ノ實行ニ關スル一切ノ事項ニ付聯盟理事會ニ意見ヲ具申セシムル爲常設委員會ヲ設置スヘシ

第二十三條 (人道社會經濟問題)

聯盟國ハ現行又ハ將來協定セラルヘキ國際條約ノ規定ニ遵由シ

(イ) 自國ニ於テ及其ノ通商產業關係ノ及フ一切ノ國ニ於テ男女及ヒ兒童ノタメニ公平ニシテ人道的ナル勞働條約ヲ確保スルニ力メ且之カ爲必要ナル國際機關ヲ設立維持スヘシ

(ロ) 自國ノ監理ニ屬スル地域内ノ土著住民ニ對シ公正ナル待遇ヲ確保スルコトヲ約ス

(ハ) 婦人及兒童ノ賣買並阿片其ノ他ノ有害藥物ノ取引ニ關スル取極ノ實行ニ付一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ

(ニ) 武器及彈藥ノ取引ヲ共通ノ利益上取締ルノ必要アル諸國トノ間ニ於ケル該取引ノ一般監視ヲ聯盟ニ委託スヘシ

(ホ) 交通及通過ノ自由並一切ノ聯盟國ノ通商ニ對スル衡平ナル待遇ヲ確保スル爲方法ヲ講スヘシ右ニ關シテハ千九百十四年乃至千九百十八年ノ戰役中荒廢ニ歸シタル地方ノ特殊ノ事情ヲ考慮スヘシ

(ヘ) 疾病ノ豫防又撲滅ノ爲國際利害關係事項ニ付措置ヲ執ルニ力ムヘシ

第二十四條 (國際事務局の統一)

一、一般條約ニ依ル既設ノ國際事務局ハ當該條約當事國ノ承諾アルニ於テハ總テ之ヲ聯盟ノ指揮下ニ屬セ

シムヘシ國際利害關係事項處理ノ爲今後設ケラルヘキ國際事務局及委員會ハ總テ之ヲ聯盟ノ指揮下ニ屬セシムヘキモノトス

二、一般條約ニ依リ規定セラレタル國際利害關係事項ニシテ國際事務局又ハ委員會ノ管理ニ屬セサルモノニ關シテハ聯盟事務局ハ當事國ノ請求ニ基キ聯盟理事會ノ同意ヲ得テ其ノ一切ノ關係情報ヲ蒐集頒布シ其ノ他必要又ハ望マシキ一切ノ援助ヲ與フヘシ

三、聯盟理事會ハ聯盟ノ指揮下ニ屬セシメタル事務局又ハ委員會ノ經費ヲ聯盟事務局ノ經費中ニ編入スルコトヲ得

第二十五條 (赤十字社)

聯盟國ハ全世界ニ互リ健康ノ増進、疾病ノ豫防及苦痛ノ輕減ヲ目的トスル公認ノ國民赤十字篤志機關ノ設立及協力ヲ獎勵促進スルコトヲ約ス

第二十六條 (本規約の改正)

一、本規約ノ改正ハ聯盟理事會ヲ構成スル代表者ヲ出ス聯盟各國及聯盟總會ヲ構成スル代表者ヲ出ス過半数聯盟國之ヲ批准シタルトキ其ノ效果ヲ生スルモノトス

改正案 本條第一項を次の通り改む。

「本規約改正ニシテ其ノ本文カ聯盟總會ニ於テ四分ノ三ノ多数ニ依リ表決ヲ經タルモノハ (右四分ノ三中ニハ會議ニ代表セラルル一切ノ聯盟理事會構成國ノ表決ヲ含ムコトヲ要ス) 表決ノ際ニ於ケル聯盟理事會ヲ構成スル代表者ヲ出ス聯盟各國及聯盟總會ヲ構成スル代表者ヲ出ス過半数聯盟國之ヲ批准シタルトキ其ノ效力ヲ生スルモノトス」 (一九二一年十月三日採擇)

改正案 本條第一項の次に次の一項を加ふ。

「聯盟總會ノ表決後二十日以内ニ必要ナル批准數ヲ得サルトキハ改正決議ハ其ノ效力ヲ生セス」(一九二一年十月三日採擇)

二、右改正ハ之ニ不同意ヲ表シタル聯盟國ヲ拘束スルコトナシ但シ此ノ場合ニ於テ當該國ハ聯盟國タラサルニ至ルヘシ

改正案 本條第二項を次の二項に改む。

「事務總長ハ改正カ效力ヲ生シタルトキハ其ノ旨ヲ聯盟各國ニ通告スヘシ

右通告ノ際未タ改正ノ批准ヲ了セサル聯盟國ハ之カ受諾ヲ拒絕スル旨一年以内ニ事務總長ニ通告スルノ自由ヲ有ス但シ此ノ場合ニ於テ當該國ハ聯盟國タラサルニ至ルヘシ」(一九二一年十月三日採擇)

附屬地

一、國際聯盟原聯盟國

平和條約署各國

- 亞米利加合衆國
- ボリヱア國
- 英帝國
- 濠太利國
- 新西蘭國
- 支那國
- エクアドル國
- 希臘國
- 白耳義國
- 伯刺西爾國
- 加奈陀國
- 南阿弗利加國
- 印度國
- 玖馬國
- 佛蘭西國
- グアテマラ國

二、國際聯盟第一次事務總長

サー・ジエームス・イーリック・ドラモンド

- ハイチ國
- ホンヂユラス國
- 日本國
- ニカラグア國
- 秘露國
- 葡萄牙國
- セルブ・クロアイト・スロヴエーヌ國
- 暹羅國
- チエツコ・スロヴアキア國
- 聯盟規約ニ加盟ヲ招請セラレタル國
- 亞爾然丁國
- 哥倫比亞國
- 和蘭國
- 巴拉グアイ國
- サルヴアドル國
- 瑞典國
- ヴェネズエラ國
- ヘチアーズ國
- 伊太利國
- リベリア國
- 巴奈馬國
- 波蘭國
- 羅馬尼國
- ウルグアイ國
- 智利國
- 丁抹國
- 諾威國
- 波斯國
- 西班牙國
- 瑞西國

戦争抛棄ニ關スル「パリ」條約

(一九二八年八月二十七日パリに於て作成)

第一條

締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

第二條

締約國ハ相互間ニ起ルコトアルヘキ一切ノ紛争又ハ其ノ性質又ハ起因ノ如何ヲ問ハス平和的手段ニ依ルノ外之カ處理又ハ解決ヲ求メサルコトヲ約ス

第三條

本條約ハ前文ニ掲ケラルル締約國ニ依リ其ノ各自ノ憲法ノ要件ニ從ヒ批准セラルヘク且各國ノ批准書カ總テ「ワシントン」ニ於テ寄託セラレタル後直ニ締約國間ニ實施セラルヘシ

本條約ハ前項ニ定ムル所ニ依リ實施セラレタルトキハ世界ノ他ノ一切ノ國ノ加入ノ爲必要ナル間開キ置カ
ルヘシ一國ノ加入ヲ證スル各文書ハ「ワシントン」ニ於テ寄託セラルヘク本條約ハ右寄託ノ時ヨリ直ニ該
加入國ト本條約ノ他ノ當事國トノ間ニ實施セラルヘシ

亞米利加合衆國政府ハ前文ニ掲ケラルル各國政府及爾後本條約ニ加入スル各國政府ニ對シ本條約及一切ノ
批准書又ハ加入書ノ認證騰本ヲ交付スルノ義務ヲ有ス亞米利加合衆國政府ハ各批准書又ハ加入書カ同國政

府ニ寄託アリタルトキハ直ニ右諸國政府ニ電報ヲ以テ通告スルノ義務ヲ有ス

支那ニ關スル九國條約

亞米利加合衆國、白耳義國、英帝國、支那國、佛蘭西國、伊太利國、日本國、和蘭國及葡萄牙國ハ極東ニ
於ケル事態ノ安定ヲ期シ支那ノ權利利益ヲ擁護シ且機會均等ノ基礎ノ上ニ支那ト他ノ列國トノ間ノ交通ヲ
増進セムトスルノ政策ヲ採用スルコトヲ希望シ

右ノ目的ヲ以テ條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲左ノ如ク其全權委員ヲ任命セリ(委員氏名省略)右各委
員ハ互ニ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ如ク協定セリ

第一條

支那國以外ノ締約國ハ左ノ通り約定ス。

(一)支那ノ主權、獨立並其ノ領土的及行政的保全ヲ尊重スルコト

(二)支那ハ自ラ有力且安固ナル政府ヲ確立維持スル爲最完全ニシテ且最障礙ナキ機會ヲ之ニ供與スルコ
ト

(三)支那ノ領土ヲ通シテ一切ノ國民ノ商業及工業ニ對スル機會均等主義ヲ有效ニ樹立維持スル爲各盡力
スルコト

(四)友好國ノ臣民又ハ人民ノ權利ヲ減殺スヘキ特別ノ權利又ハ特權ヲ求ムル爲支那ニ於ケル情勢ヲ利用ス
ルコトヲ及右友好國ノ安寧ニ害アル行動ヲ是認スルコトヲ差控フルコト

第二條

締約國ハ第一條ニ記載スル原則ニ違背シ又ハ之ヲ害スヘキ如何ナル協約、協定、取極又ハ了解ヲ相互ノ間ニ又ハ各別ニ若ハ協同シテ他ノ一國又ハ數國トノ間ニ締結セサルヘキコトヲ約定トス

第三條

一切ノ國民ノ商業及工業ニ對シ支那ニ於ケル門戶開放又ハ機會均等ノ主義ヲ一層有效ニ適用スルノ目的ヲ以テ支那國以外ノ締約國ハ左ヲ要求セサルヘク各自國民ノ左ヲ要求スルコトヲ支持セサルヘキコトヲ約定トス

(イ)支那ノ何レカノ特定地域ニ於テ商業上又ハ經濟上ノ發展ニ關シ自己ノ利益ノ爲一般の優越權利ヲ設定スルニ至ルコトアルヘキ取極

(ロ)支那ニ於テ適法ナル商業若ハ工業ヲ營ムノ權利又ハ公共企業ヲ其ノ種類ノ如何ヲ問ハス支那國政府若ハ地方官憲ト共同經營スルノ權利ヲ他國ノ國民ヨリ奪フカ如キ獨占權又ハ優先權或ハ其ノ範圍期間又ハ地理的限界ノ關係上機會均等主義ノ實際的適用ヲ無効ニ歸セシムルモノト認メラルルカ如キ獨占權又ハ優先權

本條ノ前記規定ハ特定ノ商業上、工業若クハ金融業上ノ企業ノ經營又ハ發明及研究ノ獎勵ニ必要ナルヘキ財產又ハ權利ノ取得ヲ禁スルモノト解決スヘカラサルモノトス

支那國ハ本條約ノ當事國タルト否トヲ問ハス一切ノ外國ノ政府及國民ヨリノ經濟上ノ權利及特權ニ關スル出願ヲ處理スルニ付本條ノ前記規定ニ記載スル主義ニ遵由スヘキコトヲ約ス

第四條

締約國ハ各自國民相互間ノ協定ニシテ支那領土ノ特定地方ニ於テ勢力範圍ヲ創設セムトシ又ハ相互間ノ

獨占的機會ヲ享有スルコトヲ定メムトスルモノヲ支持セサルコトヲ約定ス

第五條

支那國ハ支那ニ於ケル全鐵道ヲ通シ如何ナル種類ノ不公平ナル差別ヲモ行ヒ又ハ許容セサルヘキコトヲ約定ス殊ニ旅客ノ國籍、其ノ出發國若ハ到達國、貨物ノ原產地若ハ所有者其ノ積出國若ハ仕向國又ハ前記ノ旅客若ハ貨物カ支那鐵道ニ依リ輸送セラルル前若ハ後ニ於テ之ヲ運搬スル船舶其ノ他ノ輸送機關ノ國籍若ハ所有者ノ如何ニ依リ料金又ハ便宜ニ付直接間接ニ何等ノ差別ヲ設ケサルヘシ

支那國以外ノ締約國ハ前記鐵道中自國又ハ自國民カ特許條件特殊協定其ノ他ニ基キ管理ヲ爲シ後ニ地位ニ在ルモノニ關シ前項ト同趣旨ノ義務ヲ負擔スヘシ

第六條

支那國以外ノ締約國ハ支那國ノ參加セル戰爭ニ於テ支那國ノ中立國トシテノ權利ヲ完全ニ尊重スルコトヲ約定シ支那國ハ中立國タル場合ニ中立ノ義務ヲ遵守スルコトヲ聲明ス

第七條

締約國ハ其ノ何レカノ一國カ本條約ノ規定ノ適用問題ヲ包含シ且右適用問題ノ討議ヲ爲スヲ望マント認ムル事態發生シタルトキハ何時ニテモ關係締約國ニ充分ニシテ且隔意ナキ交渉ヲ爲スヘキコトヲ約定ス

第八條

本條約ニ署名セサル諸國ニシテ署名國ノ承認シタル政府ヲ有シ且支那國ト條約關係ヲ有スルモノハ本條約ニ加入スヘキコトヲ招請セラルヘシ右目的ノ爲合衆國政府ハ非署名國ニ必要ナル通牒ヲ爲シ且其ノ受領シタル回答ヲ締約國ニ通告スヘシ別個ノ加入ハ合衆國政府カ其ノ通告ヲ受領シタル時ヨリ效力ヲ生スヘシ

第九條

本條約ハ締約國ニ依リ各自ノ憲法上ノ手續ニ從ヒ批准セラルヘク且批准書全部ノ寄託ノ日ヨリ實施セラ
 ルヘシ右ノ寄託ハ成ルヘク速ニ華盛頓ニ於テ之ヲ行フヘシ合衆國政府ハ批准書寄託ノ調書ノ認證謄本ヲ
 他ノ締約國ニ送付スヘシ
 本條約ハ佛蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トシ合衆國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルヘク其ノ認證
 謄本ハ同政府ヨリ他ノ各締約國ニ之ヲ送付スヘシ
 右證據トシテ前記各全權委員ハ本條ニ署名ス
 千九百二十二年二月六日華盛頓京ニ於テ之ヲ作成ス（署名省略）

日滿議定書【全文】

日本國ハ滿洲國ガ其ノ住民ノ意思ニ基キテ自由ニ成立シ獨立ノ一國家ヲ成スニ至リタル事實ヲ確認シタル
 ニ因リ

滿洲國ハ中華民國ノ有スル國際約定ハ滿洲國ニ適用シ得ベキ限リ之ヲ尊重スベキコトヲ宣言セルニ因リ
 日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ五ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和
 ヲ確保センガ爲左ノ如ク協定セリ

一 滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セザル限リ滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國
 臣民ガ從來ノ日支間ノ條約、協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ依リ有スル一切ノ權利利益ヲ確
 認尊重スベシ

二

日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧
 及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルベキコトヲ約ス之ガ爲
 所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スモノトス

本議定書ハ署名ノ日ヨリ効力ヲ生ズベシ

本議定書ハ日本文及漢文ヲ以テ各二通ヲ作成ス日本文本文ト漢文本文トノ間ニ解釋ヲ異ニスルトキ
 ハ日本文本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ
 昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

日本帝國特命全權大使

武 藤 信 義 印

滿洲國國務總理

鄭 孝 胥 印

帝國政府の聲明

爾蒙は曾て帝國が國運を賭してその危急を救ひたるの地なり、以來二十有七年我が官民一致して、同地
 方の開發に參與し苦心經營の結果、今日の繁榮を致し、今や同地方は國防上國民的生存上帝國と不可分の
 關係に立つに至れり、然も近年過激思想に累せられたる支那の排外的革命外交の爲滿蒙におけるわが重大
 權益は日に月に蠶食せられたるが、遂に九月十八日事件の勃發を見、我自衛權の發動となれり、然るに、

右滿洲事變の發生に伴ひ、舊東北政權の覆滅を見るや、その機に乗じ奉天、吉林、黒龍江、熱河の四省東省特別區及び蒙古各旗盟の官紳士民集まり協議の結果、七年三月一日建國宣言を發して、即日中華民國との關係を離脱し滿洲新國家を創立することを宜すると共に、新國家の建設綱領を昭布し、内に舊來の暗黒政治を排除して王道政治を實行し、又外に對しては信義を重んじ、和親を求め、その他既存の義務を尊重し、門戸開放機會均等主義を嚴守すべきこと等内外に對する極めて公正妥當なる政綱を明かにせり。次で同國政府は同月十日帝國その他十六ヶ國政府に通牒を發して、右建設綱領の趣旨を反復すると共に、同國との正式外交關係の設定を要請する所ありたり。

以來帝國政府は半歳にわたり多大の關心と細密の注意とを以て、滿洲國における事態の發展に留意し來れる所、同國の前記内外に對する政策の實行に關する誠意と熱心とは正に信を置くに足るものあり、就中治外法權の撤廢及び一般外國人に對する内地開放問題、その他條約の改訂については、特に委員會を設け諸般の準備を整ふると共に、一方的處置をもつてこれを廢棄する等のことなく、飽迄關係國との合意によりこれが改訂を實現せんとする態度の顯著なるものあり、財政その他諸般の施政に付ても改善の跡既に見るべきものあり、今や滿洲國は着々として獨立の實を擧げその前途に對し多大の希望を囑せしむ。

帝國政府は、彼上滿洲國內外に對する態度に顧み、又滿蒙の地が我國國防の安危、國民的生存の繋がる所なるに鑑みこの際速かに滿洲國を承認して、同地方の安定を促進し、帝國の康寧と東洋の平和とを永遠に

確保するの基礎を強固ならしめんことを期し、本十五日武蔵特命全權大使をして滿洲國政府當局との間に議定書を締結せしめ、以て同國に對し正式の承認を與へたり。右承認の實行が帝國の加盟せる何れの條約にも抵觸することなきは七年八月二十五日帝國議會に於ける外務大臣の演説にこれを明かにせり。

本議定書は滿洲國が其の住民の自由意思に基き成立せる獨立國家たることを確認すると共に、同國に於いて帝國及び帝國臣民が、從來條約其他の約定により有する一切の權益を確保尊重すべきことを定め、滿蒙における我が各種權益に關する從來の紛糾を一掃する外、滿蒙に對する一切の脅威が同時に帝國の康寧に關するに顧み、日滿兩國共同して國家の防衛に當るべく、これがため所要の帝國軍を滿洲國內に駐屯せしむることを規定し、以て兩國間の善隣關係を永遠に強固にし東洋の平和を確保せんとするものなり。

帝國において滿蒙に對し何等の領土的意圖を有せざるは帝國政府の累次宣明し來りし所なるが、今次議定書前文中においても日滿兩國は相互にその領土權を尊重すべきことを掲げたり、將又滿洲國政府はその三月十日付對外通牒において外國人の經濟活動に關し門戸開放主義を尊重すべきことを明かにして居れるが、元來帝國の滿蒙に對し要望する所は、同地方における我が正當の權益を確保すると共に、一切の排外施設を廢除し内外人均しくその生を安んずるに在るを以て、帝國政府が滿蒙において各國人何れも均等の機會の下に經濟活動に従事し、同地方の開發と繁榮とに寄與せんことを希望するは固より言をまたず、おもふに滿洲國上下のその内外に對する政策實行に關する誠實眞摯の態度は逐次全世界の認識を深め信頼を

博するに至るべく、列國又早きに及んで同國との國交關係に入るべきを疑はず、こゝに帝國政府は滿洲國を承認するに當り、同國の前途を祝福すると共に帝國官民一致協力してよく善隣の誼を全うし日滿共存共榮の實を擧ぐるにおいて遺憾なからんことを望む。

リットン報告書に對する

我國の輿論

本來の使命を忘却、徹底反駁を要す

我外務當局の談

聯盟調査團本來の使命は調査研究にある、一般日支關係殊に聯盟の認識不足を補ふを以て本旨とする。この點は調査團任命の際、日本側が特に強調したところであつて誤解なかるべきはずである。然るに世間一般及び調査團自身もこの本來の使命を忘れあかも彼等において日支問題解決のかぎを握れるが如き考へを抱くに至つた嫌ひがある。調査團の報告を吟味するに當つては専ら右調査團の本來の使命に照して考察するを要する。先づ報告の第一章乃至第三章は支那本部及び滿洲の歴史及び現状の一般考察並に日支關係の叙述を含むものであつてこれはまづ無難である。これと第七章の「日支經濟關係及び支那のポイコツト」及び第八章の「滿洲における日本の經濟利益」の兩章はこれも事實の記述であるから大體差支へない。もつとも日本が滿洲に特殊地位を主張するのは九國條約の精神と相容れぬなど、途方もない意見を述

べてゐるのは元より大なる謬論である。然しながら以上の五章は兎も角も相當の出来ばえであつて聯盟及び一般を啓發するの効果は相當あるものと認める。第五章では上海事件は調査團の任務外だといつて簡單に片づけてゐるのが、これ即ち彼等がその使命を十分に解せず單に滿洲事件の調査をすることを眼目とするを語るものである。彼等の任務は日支間平和の障害となる事項の調査にある。上海事件の如きは彼等がもつとも人念に研究すべき典型的の材料を提供するものであるにも拘らず單に十九路軍の活躍が支那人を有頂天にしたことのみを掲げるに止まるが如きはその態度の甚だ不眞面目なるを遺憾とする。もつともポイコットの章で多少その欠陥は補はれてゐる。第四章は九月十八日の事件及びその後の軍事行動を叙したもので多くは差支へないやうであるがたゞ事件の發端に關して鐵道の爆破そのものは軍事行動を取ることと正當化するに足らず、九月十八日夜の日本軍の行動は本來の自衛處置と見るとを得ずといつてゐるのは意見の相違とはいへ甚だ不當の結論である。唯彼等も日本軍將校はこれを自衛と解したるならんといつてゐるのであつても、國際關係において何が自衛行爲なるかは當事國の決定するものであることは一般の認むる原則であるからこの點は報告の結論に重きを置く必要はない。調査團とはいへども右結論を以て日本を侵略者なりと斷定する主旨とは思はれない。報告中もつとも不當にしてかつ不愉快なのは第六章の滿洲國に關する部分である。この章は徹頭徹尾へき見を以て書かれてある。同一の事實も色眼鏡を以て見れば全く別物となる。日本側及滿洲國側のいふことは總て虚偽であつて滿洲國に不利なる證言は何者の

言であつても無條件に是認したるが如き態度を取つてゐる。支那人より成る調査團にもこれ以上へんばな報告は出来ないであらう。もつとも一行は僅か二週間を滿洲に過ごし然も建國早々の混亂状態を目撃したのみで、その後は北平の學良の膝下でいろ／＼と不利なることを聞かされたものであるから人情の自然かゝる報告となつたものであらう。要は今後滿洲國が急速の進歩を遂げ彼等を見返してやれば良い。唯滿洲に會つて獨立運動がなかつたとか、新國家は全然民意と没交渉であつて全く日本人が造りあげたと斷し、日本參謀本部が獨立運動を指導援助したと誣ひるに至つては斷じて黙過すべきでない。この點は徹底的に反駁しなければならぬ。無責任なる支那人の證言のみに基いてかゝる大膽なる斷言を下したのは調査團のためにもつとも惜しむところであつてこの一章あるがため全調査報告の價値を減却したといつても過言でない。最後の二章は調査團の結論を載せてある。これは報告の體裁を整へるために添加したものと見ればよいものであつて、殊に滿洲國承認の今日日本としては一顧の必要もないものである。調査團自身もいつてゐるやうに彼等には元より解決案を提議すべき權限はない。況んや日本として何等これに束縛を受けず理由はないのであるが、唯聯盟總會はこの解決案に基いて日本に勸告するやも知れぬ。又前記の如き都合極まる報告の諸點をたてに聯盟及び米國方面においては日本非難の聲が相當高まるものと見ねばならない。この際日本としては内に斷固たる決心を藏し悠容迫らざる態度をもつてこれに臨むべきである。

どこから見ても最悪の報告

陸軍側での見解

一、事變發生に對する認識不足 滿洲事變は支那正規兵の滿鐵爆破によつてじやく起されたものであるがこれをとらへて「日本の軍事行動は合法的自衛手段と認め難い」となしこれに付隨的に「現場にゐた日本の將校が自衛手段であると考えたであらうといふ假説を否定するものではない」とつけ加へてゐるが本旨は明かに自衛權の範圍を越えたことを認めてゐる。彼の歐洲大戰が無名の一青年の拳銃によつて引起されたがそれは單に導火線に點火したといふだけで當時の歐洲の國際情勢は極度の危機に直面してゐたといふ事實を否定することは出来ぬ。滿洲事變も日支の關係が悪化の頂點に達してゐたと、その原因が實に支那側の不法行爲にあつたといふ嚴然たる事實に目をおほひ徒らに鐵道爆破以外のことを報告してゐる。

二、滿洲國成立問題 滿洲國を成立せしめたのは（イ）日本の軍隊が滿洲に駐屯してゐたこと（ロ）日本官吏や軍人が援助を與へ參謀本部がこれを利用すべき事態と見て積極的支持したことを擧げて「純正なる民意から出でたものではない」と斷じてゐる。換言すれば滿洲國は日本が勝手に製造したものと置く

斷してゐること、その根據として滿洲國內より調査團に宛てた無名の千五百五十通の投書を援用してゐる。一國の責任ある政治家や軍人の意見を斥けて殊更ら正體の判らぬ投書に信びようするといふことはそこに何等かの惡意の潜在することを認めねばならぬ。

三、支那の宗主權問題 調査團の意見は滿洲に支那の宗主權のあるとは一點の疑ひもさしはさまず支那本部を殊更支那殘部といひ滿洲の支那本部及び日本との關係の歴史を全然無視してるとは何としても承認し難き點であり餘りにも認識不足の甚だしきものといはねばならぬ。

四、滿洲治安維持問題 滿洲の治安を特別憲兵を以て維持せしめ、日本軍隊の駐屯を許さぬといふのは滿洲の内政状態とその面積を無視せる暴論で張學良時代にすら廿數萬の兵を擁してゐたといふ事實すら忘却せるものである。

五、支那の排日、排貨問題 支那の排日、排貨問題は武器を用ゐざる戰爭行爲であることは何等疑ひなきところなるにも拘らず、調査團は支那の内部とその無政府状態に觸れずして改造の過渡期にあるものとなしイヤなものは買はぬでもよいではないかといふ風に寧ろポイコットに合法性を認めんとしてゐるが如きは日本の主張を全然無視したものである。

總じて報告書は露骨なる表現を避けてゐるが前後一貫せる主張は日本は滿洲事變における軍事行動を日本は不戰條約、九國條約、聯盟規約に違反せずといふもこれらの條約及び規約はこの種の行動を防止せんが

ために出来たものであると結論し、日本の行動を以て右條約及び規約の侵犯者なりとの刻印を押捺してゐる點で、どの方面より觀察するも承認する能はざる最悪の報告書なりと見てゐる。

越權と認識不足

鈴木政友會總裁

二日夜リットン報告書を一べつしたが、まづ第一に支那全體の現状についての調査報告が不備である。滿洲事變乃至滿洲國問題なるものもひつきやうするに支那全土に渡る形勢の所産である以上支那全體に關し斯様な貧弱なる調査を前提としたのでは到底滿洲事變乃至滿洲國問題について正當を得たる觀察と結論とに到達し得る道理がない。調査團が關心すべき支那自體の問題を軽く取扱つたことは誠に諒解に苦しまざるを得ない。更に不思議に思はれる點は第九章及び第十章である。この外にも諸所にあたかも調停者又は裁判官でもあるかの如き態度に立つて意見や批評を下してをるがこれ等はいづれも本委員會に對する聯盟の委任事項の文言に照せば、明かにその委任範圍を超越した越權の所置といはなければならぬ。

第九章において掲ぐるいはゆる問題の解決に當り、準據すべき一般原則中五項以下特に、七項滿洲の自治及び、八項滿洲内部の秩序と外部の侵略に對する處置等に到つては第十章の考察及び提案と共に遺憾な

がら全然越權の沙汰と認めざるを得ないのである。もしそれ第四章において九月十八日夜の日本の軍事行動は正當なる自衛手段と認むるを得ずとの斷定を下す如きは、ひとり本委員會の使命から見て權限を越えた沙汰である。又滿洲國の成立に對する觀察に至つては、餘りに表面に顯はれたる然かも局部的事實に囚はれ過ぎて達觀し得なかつた憾がある。滿洲國の成立を以て單に我が一部の文部官憲の作り上げたものであるとなす如きは餘りにも皮相の觀である。

最後にリットン卿等の提示する解決案なるもの、動機及び目的が眞に日支國交の改善と極東平和の回復にあることは吾人も又これを多とするけれども、然し案その物は我々から見れば、砂上の樓閣であつて遺憾ながら極東における形勢の實際に即したるものではない。斯かる案は實行出来るものでもないが、假りにこれを實行せんとすれば、昨年九月十八日の事變に導いた事態よりも一層形勢を悪化するに終るだけの事である。日支露三國だけでも澤山であるのにも一つ聯盟といふ分子を介することは唯それだけ事態を複雑化し、然してより以上混亂に導くだけのことである。又感情においても日本國民は滿蒙の地に第三者の容かいを斷じて許さない。然して現實なる我國の死活的關係と曾つては國を賭し血を流し、巨大なる犠牲を拂ひたる歴史と、四半世紀にわたる絶大なる平和的努力とに根ざせる、このらう固として熱烈なる國民的感情は、世界の如何なる國においてもこれを無視することを許さない。

憲兵隊を組織してこれに滿洲の治安を委せ、不侵略條約を締結して日支兩國の軍隊を撤退するといふが

如きは所せん行ひ難き事であつて、もし左様な事で問題の解決がつく程であるならば元々滿洲事變は勃發しなかつたであらう。尙又滿蒙の事態が悪化され擴大されつゝあつて、容易に安全の見込がないといふ様な豫見は餘りに悲觀に失して居る。リットン卿等が今一二歩深く踏み込んで事實の底に徹し得たならば恐らくこの事を首肯したであらう。然して一日も速かに聯盟においてもこの姿に徹底して今少し日本に信を置き日本の判断と努力とに信頼するの態度をとるのが反つて日支の國交を改善し極東の平和を回復しひいて世界の平和と人類の福に資する所以であると信ずる。

驚くべき無理解

民政黨の聲明

リットン委員會が約半歳にわたりつぶさに滿洲の事情を調査しかつ日支兩國の關係當局とも意見を交換し十分研究の結果作成したる報告書であるからその結論においては相當傾聴に價するものがあるかも知れないと期待してゐたのであるが今回發表されたものを見て吾人はリットン委員會が遂に滿洲の事態の複雑性に関し徹底したる理解を有するに至らざりしことを遺憾とせざるを得ない。リットン委員會自身はその報告書において滿洲の事態が極度に複雑しをり一切の事實の歴史的背景を知らざれば意見を述べふことを

得ずというてゐるが委員會自身はその報告の結論において自己もまた滿洲事變の歴史的背景に無理解なることを暴露した。

リットン委員會は「滿洲の政治は支那の主權を害することなくしかも同地方の特殊性に適應したる自治政治を確立するをもつとも時宜に適すとなし同時にその滿洲に行ふべき自治制度は眞に善政たり得る様組み立てられねばならぬ。然しそれには支那に強固なる中央政府が存在しなくては實行し能はぬのであるから支那の内部的改造に對し國際的協力を與ふるの必要がある」と主張して居る。斯くの如き意見は半歳にわたり極東の事情を研究したるものゝ議論としては誠に驚かざるを得ない。委員會自身が認むる如く支那の主權並に行政權の下に眞に滿洲の治安を維持しかつ自治制度を確立せんとするには強固なる中央政府が存在してゐなくてはならぬ。然るに現存せる中央政府は統治上全然無能力であつて今日支那の中央政府によつて統治せられるは事實において江蘇、浙江、安徽の三省を出でないのみならずこれ等の三省さへほとんど無秩序である。斯くの如き中央政府が遠く滿洲に對しその主權を主張する事が眞に東洋の平和と一致し得るや否やは識者をまたずして明白であらう。かつ自治制度を確立するといつても馬賊横行しつゝある滿洲においてその實現を期せんとすれば好むと好まざるとによらず勢ひ武力を以てこれを擁護せざるを得ない。然も斯くの如き武力の擁護は何者がこれを與へ得るものであるか。

凡そ國內的にも又國際的にも統治の實力を有せざるものが主權又は統治權を固執せんとする事から一切

の動亂が発生する。支那の中央政府が滿洲統治の實力を有せざる事は餘りにも明白なる事實である。これがために滿洲は馬賊横行の危険地帯となつた。これがために滿洲は共產黨の赤化運動の策源地となつた。これがため舊東北政權はほしきままにかれん誅求して民衆を生活難に泣かした。その滿洲統治の實力を有せざる支那の主權にれい屬してその生活を犠牲とするに堪へずして滿洲の民衆は革命を斷行したのである。然るにリットン委員會はその統治の能力を有せざるものをもつて再び主權者の地位に復歸せしめんとするが如きは國內的にも、國際的にも滿洲を再び動亂のちまたとなさんとするものである。

甚しい認識不足

安達謙藏

リットン報告書は日本の對滿方針とは根本において相違がある。日本は現に滿洲國を承認してゐる。もちろん滿洲國は地域的には九ヶ國條約の範ちう内にある。然しながら滿洲國は三月一日に建國を宣言してゐる。これは嚴たる事實にして如何なる國も原住民族の意思に反して領土保全や行政保全を強制する權能は有しない。また聯盟規約九ヶ國條約、不戰條約を一貫せる思想は國際平和の保持にあるが故に國際正義に照らしても滿洲國の承認は當然である。吾等はリットン報告書がこの根本趣旨に於て相異なるものがある

を遺憾とする。また昨年九月十八日の滿洲事變の發生に對しては日本の軍事行動は自衛權の範圍を超えてゐると客觀的に論斷してゐるがこれは認識不足の甚しきものである。滿洲事變發生に對する日本の軍事行動が全く自衛的に出たものであることは當時の實狀に照らし明白である。されば國際聯盟においてはあくまで日本の既定方針により國際正義をじゆん奉して滿洲國を承認した所以を明かにし滿洲事變發生に對する軍事行動が自衛權の發動に外ならざりしとを列國に諒解せしむる様努力し我既定方針は寸毫も屈すべきでない。滿洲における既得權益の尊重はいふまでもない。唯日本は列國に對し排他的であるものではなく門戶開放の方針を尊重せねばならぬこと當然であると思ふ。

如何なる第三者も日本を制壓し得ず

武藤全權大使の聲明

調査委員一行多數の日子を費し廣はんなる地域にわたり實情を調査し詳細なる報告を完成せられたるその努力に對しては大いに敬意を表するものなり。しかし調査報告の内容について見るに相當參考に資すべきものも又少からざるも問題の重點において依然認識を誤れるものあるを認むるはすこぶる遺憾とせざるを得ず。本報告は我が自衛手段を正當ならざるものとして否認し居るも我が行動は國際慣行上正當なる

ものと認められたるものにして、しかも如何なる行爲を自衛手段となすかは第三者の判定に委ねらるべきものにあらず。次に本報告は滿洲に會て獨立運動を聞かずと稱し又滿洲新國家は自發的な獨立運動の結果と見るを得ずとて如何にも日本側の策動により新國家が成立されたるが如き印象を與へられるが如きの如きは何等根據なき獨斷にして、恐らくは舊軍閥或は舊軍閥時代において不當の特權を享有するたる擧取階級者の宣傳に迷はされたる結果なりと判断せざるを得ず。日本軍隊の存在し居たること、日本文武官の活動をもつて滿洲國成立の決定的原因となし日本に責任を負はんとするが如きは觀察を誤れるの甚しきものにして、日本軍隊及び文武官の存在及び活動はあるひは新國家建設行動に安心を與へることはあり得べきも新國家は滿洲一般民心の自由意思に基き極めて自然に成立したることは事實に照して明かなり。これを要するに滿洲國が三月一日その住民の意思に基き自由に成立し日本帝國が九月十五日これを承認せるは嚴然たる事實にしてこれを變更するが如きは絶対に不可能事なり。調査報告は「滿洲を昨年九月十八日以前に回復するは理論に走り現實を無視するものにして紛糾を繰返へず結果を招くべし」と言明し居るも、これと全く同一理由により滿洲國を三月以前の狀態に回復せんとするが如きは事實を直視せざる机上の空論なりと斷ぜざる能はず。吾等は滿洲國と協力しこの地方における秩序を維持し以て極東の平和と繁榮とを達成せんとする日本國の確固たる既定方針に直進せんとするものにして如何なる第三者もこの日本國の最高方針を變更せしむるを得ず。我等は世界平和のため敢て國際聯盟と協調するにやぶさかならざ

るも新滿洲國家の成立に變更を加へんとするが如きはひつきやう極東平和の確立を阻害する所以なることを力説せざるを得ざるものなり。

殊更に獨立の事實を無視

滿洲國謝外交總長の聲明

聯盟調査委員會は滿洲國の獨立以前に派遣されたものでそれ故に滿洲に來た際も殊更獨立の事實を無視する如き形跡があり、滿洲國當局においても種々説明を盡しておいたにも拘らず今回報告書の結論においても依然滿洲國獨立の事態を無視した立論をなしたことは甚だ遺憾である。滿洲國は調査委員等の退滿後においても益々國家の基礎を固むるためあらゆる努力をなし來り殊に財政的には豫期以上の成果を挙げ、かつ國民負擔の軽減についても考慮し居るの現状なるのみならず、治安維持についても先般調印の日滿議定書の運用により日本軍の協力をも得て近く徹底的に匪賊の掃蕩を行はんとして居り、吾人の目的とする安住樂土の實現も決して遠きにあらず。加ふるに日本との關係は前記議定書調印により明確に調整せられたのみならず、中華民國との關係については元來滿華兩國は血縁關係があるわけで、今後當國の發展に伴ひ中華民國人は新國家をおう歌して益々こゝに來住し來る傾向すらあり、一方中華民國自體においては中

中央政府が何邊にあるかも明白ならず、これを滿洲國の日に健全なる發展を遂げつゝあるに比較すれば雲泥の差がある。斯かる状況の下において國際聯盟その他如何なる團體たると、國家たるを問はず、もしそれが世界人民の康寧を尊重するものなる以上この輝かしき三千萬民衆の世界に暗影を投じ若くは國際關係を不必要に困難ならしむる如き現状變更を企てる如きは大なる矛盾であつて吾人は斷固として斯かる企圖に反抗せざるを得ない。

リットン報告書に對する

各國新聞紙の論調

聯盟を煽て上げ對日經濟戰を暗示

國米

—ワシントン・ポスト紙—

この報告の結果は滿洲問題を再び危機に導くであらうが、この報告は公平無私のふん圍氣をもたらす。聯盟はこの報告がなされたと同様の精神を以て勇敢に行動すべきである。各國の滿洲國不承認は續いて經濟的關係の困難を伴ふだらう。即ち日本にはもう金を貸さない、日本は經濟的困難を切抜けるためにその生産品を海外に投賣してゐるが各國はいづれは關稅を引上げるなり、その他の貿易障壁を日本に課すだらう。かくて滿洲經營で財政困難を來してゐる日本は更に經濟的壓迫を受け結局日本國民は食へなくなつて如何なる事態をまき起すかわからない。しかして極東の形勢は新局面に進展するであらう。

不公平だとの非難は當らず

— ニューヨーク・ヘラルド・トリビューン紙 —

リットン報告發表に相次いで日本がこれを不公平なりと難じてゐるとの報道があるが、これは我々としては甚だ解せぬことである。我々にはむしろ今度の報告書は日本に同情的であつて支那には却つて酷であるかのやうにさへ思はれるのである。報告書全部にみながつてゐる公平無私な専門的かつ知識的部分はこれを見のがすことは出来ない。我々は寧ろ日本に對する主權要求を甚だせん越なものとしてゐる。然し今度の日本の軍事行動は確に日本の資本並に人民擁護の域を越えてゐたといはねばならぬ。然らば如何にしてこの重要にしてかつデリケートな問題を處理すべきかといへば誰れでも暗示し得ないことであらう。日本に滿洲から直に撤兵せよといふことは不可能なことである。故にこれを要求することはこの問題を解決する唯一の途であるべき外交的手段を日本が自ら封鎖してしまふことになるであらうから、ジュネーヴ並にワシントンが火急な方策をとることを要求するのも良くないことである。日本は十分にこの報告書を研究する時間を持つてゐるのであるから我々はこれを待つより外はない。尙リットン報告書は世界のもつとも公平なかつ堅實な意見を代表してゐるものである。

ることを切實に認め又先週土曜日のスチュムソン氏の演説はアメリカ國民の意見を齊しく代表してゐるものであることを公言して憚らない。

英 國

聯盟は暫く靜觀せよ

— イヴニング・ニュース紙 —

吾人は聯盟理事會に對し滿洲問題に對する審議を一年乃至二年延期し、暫く時の解決を靜觀する態度を採る事を勸奨するものである。リットン報告は餘りに時期を失してをり、然も聯盟をして同報告書の握りつぶしを餘儀なくせしむるか、或は聯盟をして何等かの行動を採るを餘儀なからしむるかのチレンマに立たしむるものにして、もし聯盟が前者を選べば、現在辛うじて保持しつゝある聯盟の面目は全然まるつぶれとなり、後者を選べば、日本の聯盟脱退は決定的となるであらう。實にイギリスが聯盟國として今回日支問題の討議に參與するに至つたことはもつとも不幸とせねばならぬ。我がイギリス國民にとつては問題はほとんど利害關係薄きものであり、然も我が國民の大多數は日本に對して同情を有するものである。

支那の肩を持ち過ぎる

— デーリー・メール紙 —

リットン卿報告書の内容は偏見であり、目立つて支那の肩を持つてゐる。報告書は日露戦争における日本の莫大な犠牲について述べて居らず、その他すべての重要な事實に適當な重要さを置いてゐない。もし日露戦争がなかつたなら滿洲はソヴェトの一地方となつてゐたであらう。滿洲における日本の存在はイギリスのインド、エジプトにおけると同様自然でありかつ有益なものである。

報告書は上出来だが事態は一變

——ロンドン・タイムス紙——

同報告の研究は各國政府とも相當時間を要することであつて聯盟の調停が早いよりむしろ遅い方が機宜處置をとるに適するややに思はれる。

その主義は關係各國の承認を得るに難くないものであるが、不幸にして報告の出来ない時とこれがジュネーヴに到着した時とは事態が變化したためその結論の効果が削がれたのだ。即ち調査團は派遣の時期が遅い上に滿洲國承認といふ重大事件の前に滿洲を去つたといふ二つのハンデキャップに禍ひされてゐる。この例は今後聯盟が事變の調査をする時は必ず速かにすべきことを物語つてゐる。

同報告は日本の滿洲における政治上並に經濟上の利益を十分に認めて事件解決につき勸告してゐるが日

本政府はこの勸告に決して應ずるものでないことは明かである。しかし近來滿洲にも反日本の運動が減少するよりもむしろ増す状態であつて、ドイツ、フランスにも匹敵する廣い地域における反日本運動を鎮壓することは日本の財政を枯渇せしむるものであつて、日本國民はこの反感を度外視することは日本永遠の利益でないといふリットン報告の結論に同意せざるを得ない時がくるであらう。世界各國は日支兩國の協調を熱望してゐたがこれは水泡に歸した。しかし同報告の意味のあるところは慎重に聯盟規約に照して調査すべきである。

英米の共同戦線を主張

——ニュース・ニクロナル紙——

リットン報告書は實に國際聯盟の試金石である。歐洲各國政府の安全は今や各國政府が共同戦線を維持するか否かにかゝつてゐるが就中もつとも重要なものは英米兩國が歩調を合せて行くことだ。もしマクドナルド政府が日支紛争に關しじんぜん事態の推移を傍觀する態度に出づるならばイギリスの輿論を代表してゐるといふ現内閣の信用は大いに傷つけられるに至るであらう。

報告に偽りあり

——モーニング・ポスト紙——

満洲の支那人は同報告のいふが如く決して支那政府に好意を持つてゐないことは、支那人が國內の混亂を避けて多數満洲に入込むのでも知られる。支那に強力な新政府をつくる事も満洲及び蒙古、北平、南京、廣東などの現状を見て將來が察せられる。

反日運動に卷込まれるな

——デーリー・メール紙——

満洲がもし現在の支那の治下にあつたならば、全く混亂の巻になつてゐるだらう。我等はサイモン外相が賢明にして思慮ある外交手段をとり、イギリスをして反日運動に卷込まれない事を望む。虚勢的國權論者やファシストはシンガポールや、香港の危険を説いてゐるが、これは荒唐無稽の議論で、日本の満洲は恰もイギリスのインド、エジプトである。

日本擁護か、純理か

——デーリー・ヘラルド紙——

調査員は既に判決を與へたがサイモン外相は依然として日本擁護の方針を續けるか、或は純理に立戻るか、幸に聯盟はその危機に直面してアメリカの協力を得たから、最高權力を押し立て進む決心をなすべきである。

聯盟の威信擁護のためのみ

——パリ・スワール紙——

國佛

報告書は多くの人を失望させるだらうといひ、次に報告書の要點として支那の混亂状態、共産主義、國家主義が支那に醸成しつゝある累と弊害がよく認められると述べ、報告書が満洲を事前の状態に引戻すこと不可能なること、よつて状態を有りのまゝに判断せねばならぬと、日支兩國が出来るだけ早く直接交渉を開始したがいよことを聲明してゐる點に重きをおいてゐる。

時期既に遅し、報告書は無効

——フチ・パリチヤン紙——

もし報告書が六ヶ月前にだされていたら役に立つたであらうが、半年來新事實の發生があつたため報告書はよく出来てゐても時期を失し無効になつてゐる。

この日本の滿洲國承認並に報告書第六章にある如き滿洲國大官顧問に多數の日本人の任命が今更ながら何とも仕難い事實となつてゐるからだ。

といひ、又十一月の臨時理事會で解決策が見つからねば重大な結果をももたらすだらうと論じてゐる。

露國

米國の反日的立場を強化

——イズヴェスチヤ紙——

リットン報告書は一方日本のソヴエト聯邦襲撃を示唆すると同時に他方反日戦線の共同陣營にソヴェト・ロシアを卷込まんとする途をもあけてゐる。また同報告書が吾人に多大の興味を覚えさせることは、

日本が同報告書の條件勧告に屈従させられた場合、世界の帝國主義列強が極東問題を如何に解決せんとしつゝあるかを表示してゐることである。例へば滿洲を國際植民地化し全支那に國際共同借款團を再設せんとする如きこれである。

支那

滿洲國存在の否定を喜ぶ

——河北日報——

東三省に自治制度を用ひよとする報告書の結論は、日本の武力が造り出した東三省現在の不法状態を敷えんとしたるもので、支那の失地を回復し完全に奉天事變前の現狀に戻すとの正當な希望とは大に相反するが、支那主權と領土完成の原則を擁護し滿洲國の存在を否定せるは實に正當で日本人のいはゆる認識不足は全世界の輿論に葬られ嚴正なる最後の裁判を受ける事となつた。日本當局者が報告書に失望してゐるとあるがそれは察するに餘りある。

聯盟の建議も一種の形式

——大公報——

報告書は東三省における日本の駐兵權に關し何等重視せず中國の統治權解決を強く論じてゐないのは不都合だ。しかし九月十八日はゆる奉天事變が日本軍閥の計畫に基くもので獨立運動も日本の援助によるものなる事を明示せる點は至極同感だ。日支間に新條約を締結し紛糾を解決する點については賛成だが、日本が中國を分割する意思あることを強く論じてゐないのは解せない點だ。最近各國は頻りに九ヶ國條約等を尊重してゐるが日本は今ではそんなものを問題にしてゐないやうだ、従つて今回の報告書の内容から見て必ずや何等の懸念なきものとして一切の建議をしゆん拒するであらう。次に中國は領土權及び行政權について絕對保持を要求するがこの原則を容れての日支條約締結ならば賛成だが然らざれば反對だ。要するに日本が中國を分割する意思ある以上國際聯盟の建議等は一種の形式となり成功は困難である。従つて吾等は自發的に解決點を發見することに努力せねばならぬ。

リットン報告書全文 (終)

昭和七年十月二十五日印刷
昭和七年十一月十日發行

リットン報告書全文

定價 金八十錢

不許複製

編輯人 軍事教育社編輯部
 發行人 佐藤勝之助
東京市神田區仲猿樂町十五番地
 印刷人 藤本茂人
東京市神田區猿樂町十九番地

(刷印所刷印本藤)

發行所

軍事教育社

東京市神田區仲猿樂町十五

電話九段一九三八・一二八三
 振替東京七五九八六

！版百三評好大的熱白・閱武島中 少海軍佐

覺悟せよ！次の大戦

元帥 東郷平八郎閣下
陸軍大將 白川義則閣下
陸軍中將 長岡外史閣下
海軍中將 佐藤鐵太郎閣下

題字

先着一萬名限短期大特價提供
定價金貳圓四拾錢の處(送料十四錢)

大特價 壹圓六拾錢

(二部以上共同注文に限り送料弊社負擔)

發行所

軍事教育社

東京神田仲猿樂町十五番
電話九段(33)一八九三番
振替口座東京七五九八六

砲聲は熄んだ！ 干戈は納つた！ これ
で戦ひは終つたらうか？ 否、今事變は
次の大戦の動因を孕んで將に爆發せんと
しつゝある！ 皇國の危機到らんとす！
須らく本書を讀んで來る可き日に備へよ！

特別附録

今回御注文に限り「最新日本軍歌集」(菊
半裁判二百四十頁)を無代添附贈呈す。



發社育教事軍